

平成 11 年 度

弘前大学生涯学習教育研究センター一年報

第 3 号

平成 12 年 3 月

弘前大学生涯学習教育研究センター

目 次

I. 調査報告・論文等

マルチメディア社会における生涯学習……………	木 村 博 人……………	1
介護問題に関する地域住民の意識と生涯学習 ―青森県内3町のアンケート調査から― ……………	藤 田 昇 治・高 嶋 一 敏・佐 藤 三 三……………	3
「地域に開かれた大学」づくりを目指して ―弘前市民へのアンケート調査から― ……………	藤 田 昇 治・高 嶋 一 敏・佐 藤 三 三……………	42
社会教育におけるNPOとの関わりを探る ―社会教育行政との関係を中心として― ……………	青 木 裕 次……………	68

II. 事 業 報 告

1. 生涯学習教育研究センター主催・共催事業	
(1) 公開講座……………	81
(2) 生涯学習講演会・シンポジウム……………	83
(3) 懇談会「地域に根ざしたセンターをめざして」……………	85
(4) 共催事業……………	85
2. 学部の主催事業など	
(1) 人文学部……………	87
(2) 教育学部……………	88
(3) 医学部……………	90
(4) 医学部附属病院……………	91
(5) 理工学部……………	92
(6) 農学生命科学部……………	96
(7) 医療技術短期大学部……………	98
3. 情報提供……………	99
4. 会議その他の事業日誌……………	100

III. センター関連規則等

1. センター関連規則……………	101
2. 機構・組織図……………	107
3. 地図・連絡先……………	108

ANNUAL REPORT
CENTER FOR RESEARCH AND EDUCATION OF LIFELONG LEARNING
HIROSAKI UNIVERSITY
NO.3, 2000

CONTENTS

Articles and Surveys Reports

Lifelong Learning in Multimedia Society	Hiroto KIMURA.....	1
Habitants' Consciousness about Caring and Lifelong Learning : From the Results of Surveys by Questionnaire among Three Towns in Aomori Prefecture	Shoji FUJITA • Kazutoshi TAKASHIMA • Sanzoh SATOH.....	3
Aiming to Build an Open University to the Community : From the Results of Survey by Questionnaire to Citizens in Hirosaki	Shoji FUJITA • Kazutoshi TAKASHIMA • Sanzoh SATOH.....	42
Studying the Relation between Adult Education and NPO : Especially Focusing the Administration of Adult Education	Yuuji AOKI.....	68
Activities of the Center for Research and Educaiton of Lefelong Learning 0.....		81
Rules and Organization.....		101

I. 調查報告・論文等

マルチメディア社会における生涯学習

医学部運営委員 **木村博人**

平成 11 年 6 月、文部省生涯学習審議会から「学習の成果を幅広く生かす―生涯学習の成果を生かすための方策―」とする答申がなされた。本答申は、第 1 章 新しい社会の創造と生涯学習・その成果の活用、第 2 章 生涯学習の成果を「個人のキャリア開発」に生かす、第 3 章 学習成果を「ボランティア活動」に生かす、第 4 章 学習の成果を「地域社会の発展」に生かす、の 4 章から構成され、21 世紀の日本社会における生涯学習の意義と在り方について指針となるものであろう。

この中で、筆者が特に注目したいのは、「新たな情報通信手段を活用した高等教育機関等による学習機会の拡充」という観点である。平成 11 年度の国立大学等公開講座の開設予定資料によると、開設大学は 94 校、開設講座数は 1,159 講座とあるが、果たしてどれだけの国民がこれだけ膨大な数の公開講座を受講し、学習の機会を活用しているかという点に関して、率直な疑問を感じるのは筆者ばかりではないと思う。以下、答申の一部を引用しながら、現在進行形である高度情報化（マルチメディア）社会における、生涯学習に対する大学の係り方について若干の私見を述べて見たい。

本答申で提言されているものの 1 つは通信衛星等を活用した公開講座の拡充である。現在、情報技術の進展とともに、光ファイバーや通信衛星等の高度情報通信基盤の整備が急速に進みつつある。このようなマルチメディアは、時間的・地理的な制約を克服し、多数の人々に、多様かつ質の高い学習資源の利用を可能にするとともに、学習者の主体的な学習活動を支援する手段として、今後、高等教育機関が広く国民に学習機会を提供していく際に、その活用の検討が不可欠とされている。

従来、大学公開講座といえば、大学が集中する首都圏や大都市に数多く開講されているのに対し、地方都市では比較的少ない傾向にある。また、地方といえども大学のある都市部の住民は受講するために種々の利便性が図られているが、いわゆる町村レベルでは公開講座の恩恵が等しく保証されてはいないのが現状であろう。

このような状況を踏まえて、文部省は生涯学習の機会を広げるため、平成 11 年 7 月から「教育情報衛星通信ネットワーク（el-Net）」事業として、全国の公民館・図書館・教育センター・学校等における送受信環境の整備を進めている。その趣旨は、「地元の公民館や図書館、学校で大学公開講座をリアルタイムで受けてみませんか？」というもので、青森県における受信可能な施設は、青森市内の 5 施設を筆頭に計 22 施設に及んでいる。ちなみに、弘前市は市立第 2 中学校と弘前市総合学習センターの 2 施設である。この事業は、現在、エル・ネットオープンカレッジとして、早稲田大学をはじめとする 27 大学（平成 12 年 3 月時点で参加している国立大学は宮崎大学、島根大学、琉球大学のみ）が、el-Net を活用して全国の図書館・公民館や学校等に公開講座を放映している。

今後は、弘前大学においてもこのネットワークと連携することにより、全国の公民館・学校等に直接公開講座を送信することが望まれるのではないだろうか。一方、現在、当大

学にもSCS（スペース・コラボレーション・システム）が整備されているが、el-NetとSCSが相互に乗り入れることができるように検討し、マルチメディアを活用した公開講座の提供に積極的に関わり、地域住民ばかりでなく国民全般に、広く学習機会を拡充する方法について検討する必要があるのではないだろうか。

今や、インターネットで学位を取ることが現実の話となっている程の個別学習の時代にあっても、公民館に集まって、テレビを見て学ぶと言うel-Netシステムも、地域によっては利便性の少ないものになるという危険性が指摘されている。しかしながら、青森県のように住民が散在しているような地方においては、当面有効な学習機会であることは間違いないであろう。一方、高齢者や子育て中の女性等に、在宅のまま公開講座の受講機会を提供する手段として、地域の生活に密着した情報の提供を行っているCATVの活用やインターネットを活用した送信も積極的に行い、例えば、多くの大学の参加により共同で公開講座を実施しそれをインターネットで流すなど、在宅で高度な教育を受けることができるような学習システムについても早急に研究を進めることが望まれている。青森県内においてインターネットの普及がどの程度進行するかにもよるが、少なくともインターネットを利用して大学の所有する知的資源に触れたいと希望する国民が多くなれば、本学における公開講座もこのようなシステムにも対応できるように準備を進めていくことは不可避と思われる。

一方、高度情報化社会における生涯学習の議論と併行して、マルチメディアを利用した生涯学習機会の提供は、ともすれば、視覚情報、言語情報の伝達に偏るきらいがあることにも、我々、情報発信者である大学人は大いに注意を払う必要があるだろう。すなわち、学習機会を提供する側と学習する側との五感を駆使したコミュニケーションは依然として欠かせないものであり、むしろ、マルチメディア教育が進展すればする程、現在の対面型公開講座の重要性が増して来る可能性は大きい。このような観点からすれば、昨年度本学の理工学部が「大学等地域開放特別事業」として開講した「楽しい科学」のような地域密着型の生涯学習機会は、今後も更に重要性を増すものと考えられる。

以上、地域に開かれた大学を目指す弘前大学における近未来の生涯学習の有り方について私見を述べた。マルチメディア社会における生涯学習の方向性については、既に、本年報の創刊号（平成10年3月刊行）において、藤田昇治生涯学習研究センター専任教官が指摘している所でもある。しかし、エル・ネットオープンカレッジの担当課長は「文部省が言うならお付き合いしましょうという姿勢だったら参加頂かなくて結構です。」とも述べており、生涯学習の機会提供は一部の教官の責務ではなく、学内の教職員がこぞって真摯に取り組むべき課題であることを改めて付け加えたい。また、将来的には、現在行われている公開講座の映像等を記録し、著作権の問題等を解決して、マルチメディア上で提供できる番組をストックして行く努力も必要になって行くであろう。今後も、関係諸氏の積極的な取り組みを期待するものである。

介護問題に関する地域住民の意識と生涯学習

ー青森県内3町のアンケート調査からー

藤田 昇治・高嶋 一敏・佐藤 三三

I はじめに

少子・高齢化社会と言われる中で、地域生涯学習の在り方を研究する上で、様々な課題設定がなし得るところである。介護を必要とする家族がいる場合には介護のための科学的な知識・技能の習得が不可欠であり、また要介護者自身も「自立」を目指した主体的な生活（その基礎には様々な学習が必要）の探究が求められている。とりわけ、4月から介護保険法が施行されることで、介護ないし福祉は「行政サービス」から「契約」へと大きく変化する。そうした新しい条件に対応した生活の営みが必要になっている。

また、要介護状態にいたる多くのケースが生活習慣病の発病をきっかけとしているが、自己の健康管理をどのように行い、まさに日々の生活をどのような内実で営むのか、ということが生活の営みにおける主体性の確立の課題となっているのである。

それはまた決して個人の努力だけでなし得るものではなく、福祉・教育をはじめ様々な領域の専門職員や地域住民との連携の下で可能となるものである。

平成8年から地域の生涯学習課題を実証的に捉えようと介護問題を研究課題として設定してきたが、平成10年度からは文部省の科研費の補助を受け、「高齢化社会における介護問題と地域生涯学習」という研究課題を追究してきた。すでに、実際に介護している方々・介護を受けている方々からの調査も実施し、さらに保健協力員へのアンケート調査なども実施してきている⁽¹⁾。

今回は、これまでの調査研究の成果をふまえ、従来から実施してきた調査と同じ地域（青森県川内町・田子町・深浦町）で、住民に対する無作為抽出の郵送によるアンケート調査を実施した。

なお、末尾にアンケート用紙を掲載しているが、紙幅の関係で2段組とし、また、田子町のものだけを掲載した。

II 調査の位置づけ

1. 調査の対象地域

青森県の中で、川内町は下北半島に所在し、市街地は陸奥湾に臨んで発達している。第一次産業が中心だが、かつては炭鉱もあってにぎわった町である。現在、人口はおよそ5000人である。

田子町は青森県の南部・内陸部に位置し、岩手県に隣接している。農業の比重が高い地域である。にんにくの主産地で畑作が主流であるが、近年は肉牛生産も重視されている。人口はおよそ8000人である。

深浦町は日本海側にあって、第一次産業の比重が高く、他の地域に比べ漁業および水産

加工業の占める割合が大きい。人口はおよそ 9500 人である。

2 調査対象者

20才の男女の10パーセントを対象とし、無作為抽出により対象者を選定した。アンケート用紙は1月中～下旬に発送し、2月中旬を回収日とした。発送した部数は、川内町433通、田子町631通、深浦町757通である。

全体では961人からの回答が寄せられた。各町の回答者数は、川内町248人（25.8%）、田子町334人（34.8%）、深浦町379人（39.4%）、である。回答者数だけでは深浦町が最も多くなっている。

それぞれの地域別にみた回収率は、川内町57.3パーセント、田子町52.8パーセント、深浦町50.1パーセントで、3町の全体では52.8パーセントという、高い回収率となっている。

今回は、紙幅の関係から、3町の合計について単純集計し、概括するにとどめたい。なお、可能な範囲内で年齢と性別による傾向の違いには着目して分析を行うこととする。

3 調査内容

調査項目の内容を大別すると、以下のようになる。(1) フェースシート（職業、年齢、性別、住居）、(2) 介護保険について（どのように感じているのか、等）、(3) 介護についての基本的な考え方（介護の在り方、介護の家族内分担、介護サービスの利用について）、(4) 自分ならびに家族の健康状態、(5) 将来へのそなえ、(6) 日頃の生活状況、といった6つの部分で構成されている。

III アンケート調査の結果分析

1. フェースシート

(1) 職 業

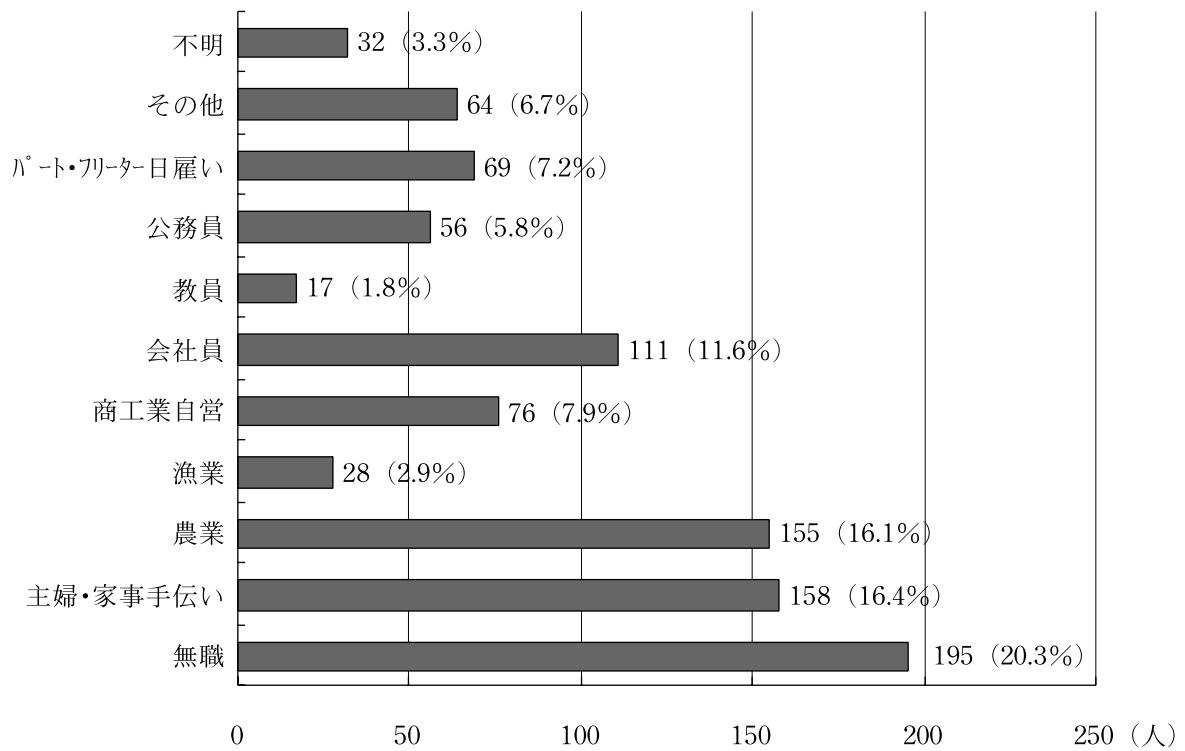
図－1に示すように、職業別内訳は「無職」が最も多く195人（20.3%）で、以下「主婦・家事手伝い」が158人（16.4%）、ほぼ同数で「農業」155人（16.1%）、「会社員」111人（11.6%）、「商工業自営」76人（7.9%）、そして「パート・フリーター・日雇い」が69人（7.2%）となっている。

無職が多いということは、これらの地域が高齢化した労働力・人口構成になっていることを反映したものと考えられる。また、都市部に比較するならば、農業の占める割合が多いことも特徴的なことである。

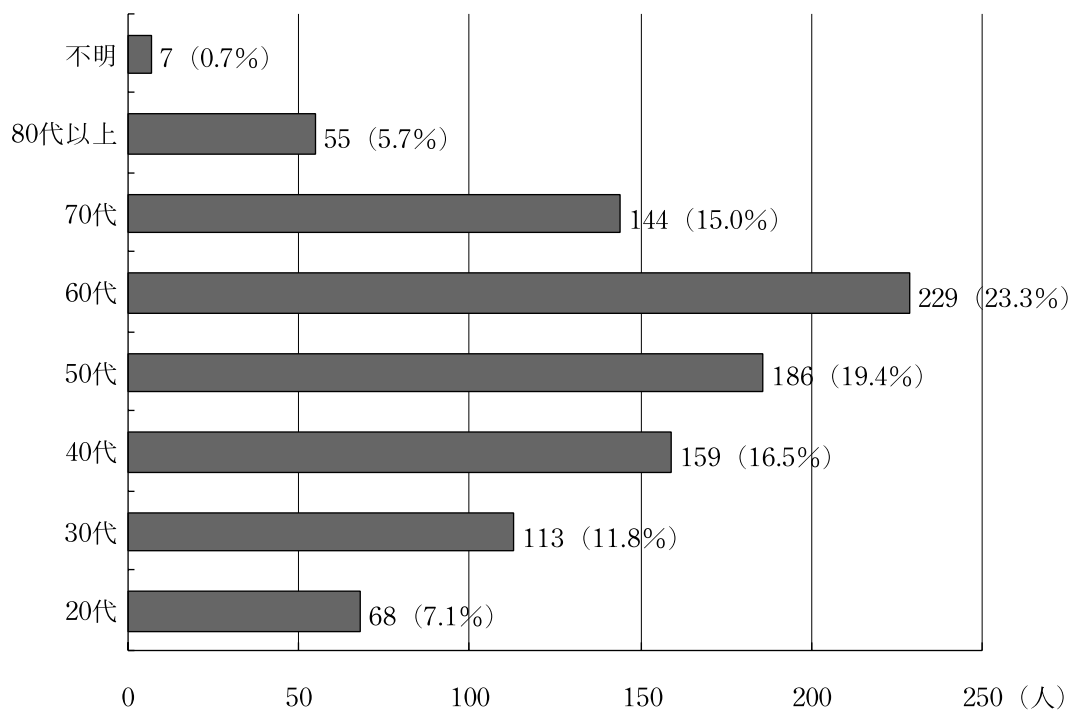
(2) 年 齢（年代）

次に年齢構成について述べる。図－2に示すように、もっとも多く回答をしているのは60代で229人（23.8%）であり、第2位は50代186人（19.4%）、第3位が40代159人（16.5%）、となっている。

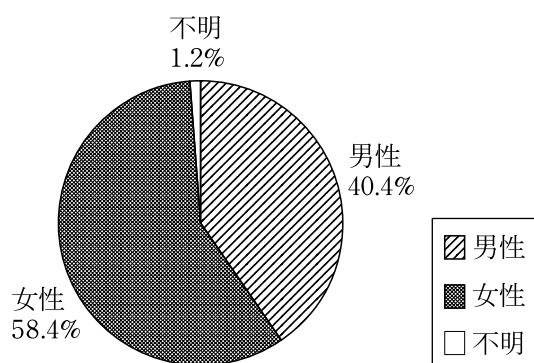
60代以上の合計は428人で、回答者総数の中で44.3パーセントを占めている。全体的には、高齢者の占める割合が比較的高い、ということが言えよう。



図－１ 回答者の職業別内訳



図－２ 回答者の年代別内訳



図－３ 回答者の性別内訳

表－１ 回答者の住居別内訳

	実 数	構成比
持ち家	871	90.7
借 家	25	2.6
アパート・間借り	15	1.6
公宅・町営住宅	22	2.3
その他	16	1.7
不 明	11	1.1
計	960	100.0

なお、3町の年齢別人口構成（2000年2月末）では、42.4%になっている。

（３）性 別

次に、性別の割合では、男性が388人（40.4%）で、女性が561人（58.4%）である。これも2000年2月末の人口構成と比較すると、男性47.9%、女性52.1%であるから、回答者の割合はやや女性が多い、ということが言える（図－3）。

（４）住 居

住居の状況では、持ち家に住んでいるというのが圧倒的に多く、871人で90.7パーセントを占めている（表－1）。

（５）職 業（60才以上の人のみ）

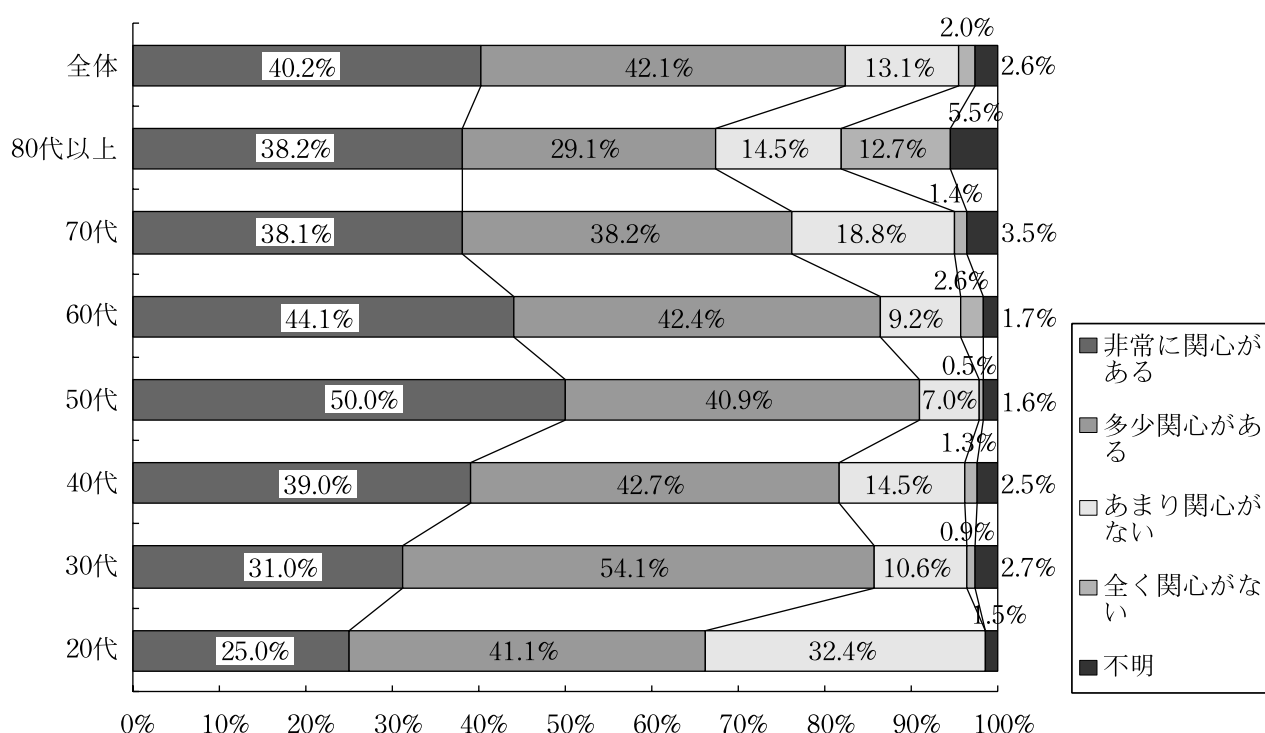
160才以上の人に、20代から50代にどのような職業についていたか尋ねたところ、449人が回答しているが、その中では「農業」が最も多く156人（34.8%）、次いで「商工業自営」が56人（12.5%）、「主婦・家事手伝い」が44人（9.8%）、「公務員」37人（7.2%）、などとなっている（表－2）。

2. 介護保険について

（１）関心度

表－２ 職業別内訳（60才以上）

	実 数	構成比
無 職	20	4.4
主婦・家事手伝い	44	9.8
農 業	156	34.6
漁 業	22	4.9
商工業自営・日雇い	56	12.4
会社員	33	7.3
教 員	6	1.3
公務員	37	8.2
パート・フリーター	8	1.8
その他	29	6.4
不 明	40	8.9
計	451	100.0

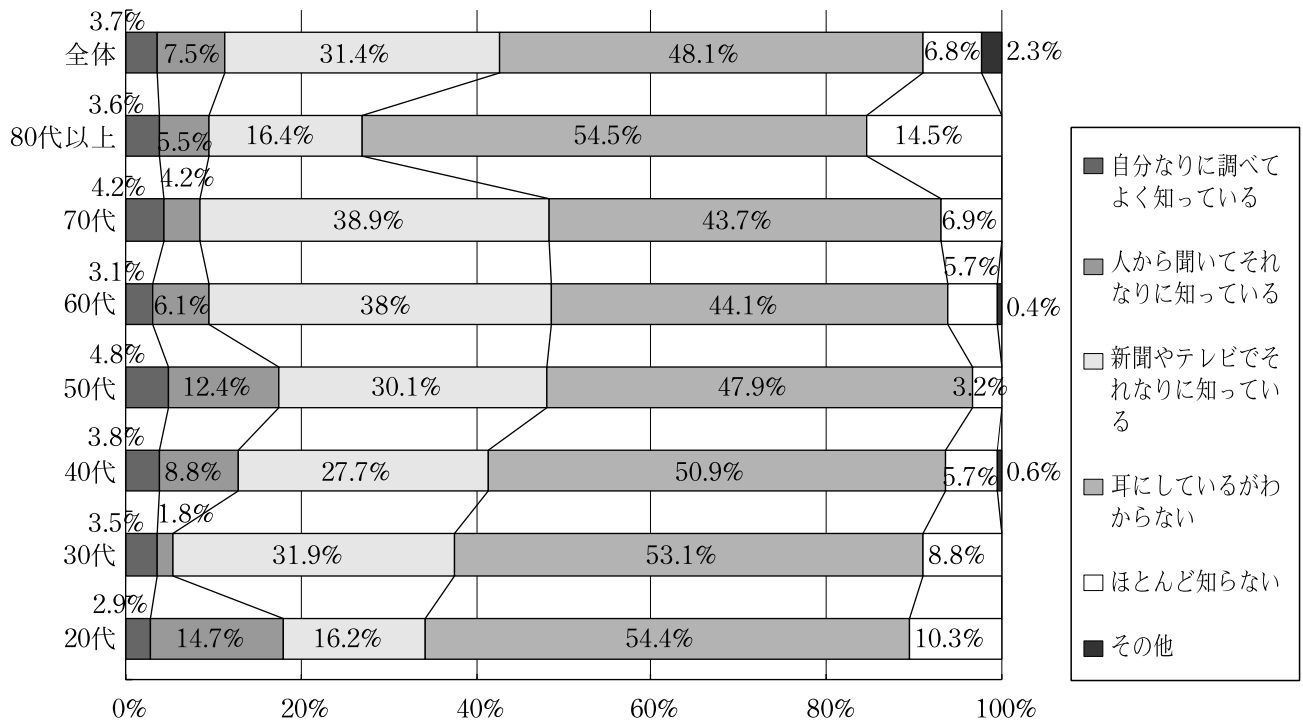


図－４ 介護保険への関心度（年代別）

介護保険についてどのように感じているのか、関心度を尋ねてみた。全体としては「多少興味がある」が405人で42.1パーセントと最も多くなっている。次いで、40.2パーセントにあたる386人が「非常に興味がある」と回答している。両者を合わせると791人で8割以上が関心を持っていることが明らかである。4月から介護保険制度がスタートするという段階でのことで当然とも言えるが、それだけ介護問題が多くの住民にとって切実な問題になっていることがうかがわれる。

表－３ 介護保険についての理解度

	実 数	構成比
自分なりに調べたのでよく知っている	36	3.7
人から聞いてそれなりに知っている	72	7.5
新聞やテレビ等でそれなりに知っている	302	31.4
いろいろ耳にしているがよくわからないことが多い	462	48.1
ほとんど知らない	65	6.8
その他	2	0.2
不 明	22	2.3
計	961	100.0



図－５ 介護保険についての理解度（年代別）

表－４ 介護保険の理解度（関心度別）

	非常に関心がある		多少関心がある	
	実数	構成比	実数	構成比
自分なりに調べたのでよく知っている	28	7.3	5	1.2
人から聞いてそれなりに知っている	43	11.1	22	5.4
自分なりに調べたのでよく知っている	143	37.0	128	31.6
いろいろ耳にしているがわからないことが多い	158	41.0	222	54.9
ほとんど知らない	9	2.3	27	6.7
その他	2	1.5	0	0
不 明	3	0.8	1	0.2
計	386	100	405	100

しかし、年代別にみると、世代間で関心度合いに多少の開きがあることも否定できない。図－４に示すように、50代では「非常に関心がある」が50パーセントで、「多少関心がある」も40.9パーセントになっていて、この両者の合計は90パーセントを超える。60代でも、「非常に関心がある」は44.1パーセントで「多少関心がある」が42.4パーセントで、合計すると約87パーセントに及ぶ。50～60代は、一方では自分が家族の介護を実際に行っているか、あるいは近々担うことになる可能性が高い、と意識せざるをえない。また、自分自身がいつなるとき要介護状態に陥るかもしれない、という不安をいだいているものと考えられる。また、4月から保険料を負担する必要が差し迫っている。

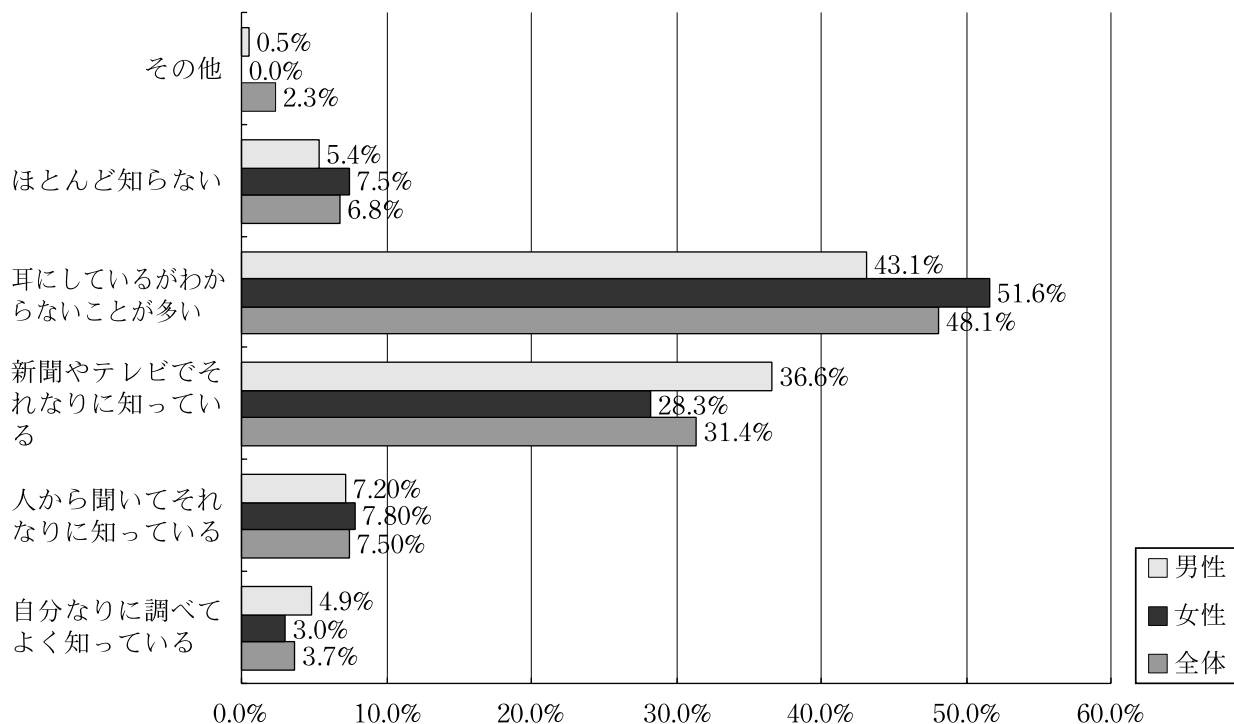
これに対し、20～30代では「非常に関心がある」と回答しているのは25～31パーセントであり、「多少関心がある」と回答している人は、30代では54.1パーセントをこえていて「非常に関心ある」と回答した人との合計は約85パーセントになっているが、若い世代では関心度が多少低くなっていることを示しているのではないだろうか。

（２）理解度

介護保険の内容について質問したところ、表－３に示すように、「自分なりに調べたのでよく知っている」と回答した人はわずかに36人（3.7パーセント）であった。「人から聞いてそれなりに知っている」と回答した人は72人で7.5パーセントである。「新聞やテレビ等でそれなりに知っている」という人が302人で31.4パーセントで比較的多いが、以上の3つの回答を合計しても410人で42.7パーセントである。「新聞やテレビ等でそれなりに知っている」が多いのは、介護保険スタートを間近に控えマスコミが取り上げる機会が多いことによると思われるが、同時に、普段の生活の中で比較的容易に情報を入手できる手段であることを示している、と考える。

これに対して、「いろいろ耳にしているがよくわからないことが多い」という回答が462人と最も多く、48.1パーセントとほぼ半数に達していることが重視されなければならない。

図－５に示すように、年代別の傾向をみると、80代以上の高齢者と20～30代で「いろいろ耳にしているがよくわからないことが多い」の比率が高いことが注目される。新聞その他のマスコミから生活情報を入手することが相対的に少ないことと、介護保険に関する



図－６ 介護保険の理解度（男女別）

関心が相対的に低い、ということが考えられる。

ここで、先の設問との関係を見ると、「非常に関心がある」と「多少関心がある」と回答した人について、この設問との相関をみた。結果として、「非常に関心がある」と回答している人は、「自分なりに調べた」、「人から聞いてそれなりに知っている」、「新聞やテレビ等でそれなりに知っている」と回答した人の割合が、いずれも高くなっている（表－４参照）。

しかし、前問の関心度との相関を考えた場合、関心はあってもそこから出発して主体的に調べるという行動、学習活動まで展開している人は決して多くはない、ということができるのではないかな。

さらに、介護保険の内容を知っているかどうかを尋ねた設問について男女比較をすると、図－６に示すように、「新聞やテレビ等で知っている」という回答をした人が男性で36.6パーセントであり、女性の28.3パーセントよりも8.3ポイント多くなっている。逆に、「よく耳にしているがよくわからないことが多い」と回答している人が、男性では43.1パーセントであるのに対して女性は51.6パーセント回答しており、8.5ポイント高くなっている。このことは、男性に比較して女性の方が介護保険の具体的な内容を十分把握できていない人の割合が多い、ということを示していると考えられる。

もっとも、「知らないことが多い」という判断も主観的なことなので、どの程度の知識を有しててなおかつ「知らない」と判断しているかは個人差が有り得る。介護保険に関する新聞報道などを十分把握しながら、なおかつ自分自身や家族の状況に即して考えようとすると「わからないことが多い」と判断する場合もあれば、新聞記事に目をとおしても「よく理解できない」という場合も有り得るのである。

表－５ 介護保険への不安

	実 数	比 率
保険料をあらたに負担することになるので経済的に苦しくなるのではないかな不安	542	56.4
サービスを受けると１割自己負担することになるが、その負担が大きくなるのではないかな不安	366	38.1
介護必要の認定によっては(自立可能と判断されたりすることで)自分が受けたいと思うサービスを受けることができないのではないかな不安	452	47.0
民間の事業所などによるサービスが期待できないので、必要なサービスが確保できるかな不安	199	20.7
とくに不安はない	43	4.5
よくわからない	239	24.9
その他の不安がある	19	2.0
不 明	27	2.8
計	961	196.4

(注１) 複数回答なので合計が 100%を超えている

(3) 介護保険施行への不安

設問８で、施行直前に当たってどのような不安を感じているのかを複数回答で尋ねたところ、表－５に示すように、第一に「保険料をあらたに負担することになるので経済的に苦しくなるのではないかな不安」と回答している人が 542 人で 56.4 パーセントと最も多くなっている。なにより経費の負担に関心が集中している。このことは、当面、高齢者については保険料の徴収などで便宜が図られたとはいえ、近い将来費用負担増が予想されることと、同時に十分自己負担すべき費用の実態がよくわかっていないこと、があるものと考えられる。

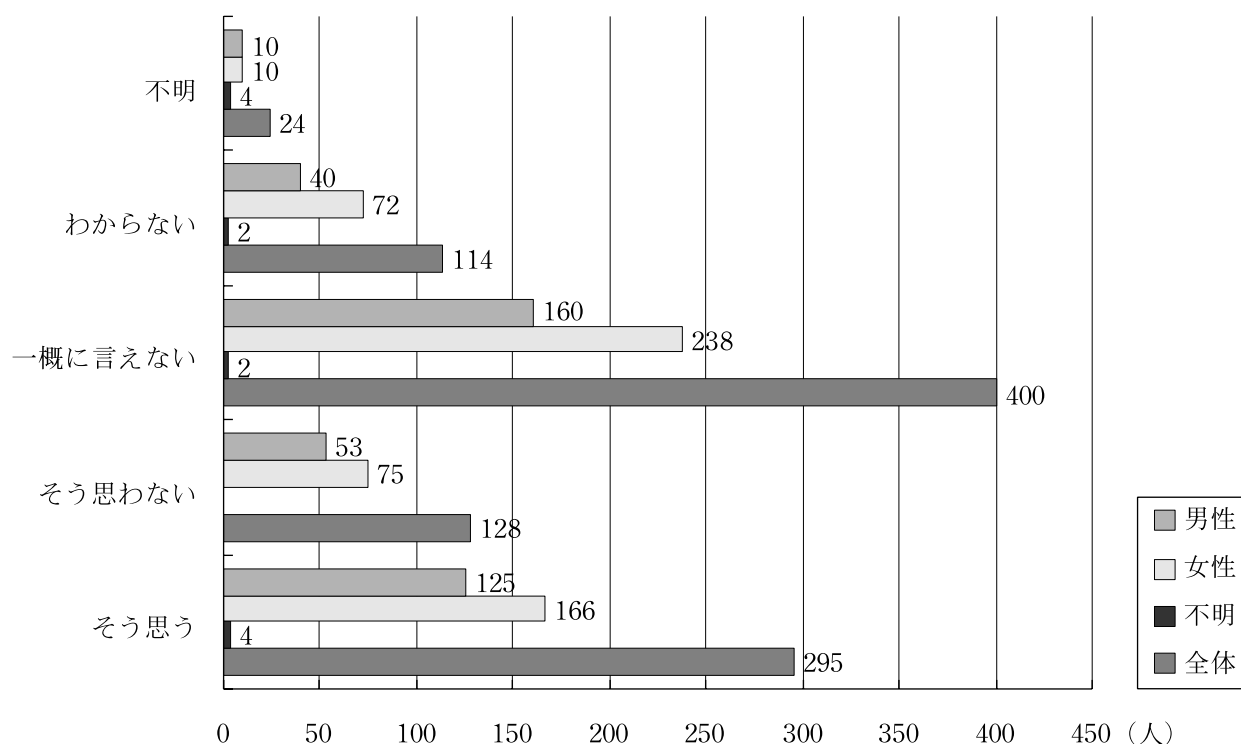
次いで「介護必要の認定によっては（自立可能と判断されたりすることで）自分が受けたいと思うサービスを受けることができないのではないかな不安」と回答した人が 452 人、47.0 パーセントとなっている。費用負担とは別に、介護をする際に介護サービスが期待どおりに受けられるのか、という不安があるものと考えられる。また、できる限り家庭内で介護をしたいとする意識が働いているものと考えられる。

第３位は「サービスを受けると１割自己負担することになるが、その負担が大きくなるのではないかな不安」というもので、366 人、38.1 パーセントが回答している。サービスを受けるにしても、その１割を自己負担しなければならないことの重みを痛切に感じているようである。

3. 介護についての基本的考え方

(1) 介護保険法施行にともなう意識の変化について

ところで、介護保険制度がスタートすることで、従来と福祉制度が大きく異なる点は、行政サービスから保険によるサービスへの転換である。その趣旨として、保険になること



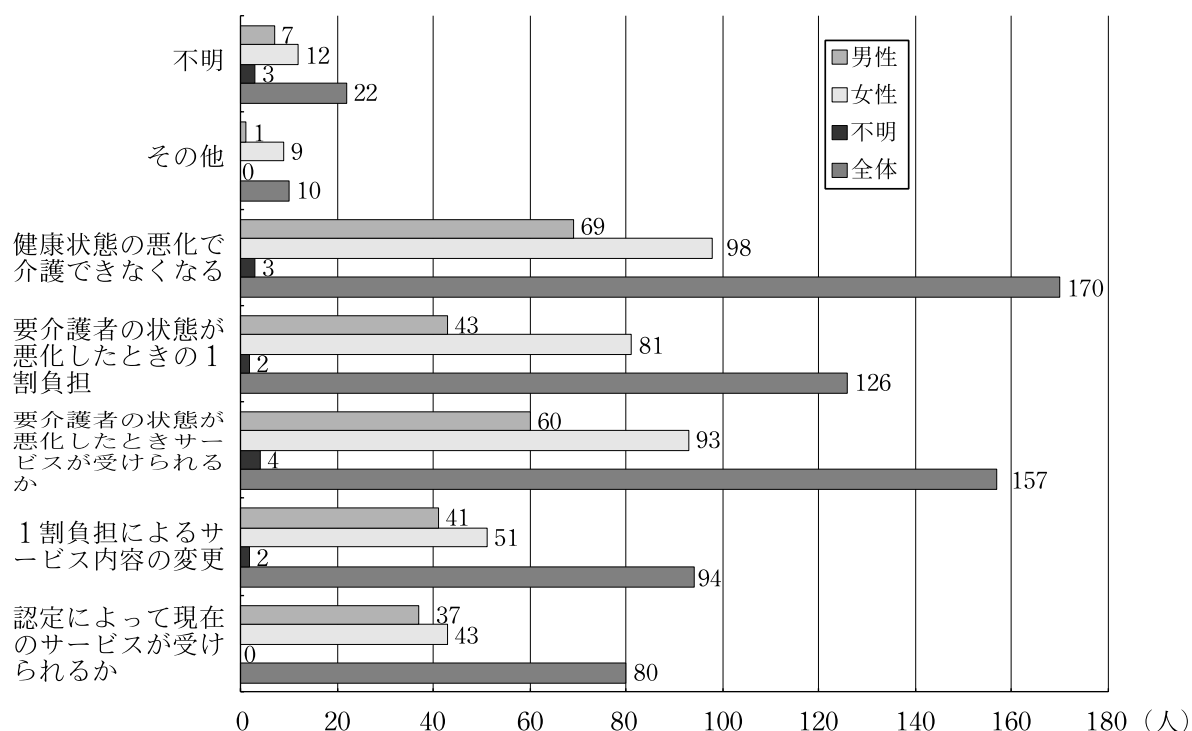
図－７ 保険制度化にともなう意識の変化について

で加入者は介護サービスを権利として要求することができるようになる、ということが強調されてきた。しかし、実際には住民の意識としては、そうした見解を肯定するよりも否定する方が多い、という結果が出ている。

すなわち、設問９の保険に対して積極的に申請するようになると思うか、という設問に対して、図－７に示すように、「そう思う」と肯定している人は２９５人、３０．７パーセントとほぼ３割である。これに対して、「そう思わない」と回答している人は１２８人と１３．３パーセントでしかないが、「一概に言えない」と回答している人が４００人と最も多く、４１．６パーセントにも達しているのである。これと「そう思わない」と回答している人を合計すると、過半数の人は否定的な感想を持っている、と考えられる。そのことは、一方では地域における介護サービス提供能力の現状（希望したサービスが完全に充足される条件がないなど）に対する評価を前提としているものと考えられるが、制度の改正によって人々の介護に関するスタンスが基本的には変わらないのではないかと、という意識を反映しているものと考えられる。そこでは、自分自身あるいは家族が要介護状態になっても「保険契約になったのだから大いにサービスを利用しよう」という気分にはならない、という意識が働いているものと考えられる。

（２）要介護者がいる家族の不安

設問の１０は、現在家族に介護を必要とする家族がいる人に、法律施行にともなう不安をたずねたものである。同居・別居を問わずに要介護者がいる人として、３４７人が回答して



図－8 介護保険開始への不安（家に要介護者がいる人347人）

いる。なお、回答は複数回答となっている。

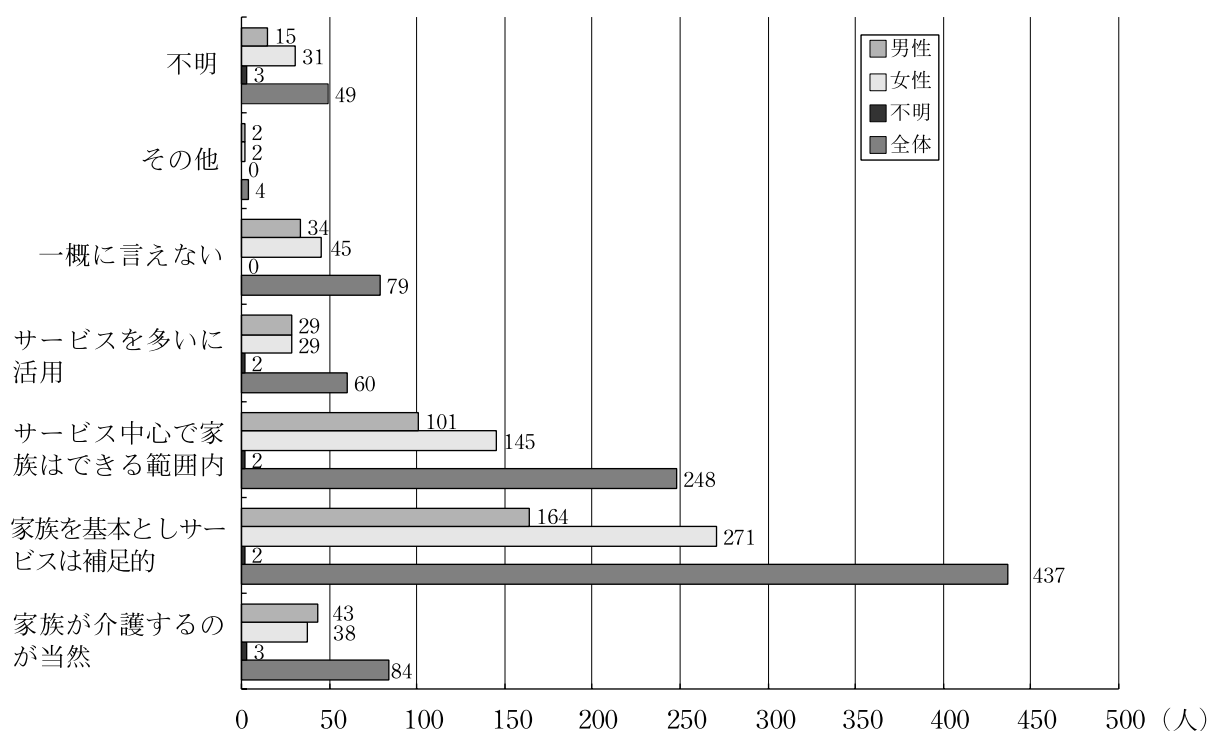
その中で、図－8に示すように、「介護している人の健康状態が悪化したり体力が低下して、十分介護できなくなるのではないかと不安」と感じている人が170人、49.0パーセント、と最も多かった。

日常、実際に介護を担っている人の率直な感想だと考えられる。

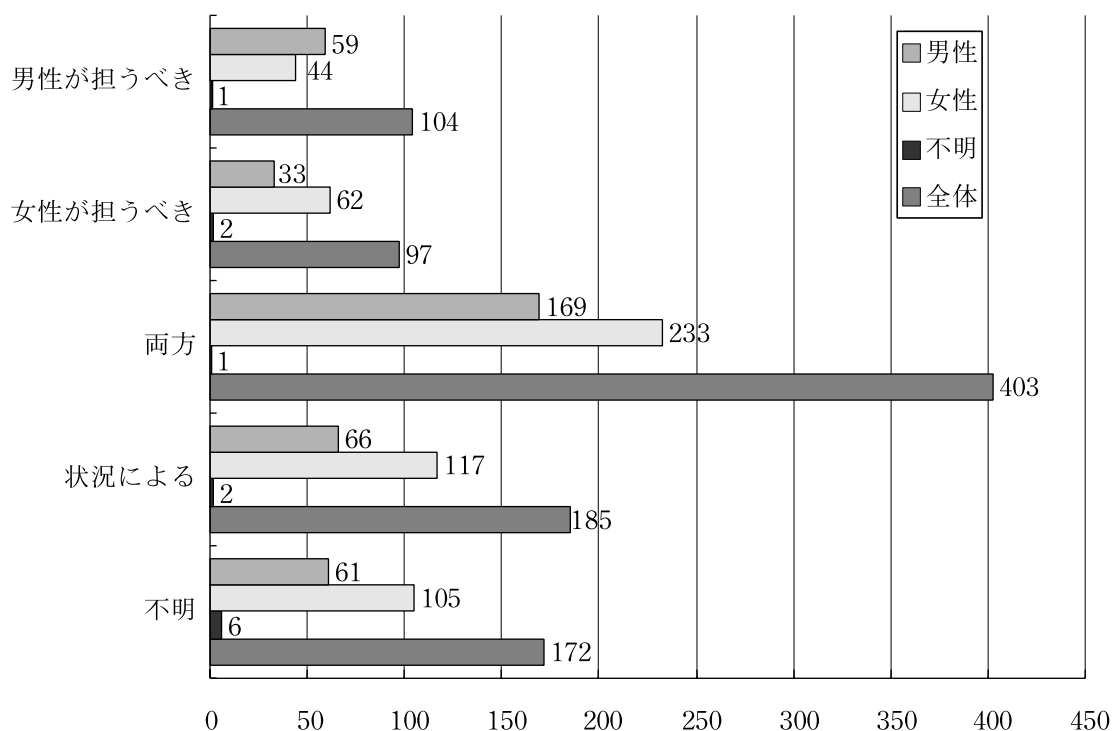
次いで、「介護を必要としている人の状態が悪化した場合、適切なサービスを認定してもらえるかどうか不安」だとする人が157人（45.2パーセント）、となっている。

周知のようにコンピューターによる第一次認定をめぐって、必ずしも実態を反映した認定とならない場合がある、ということもあるが、むしろ介護者がぎりぎりのところで介護していて、将来要介護者の状態が悪化した場合には介護しきれなくなるのではないかと、という不安が示されたものと考えられる。

さらに、「介護を必要としている人の状態が悪化した場合、サービスの1割負担が大きくなるのではないかと不安」と回答している人が126人、36.3パーセントと、3分の1を超えている。「受けるサービスの1割負担が大きいので、サービスの内容を変えたり減らすことを考えなければならないのではないかと不安」と、経済的な負担から介護内容・レベルを低下させなければならないのではないかと、と不安を感じている人や「現在受けているサービスが介護の認定によっては受けられなくなるのではないかと不安」という人も多く、それぞれ四分の一を超えている。



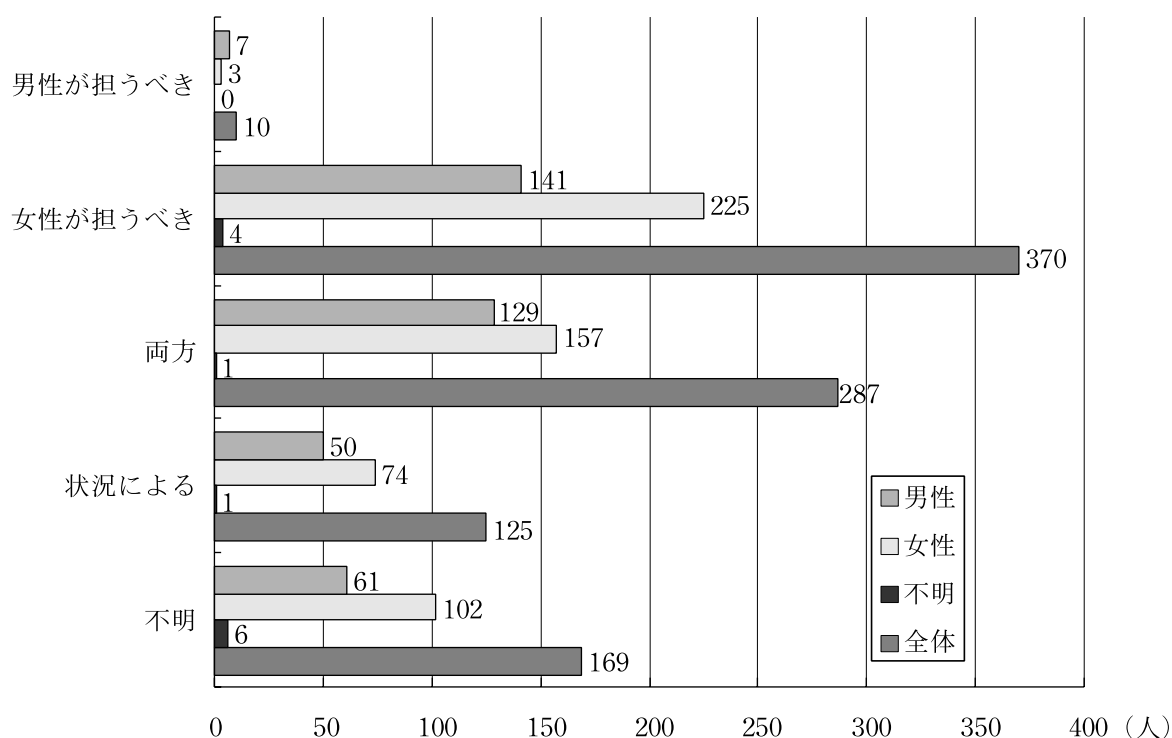
図－９ 介護のあり方についての考え



図－１０ 用事の代行・代読

(3) 介護の基本的な考え方

周知のように、「介護を在宅で」という方向が厚生省などで強調されているが、住民の考えを尋ねてみた。これに対して、図－９に示すように、「家族介護を基本にし、補足的に公



図－11 食事の用事・介助・後片付け

的サービス・民間のサービスを利用する」と回答している人が437人、45.6パーセント、と最も多くなっている。次いで、「公的・民間サービスを中心にし、家族はできる範囲で介護する」と回答した人が248人、25.8パーセント、となっている。公的・民間サービスへの期待の度合いにニュアンスのちがいがあるが、サービスを利用しながらできる限り家族が介護すべきだ、とする意識の人が多いと考えられる。しかし、「家族が介護するのが当然である」と回答した人は84人、8.7パーセントと少なかった。このことは、実際に介護に携わる中で、従来受けてきた公的なサービスが介護をする上で不可欠である、という認識・評価があること、その延長上に4月以降は民間の介護サービスを利用していきたい、という考えがあるものと推測される。こうした住民の意識が形成される過程では、これまでの医療・保健・福祉関係者の努力が大きく働いているものと考えられる。

(4) 介護の内容とその担い手について

一口に介護といっても、その内容は要介護者の状態によって千差万別である。以下では、ある程度介護内容を区分し、それをだれが担うべきか、という質問を設定した。

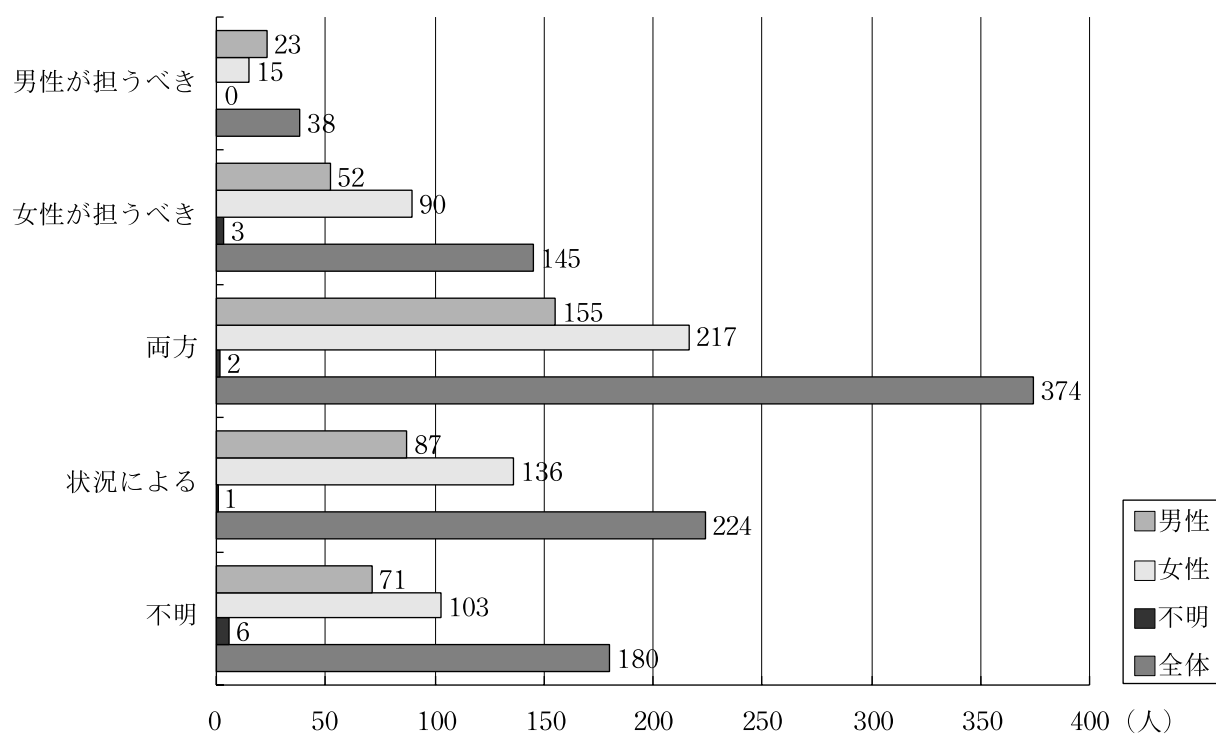
なお、回答欄が空白の場合には「不明」で処理している。

1) 買い物や役場の用事等を代行する・代読等を行う

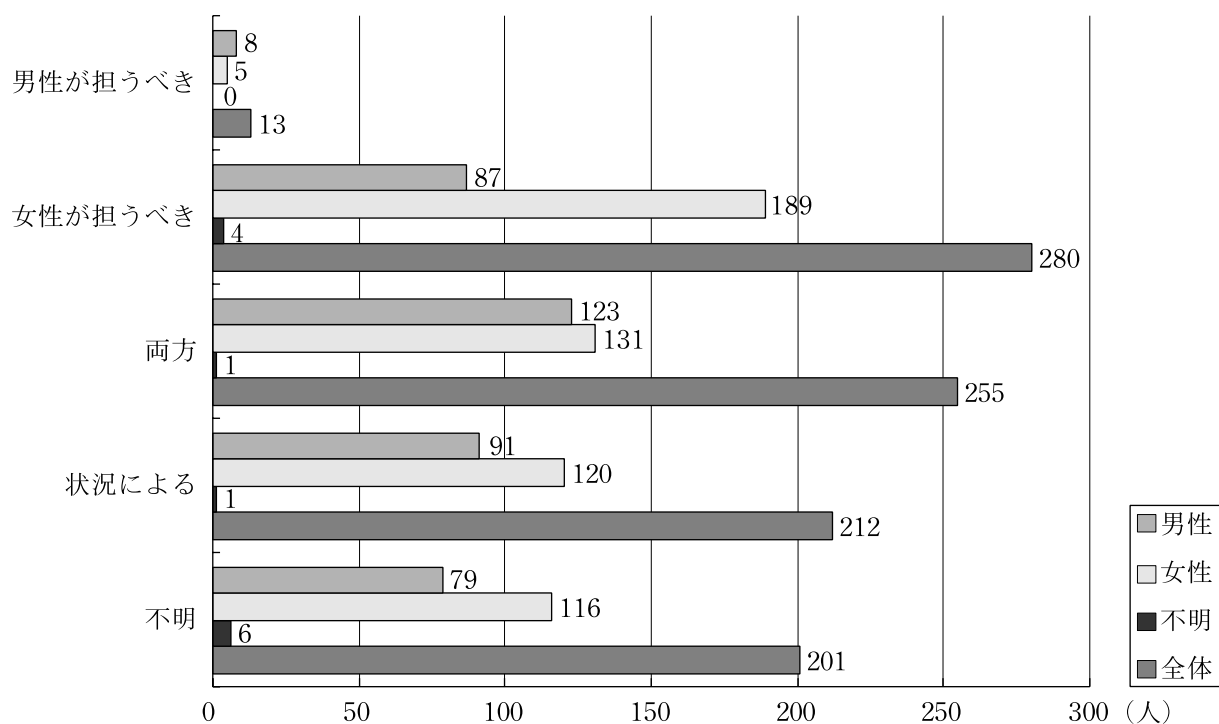
この項目では男性・女性両方が担うべきだとする人が403人、41.9パーセント、と最も多い。ついで、要介護者の状況や性別による（以下では「状況による」と表現する）、と答えた人が185人、19.3パーセント、となっている（図－10）。

2) 食事の用意・食事の介助・後片づけを行う

この項目については、女性が担うべきだとする回答が370人、38.5パーセント、と最も

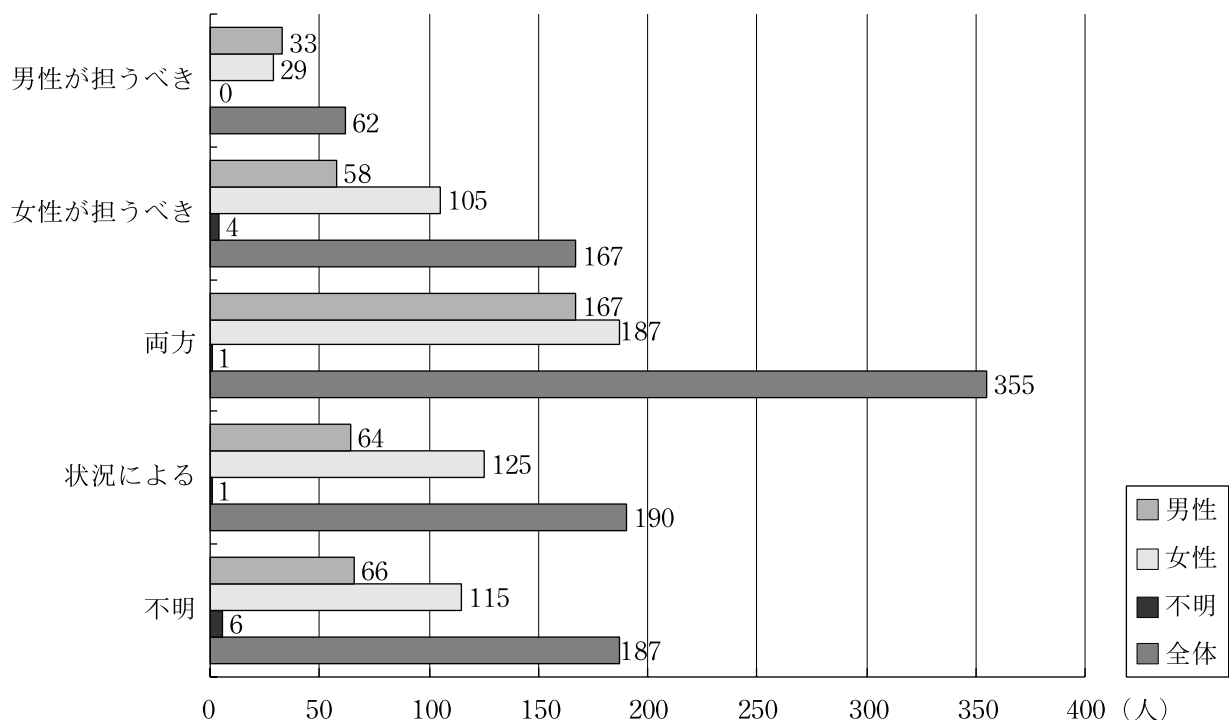


図－12 入浴の介助



図－13 身体を拭く

多く回答している。両方で担うべきだとするのは287人、29.9パーセントになっている。「状況による」と答えた人は125人、13パーセント、男性が担うべきだとする回答はわずかに10人、1パーセントに過ぎない（図－11）。このことは、介護の中でも食事の用意・食事



図－14 髭剃り・散髪・洗顔

の介助・後片づけを行うことは女性の仕事だ、という意識が支配的であることを示しているものとする。

3) 入浴の介助を行う

この質問に対しては、両方と回答している人が374人、38.9パーセント、と最も多くなっている。また、「状況による」と回答した人も224人、23.3パーセントになっている。女性が担うべきだとする回答は145人、15.1パーセントである（図－12）。

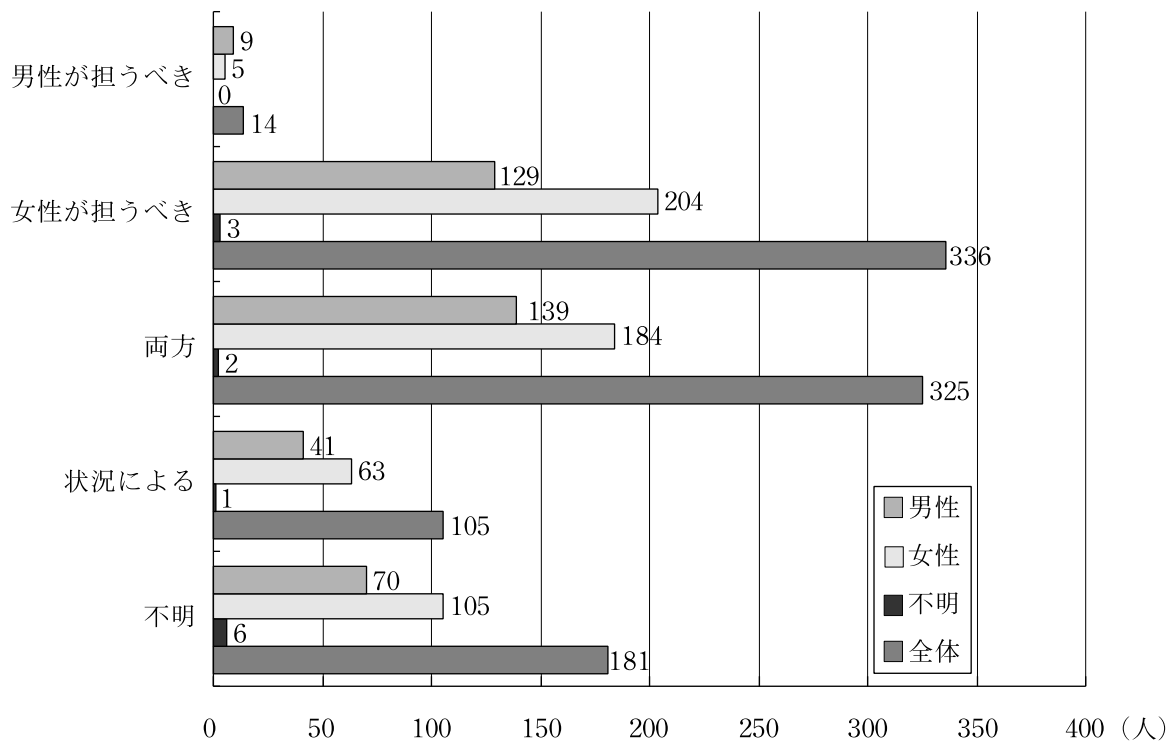
こうした回答は、入浴の介助を行うことがすぐれて体力を必要とする重労働であるという認識が広がっていることを伺わせる⁽²⁾。さらに、要介護者の性別によって介護者の性別も考慮すべきだという感覚があることが推測される。また、要介護者が比較的運動機能を維持している場合には女性でも担うことが可能であっても、重度の要介護状態であれば男性が担うべきだ、といった認識があるのではないかと考えられる。

4) 身体を拭く

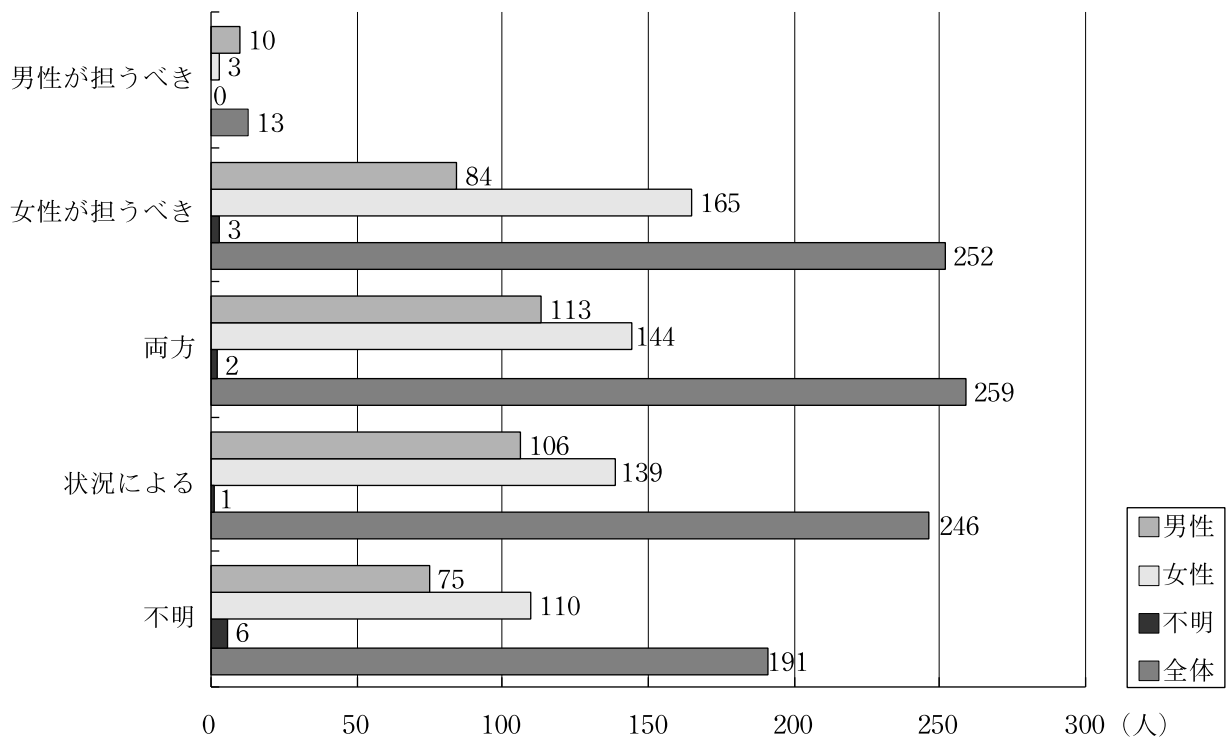
この質問に対しては、女性が担うべきだとする人が280人、29.1パーセント、と最も多い。

次いで両方が担うべきだとする人が255人、26.5パーセントである。前問との関連で、「身体を拭く」という介護は、入浴の介助に比較すると軽度の労働で女性でも可能だ、という意識が強いものとする。

また、前問同様、「状況による」と回答した人が212人、22.1パーセントいることは、要介護者の性別との関わりを強く意識したものと考えられる。前項の入浴の介助に対する「女性が担うべきだ」という回答が15.1パーセントであったことと比較すると、14.0ポイントも高く、倍近い回答である。逆に、両方が担うべきだとする人の回答12.4ポイント少なくなっている（図－13）。



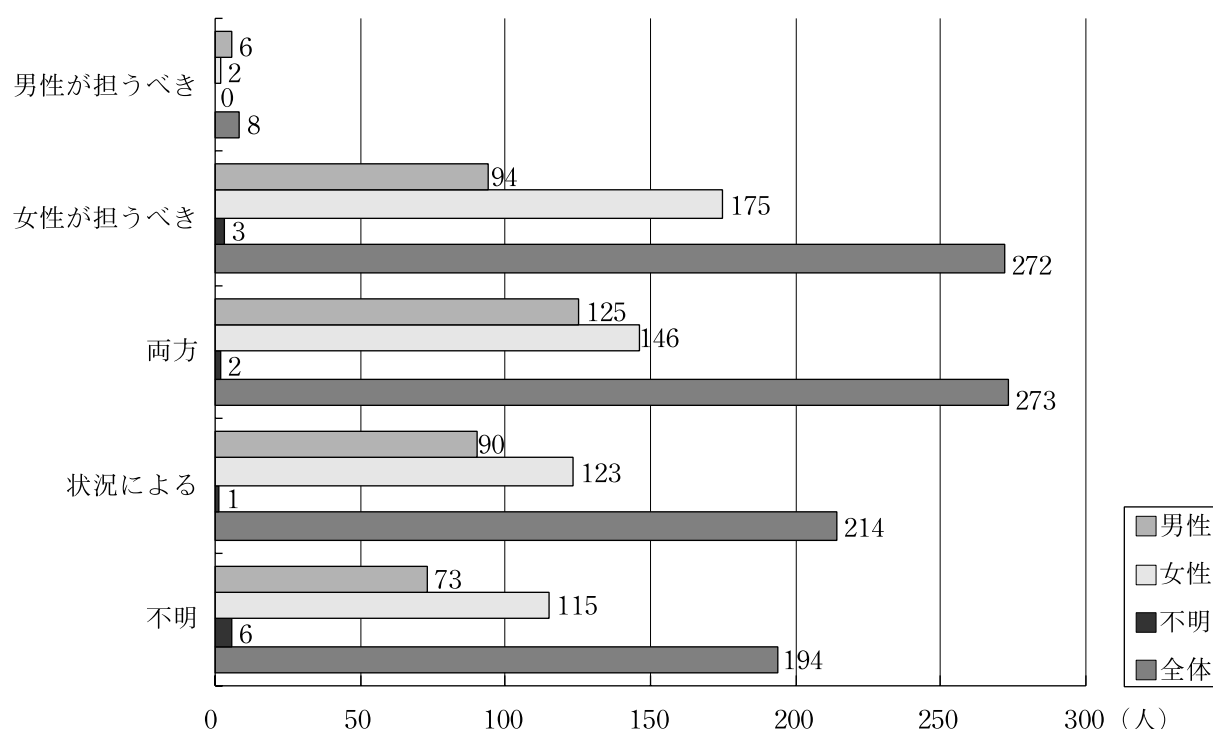
図－15 掃除・洗濯



図－16 排便の介助

5) ヒゲをそる・散髪を行う・洗顔を介助する

この項目では「両方」と回答した人が 355 人、36.9 パーセント、と最も多くなっている。次いで、「状況による」と回答した人が 190 人、19.8 パーセント、となっている。他の項



図－17 排便の後始末

目に比較すると男性が担うべきだとする回答が62人、6.5パーセントとやや多くなっているのに反比例し、女性が担うべきだとする人は167人、17.4パーセント、と比較的少なくなっている（図－14）。

6) 掃除・洗濯を行う

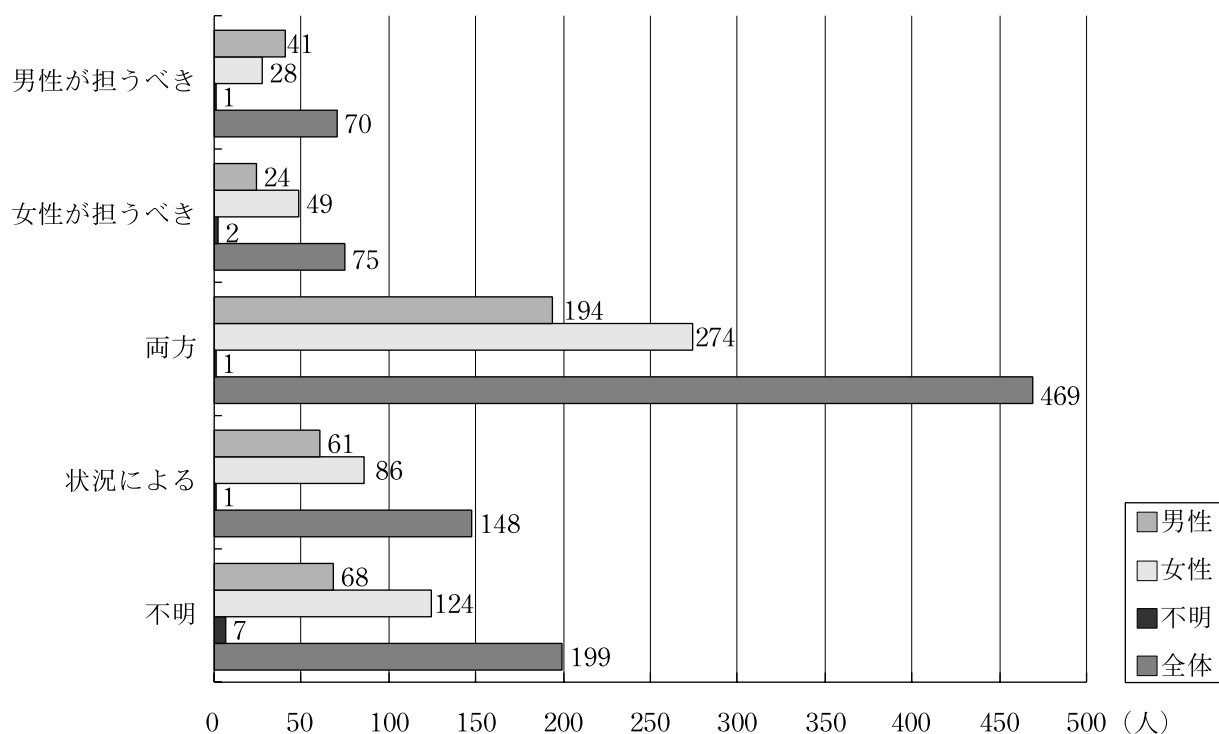
女性が担うべきだとする回答が336人、35.0パーセント、と最も多くなっているが、ほぼ同数で「両方」と回答している人が325人、33.8パーセントいることが注目される（図－15）。掃除・洗濯は男性でもやればできる、これぐらいはやって欲しい、という感覚が広がってきている、と考えられる。

7) 排便の介助を行う

「両方」と回答している人が259人、26.9パーセントで最も多くなっているが、女性が担うべきだとする人252人、26.2パーセント、「状況による」246人、25.6パーセント、と比較すると、ほぼ3者に分かれたということが出来る（図－16）。「状況による」と回答した人が他の項目と比較して高くなっているのは、介助そのものが要介護者の状態によっては重労働である場合があることや、性別によって受けとめ方が異なる、という意識を反映しているものと考えられる。

8) 排便の後始末を行う

前問とほぼ同じ傾向を示している。すなわち、「両方」と回答した人が273人、28.4パーセント、と最も多いが、ほぼ同数で女性が担うべきだとする人が272人、28.3パーセントで、「状況による」という人も214人、22.3パーセント、を占めている（図－17）。前問に比較して、「状況による」と回答した人の数と男性が担うべきだとする人の数が減少している分、他の回答数が高くなっている、ということができよう。



図－18 体位交換

9) 体位交換を行う

この項目では、「両方」と回答した人が469人、49.9パーセント、で最も多くなっている。次に多い回答は「状況による」であるが、148人、15.4パーセント、でしかない（図－18）。

これまで「1）買い物や役場の用事等を代行する・代読等を行う」ほか具体的な介護内容にそくして回答状況をみてきたが、49.9パーセントの回答は最も高い数値である。

(5) 希望する介護サービス（家族）

希望する介護サービスについて、まず家族の中に介護を必要とする人が生じた場合を想定してたずねてみた。回答は複数回答となっている。なお、費用の面は無料と仮定し、純粋に受けたいサービスとして考えて回答を求めた。

図－19に示すように、家族については、「訪問診療」と回答した人が最も多く、588人、61.3パーセントになっている。このことは、実際に家族を在宅介護していて、あるいはそれを想定して、要介護者の病状がきがかりになったとしても病院・診療所に行くことが大変困難だ、という意識が働いている、と考えられる。

次いで、「訪問入浴」を希望する人が496人、51.6パーセント、となっている。このことは、一面で要介護者の入浴介助が大変困難だという認識があること、実際に地域内で訪問入浴サービスが展開されておりその評価が比較的高いこと、などが考えられる。

また、「特別養護老人ホーム等への入所」がほぼ同数で493人、51.3パーセント、となっている。これは、近年、介護をめぐる利用し得る社会的な介護サービスなどに関する情報が普及し、また、「介護疲れ」からくる否定的な情報など（要介護者に対する虐待など）様々な情報が提供されるようになってきた中で、介護に対する基本的な考え方としても設問11

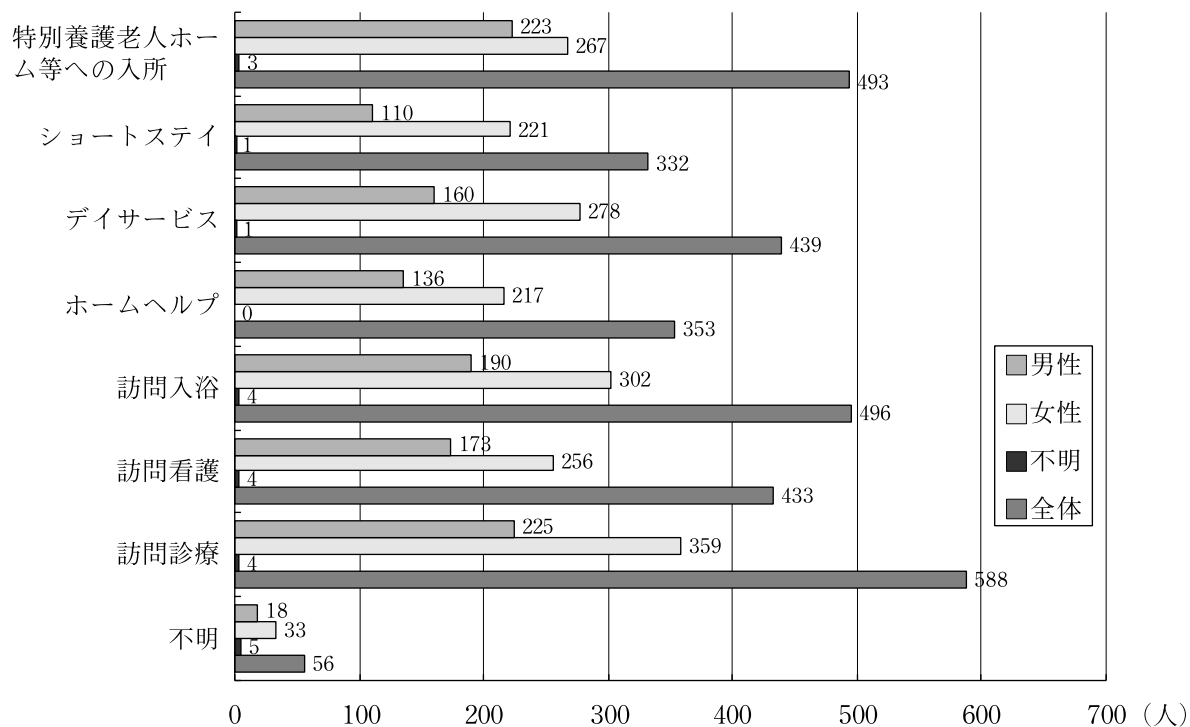


図-19 利用したいサービス（家族）

で示されたように、社会的なサービスを活用しながら家族で在宅介護しようとする志向が支配的となってきて、「特別養護老人ホーム等への入所」も一つの選択肢として考えられるようになってきていることを反映している、と考える⁽⁴⁾。

次に「デイサービス」を希望する人が439人、45.7パーセントで「訪問看護」を希望する人もほぼ同数の433人、45.1パーセント、となっている。デイサービスについては、3町ですでに多くの利用があり、地域住民の中でも高い評価が得られていることを反映したものと考えられる。「訪問看護」については、先の「訪問診療」と同様の意識が働いているものと考えられる。

ホームヘルプとショートステイについては、それぞれ353人（36.7パーセント）と332人（34.5パーセント）となっており、三分の一以上の希望がだされているが、他の項目に比較すると少ない希望割合になっていることが注目される。

（6）希望する介護サービス（自分）

次に、設問14で自分が要介護状態になった場合について尋ねてみた。ここでも費用については無料と仮定している。

図-20に示すように、最も希望が多かったのが「特別養護老人ホーム等への入所」で、546人（56.9パーセント）になっている。これは、必ずしも優先順位を示すものではなく、回答者としては、要介護状態になり、家族に介護の負担をかけるようになった場合には「特別養護老人ホーム等への入所」も選択肢の一つに考えられる、という意識を反映したものと考えられる。次いで、「訪問診療」の希望が多く、490人（51.0パーセント）の回答がなされている。前問と同様に、在宅介護されていてなんらかの症状が表れた場合、病院・診

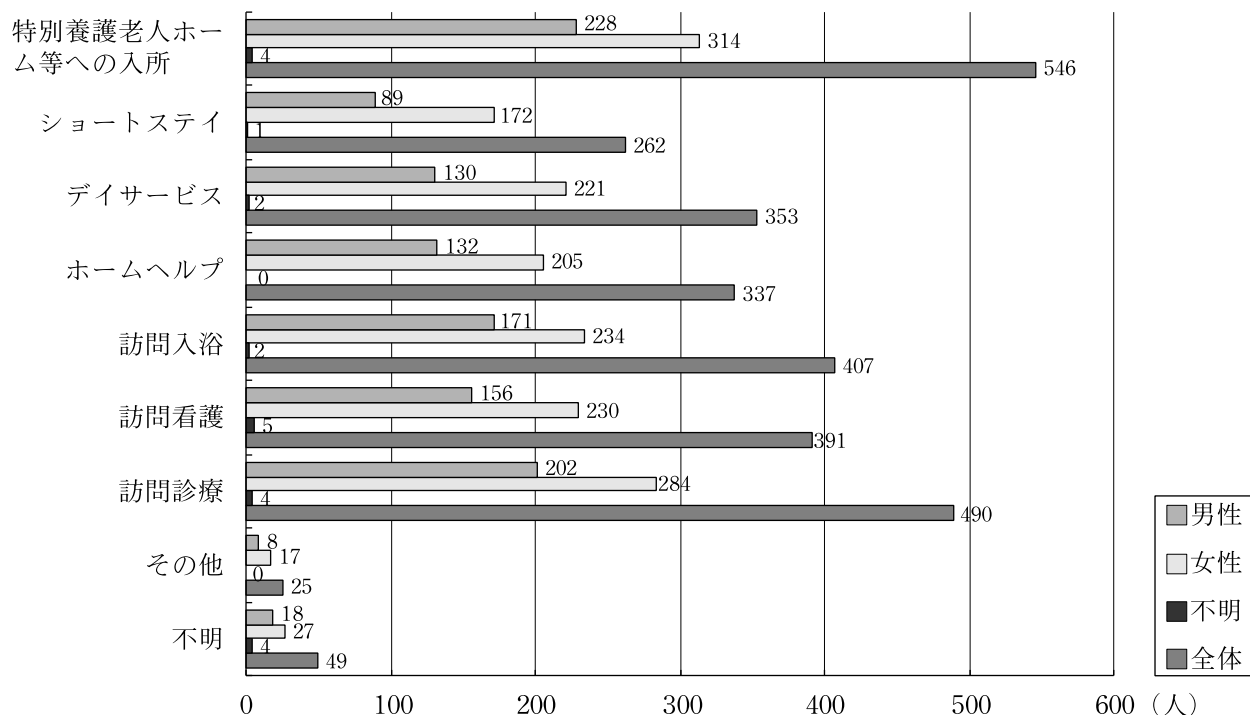


図-20 利用したい介護サービス（自分）

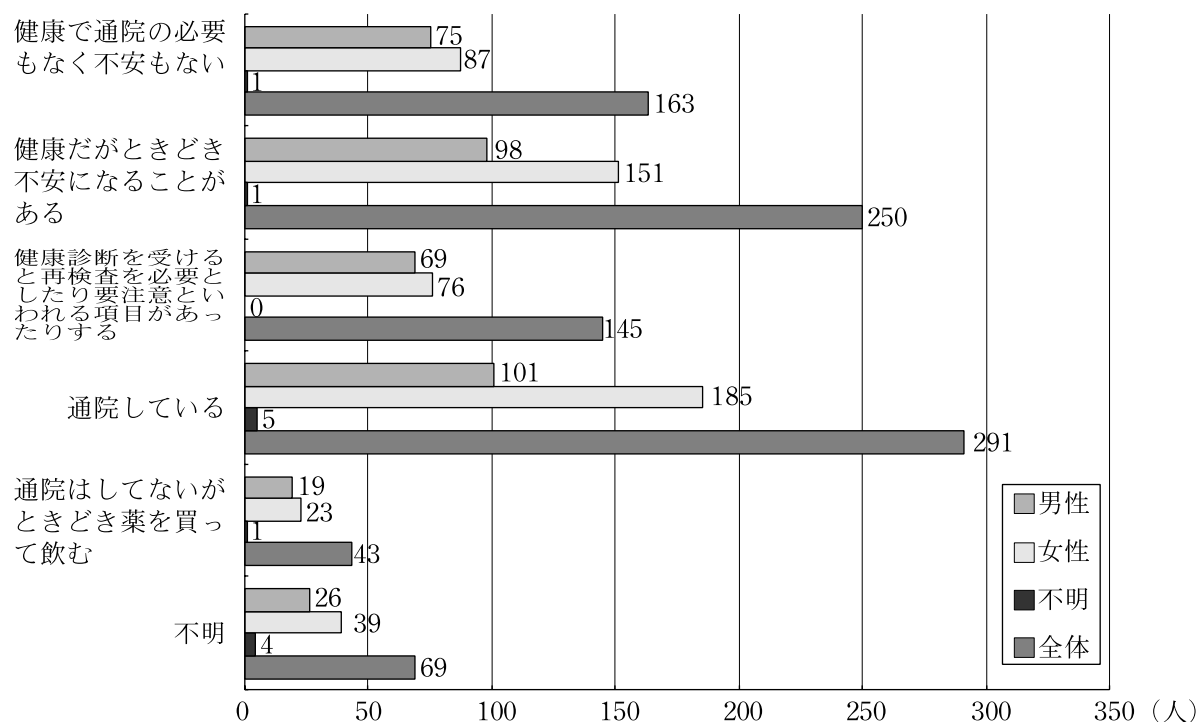
療所まで行くこと自体が困難だ、という認識からきているものと考えられる。

次いで、「訪問入浴」の希望が多く 407 人（42.4 パーセント）、「訪問看護」もほぼ同数の 391 人（40.7 パーセント）の希望があった。

「デイサービス」と「ホームヘルプ」に対する希望も、それぞれ 353 人（36.7 パーセント）、337 人（35.1 パーセント）とほぼ同数になっている⁽⁵⁾。

これらに比較すると「ショートステイ」を希望する人は 262 人（27.3 パーセント）でやや低い比率になっている。一概に言えないが、このサービスが十分住民の中で理解されていない、ということがあるのではないだろうか。

ところで、「特別養護老人ホーム等への入所」を希望する人が多いのは、一面では前問で検討したように、社会的サービスとして一定の評価が定着してきたことを示すものと考えられるが、他方では、介護をめぐる深刻な問題も内在させているものと考えられる。すなわち、自分が要介護状態になった場合を想定すると、「配偶者や他の家族に介護の負担をかけたくない」という意識があったり、「同居している家族ないし近隣に住む家族に介護を頼めない」という実状があったり（人間関係や居住環境の整備不足＝介護しやすいようなトイレや風呂場などにする住宅の改築費がない、そうした住宅建設ができない、等々）、といった事情があるものと考えられる。これまでの聞き取り調査でも、「いざとなったら特別養護老人ホームに入所する」という人が散見されたのも事実である。そこには社会経済的な問題が横たわっていることを見逃すわけにはいかない。



図－21 健康状態について（自分）

4. 健康状態について

(1) 健康状態について（自分）

現在の健康状態をたずねたところ、図－21 に示すように、「通院している」と回答した人が291人（30.2パーセント）になっている。これは、アンケートの回答者の60才以上が428人（44.3パーセント）を占め、高齢者の比率が高いことを反映していると考えられる。

次いで、「健康だがときどき不安になることがある」が250人（26.0パーセント）で多くなっている。「健康で通院の必要もなく、不安もない」と回答しているのは163人（17.0パーセント）である。

「健康診断を受けると、再検査を必要としたり要注意といわれる項目があったりする」と回答している人も145人（15.1パーセント）おり、「通院はしていないが、ときどき薬を買って飲む」人が43人（4.5パーセント）いることを考えると、住民の健康に対する不安はかなり大きなものであると言える。

(2) 健康状態について（家族）

こうした健康の不安は家族についても密接に関連していると考えられる。近々要介護者が家族に生じるかもしれないという不安に直結して来る。

設問16は、「近々家族の中に介護を必要とする人が生じることが予想されますか」とたずねたものだが、図－22 に示すように、「現在のところ健康だが、いつどのように介護が必要になるかわからない」という回答が574人（59.7パーセント）と約6割に達している。

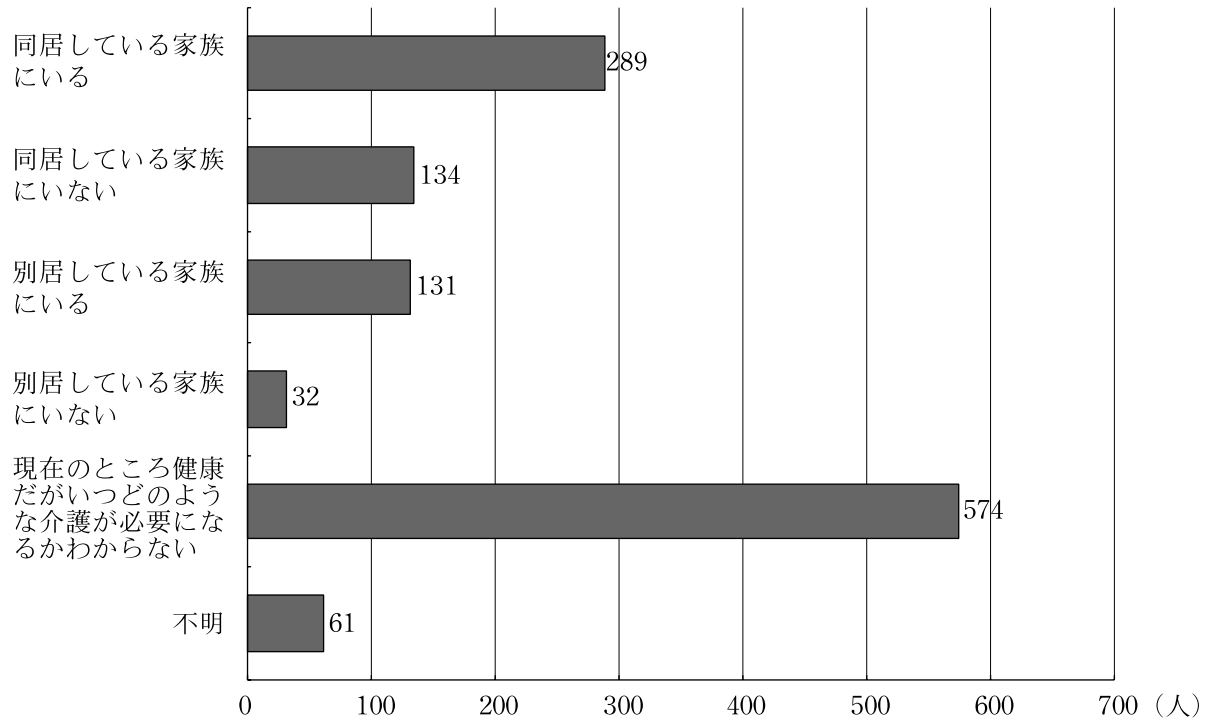


図-22 健康状態について (家族)

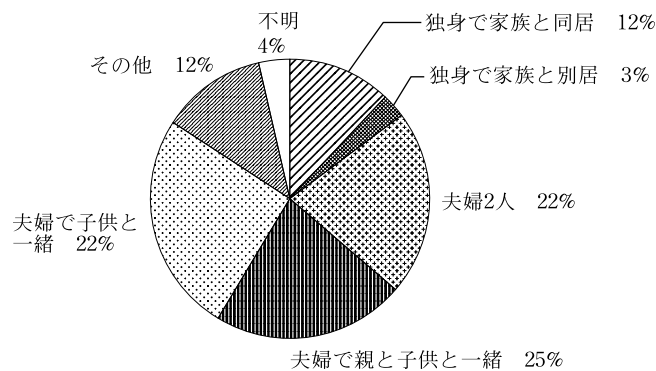
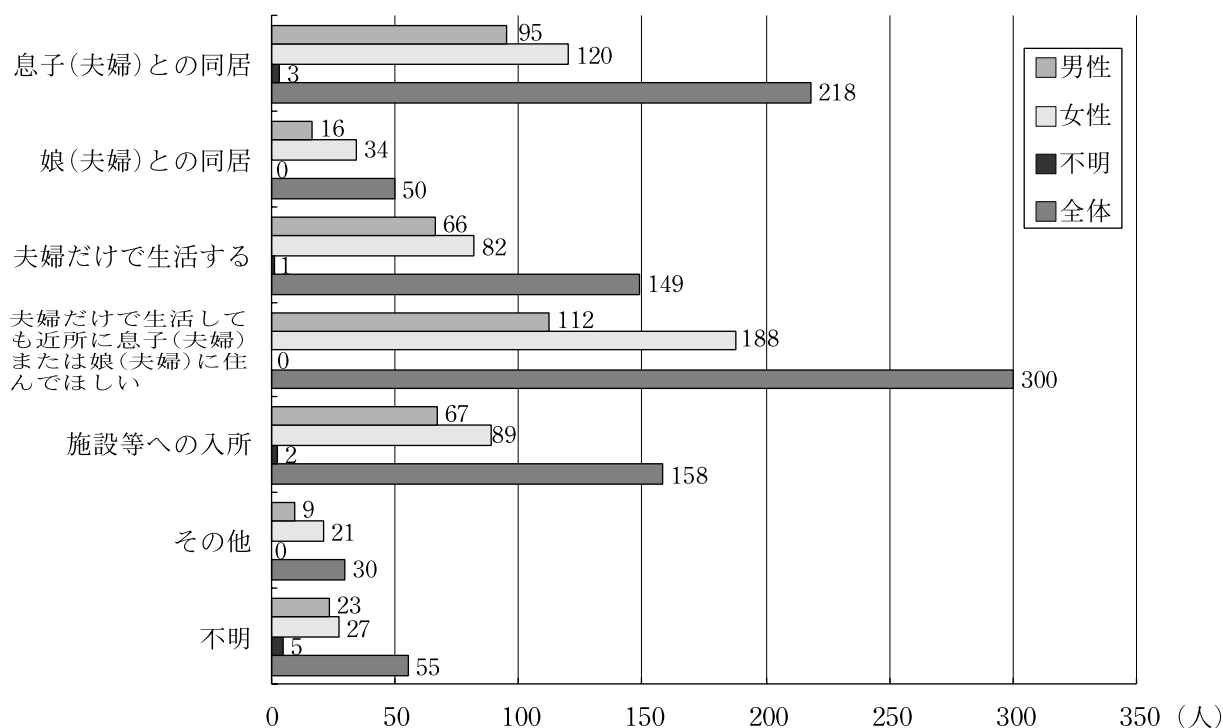


図-23 家族状況

また、現在「同居している家族にいる」と回答した人は289人（30.1パーセント）で、「別居している家族にいる」と回答した人が131人（13.6パーセント）である。

なお、この設問は複数回答としているので、同居ないし別居している家族に要介護者がいる人の数は単純に合計することはできないし、設問10で「現在介護を必要としている家族がいる方」と質問したところ347人から回答があり、それは回答者総数の36.1パーセントになるのだが、これは必ずしもこの3地域における20才以上の人口に占める何らかの介護サービスを受けている人の割合とは合致しないと考える。介護問題が大きな地域課題になっていることを反映しているのは事実だが、実際に介護に関わりを持った住民がより積極的にアンケートに回答を寄せた、という面があると考ええる。



図－24 将来の家族像

(3) 家族状況

設問 17 は、現在の家族状況を尋ねたものである。ここでは図－23 に示すように、「夫婦で（両）親と子どもと一緒にくらしている」という人、つまり 3 世代家族が 246 人（25.6 パーセント）で最も多く、次いで「夫婦で子どもと一緒にくらしている」人が 214 人（22.3 パーセント）となっている。「夫婦 2 人だけでくらしている」という人もほぼ同数の 207 人（21.5 パーセント）となっている。「その他」も 117 人（12.2 パーセント）となっているが、中には 4 世代家族もいると考えられるが具体的に記入するようになっていないので不明である。

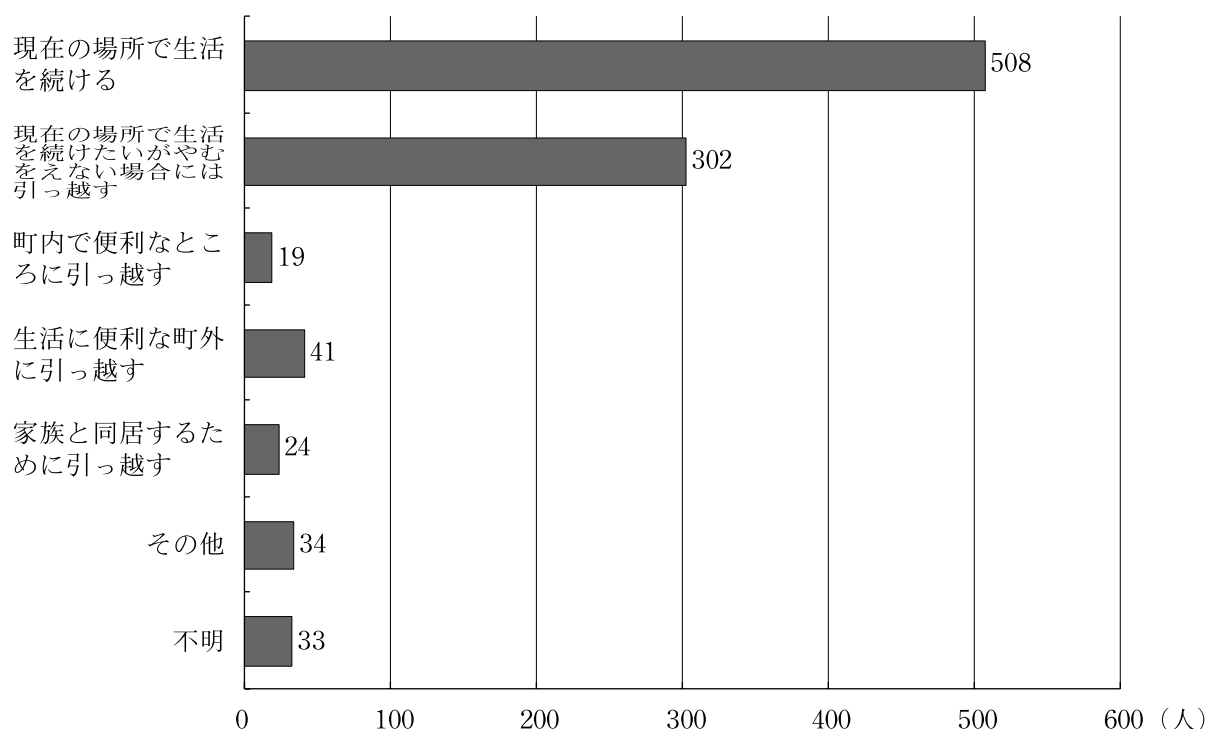
5. 将来へのそなえ

(1) 将来の生活像・家族像

設問 18 で、「高齢者になった時点で、どのような生活をしたいと考えていますか」と尋ねた。いわば将来の家族像を尋ねたのである。

この中で最も多かったのが、図－24 に示すように、「夫婦だけで生活しても近所に息子（夫婦）または娘（夫婦）に住んでほしい」というもので、300 人（31.3 パーセント）となっている。次いで多かったのが「息子（夫婦）との同居」で 218 人（22.7 パーセント）である。「夫婦だけで生活する」と回答した人は 149 人（15.5 パーセント）になっている。

かつてのように「介護は長男の嫁に」という人は少なく、夫婦でないしは近所に子ども夫婦に住んでもらって生活したい、という人が合計 449 人（46.7 パーセント）で約半数占めているのである。そこには、過疎化の進行や家族の他出・遠隔地での結婚、等々の現実



図－25 要介護状態での生活

の中で、夫婦を基本とした生活を営もうとする考え方が支配的になってきているものと考えられる。

一方、「施設等への入所」と回答した人が158人（16.5パーセント）いたことにも注目する必要がある。

(2) 要介護状態での居住地

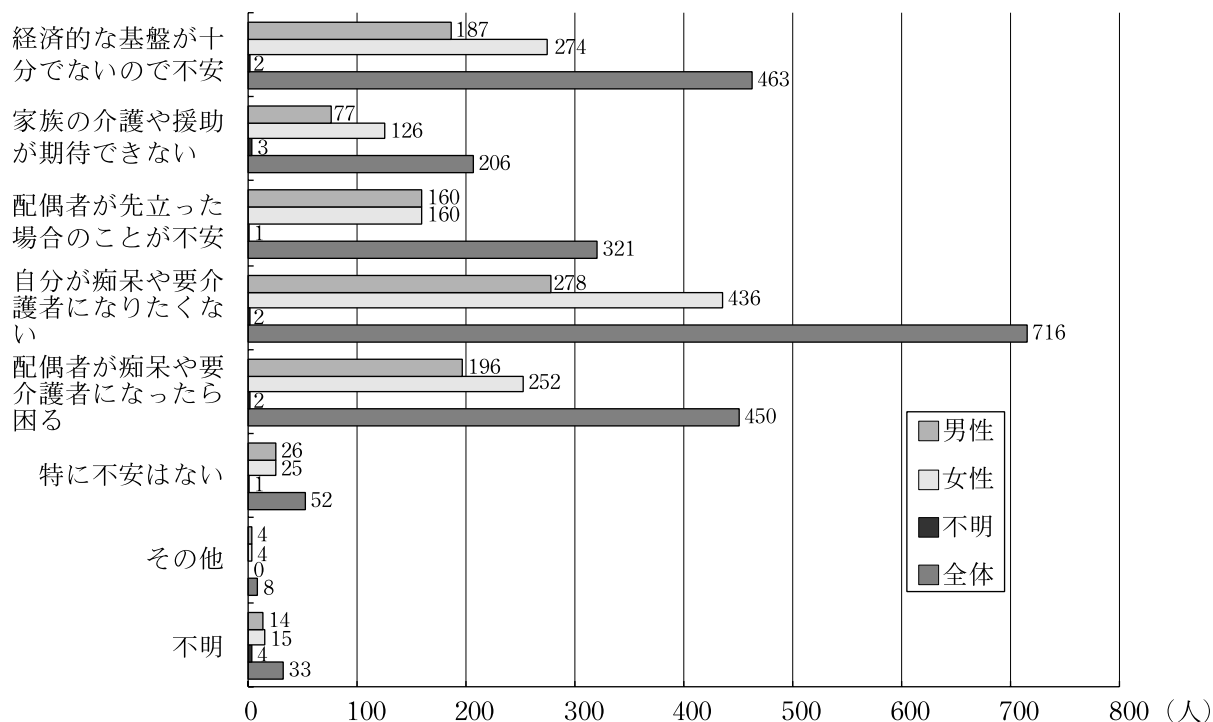
設問19では、要介護状態を仮定してどこに住みたいかを尋ねた。これに対して、図－25に示すように、「現在の場所で生活し続ける」と回答している人が508人（52.9パーセント）と最も多くなっている。

次いで、「現在の場所で生活し続けたいが、やむを得ない場合には引っ越す」という人が302人（31.4パーセント）となっている。この2つを合計すると810人（84.3パーセント）になる。ほとんどの人が現在居住しているところで生活し続けたいという意識を持っていると言えよう。

「生活に便利な町外に引っ越す」と「現在の場所は不便な点もあるので、町内で便利なところに引っ越す」人の合計は60人（6.2パーセント）である。

(3) 不安に感じていること

「自分や家族も将来（高齢者になり、介護が必要な状態になった場合）に不安をかんじていますか」と質問し、あてはまるものすべてを回答するよう求めた。これに対し、図－26に示すように、第一に「自分が痴呆（ぼけ）や介護が必要な状態になりたくない」という



図－26 自分や家族の将来への不安

項目を選択した人が716人（74.5パーセント）であった。率直な感情・意識の表出である、と考える。

次いで、「経済的な基盤が十分ではないので不安である」という項目を選択した人が463人（48.2パーセント）である。地域産業の崩壊・不況の長期化など、様々な問題が深刻化する中で、自己の生活基盤・経済的基盤をどのように確立するか、ということは最も基本的な課題となっている。

これより若干少ない回答ではあるが、「配偶者が痴呆や介護が必要な状態になったら困る」も450人（46.8パーセント）と、ほぼ半数の人が回答している。「配偶者が先立った場合のことが不安である」という項目も、321人（33.4パーセント）と、およそ3分の1の人が回答している。

また、「家族の介護や援助が期待できない（したくない）」という人が206人（21.4パーセント）であった。

これに対して「特に不安はない」と回答した人はわずかに52人（5.4パーセント）に過ぎなかった。

(4) 将来へのそなえ

次に、前問のような様々な不安を抱える中でどのようなそなえをしているのか、という質問を試みた。これも複数回答である。

最も多かった回答は、図－27に示すように、「介護が必要とならないように自分の食生活に気を付け、健康管理を図る」で、599人（62.3パーセント）を占めた。要介護状態に

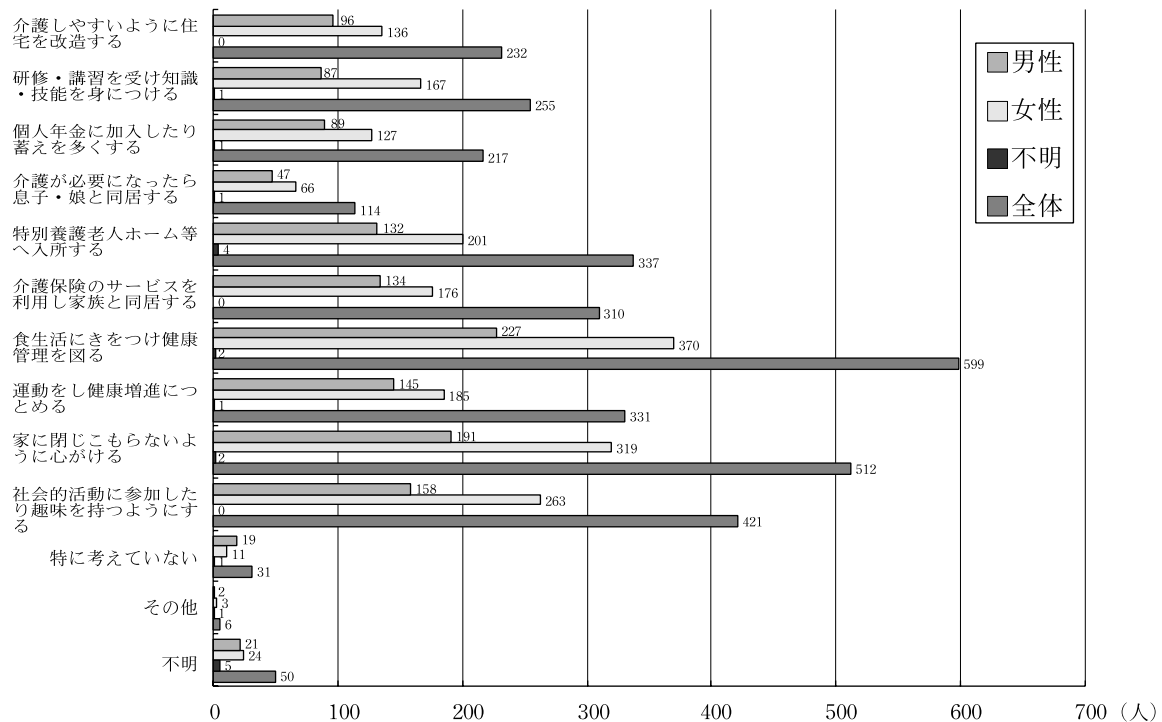


図-27 自分や家族の将来への考え

陥るケースとして、脳卒中・脳梗塞等々の生活習慣病の発病が言われる中で、自分の健康を保持することが重要だ、という意識は比較的広がっているものと考えられるが、その中でも食生活への関心が高まっている、ということができよう。

次いで、「家の中にとじこもらないように心がける」という回答が512人（53.3パーセント）、と多かった。この設問では具体的にどのような内容を含んでいるのか不明ではある。

また、「社会的な活動に参加したり趣味を持つようにする」という回答も421人（43.8パーセント）と多かった。

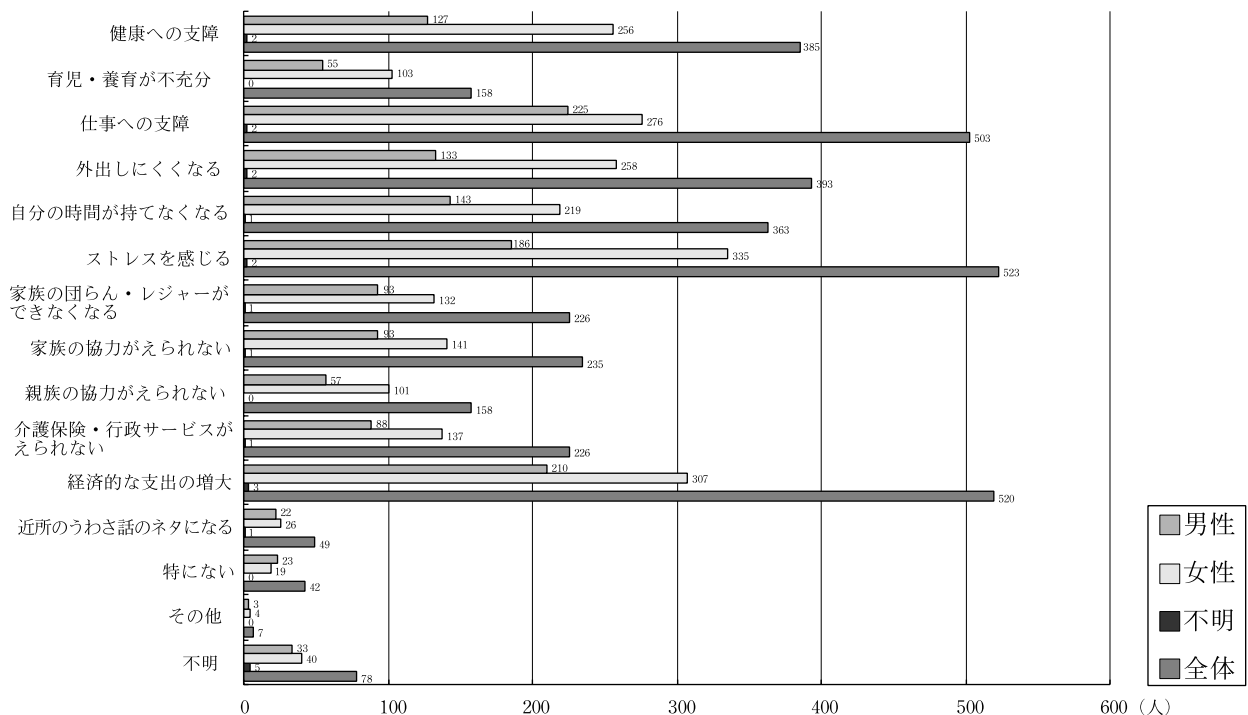
この2つの項目が多かったということは、老人クラブや地域婦人会など社会的な活動に参加したり、スポーツ活動に参加する、隣人とのコミュニケーションを図る、といったことがイメージされているのではないかと考える。

「介護が必要になったら特別養護老人ホームなどに入所する」という人が337人（35.1パーセント）を占める一方、「介護が必要になったら介護保険のサービスを利用して、家族と一緒にくらす」という希望を持っている人は310人（32.3パーセント）である。

食生活と同様、自己の健康管理に努力しようとする回答で、「運動やスポーツ等をして健康増進につとめる」という人も331人（34.4パーセント）を占めている。

このほか、介護に関する知識や技能を身につけたり、生活環境を介護しやすいように改善しようとする回答もあった。「介護できるように研修や講習を受け、知識や技能を身につける」という人は255人（26.5パーセント）で、「介護しやすいように住宅を改造する」と回答した人は232人（24.1パーセント）であった。

経済的な基盤をつくろうと志向している人もいる。「経済的な基盤をつくるため個人年金



図－28 家族に要介護者が生じた時の心配

に加入したり、蓄えを多くする」と回答した人は217人（22.6パーセント）であった。

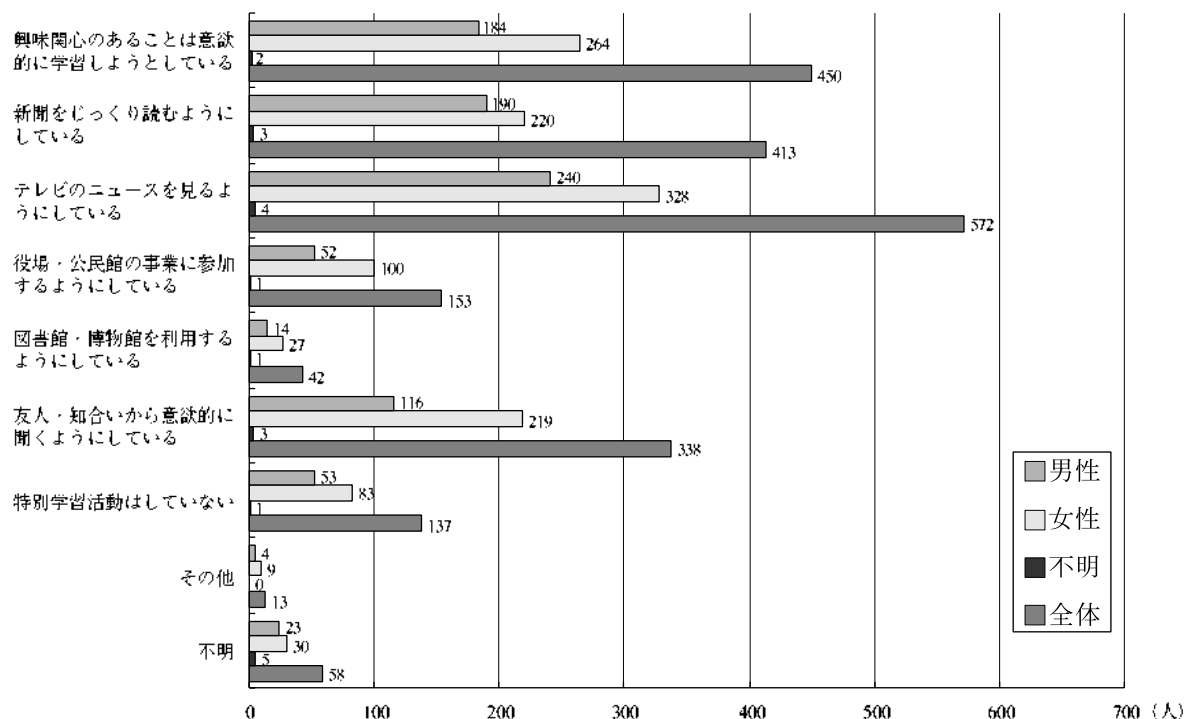
「介護が必要になったら息子（夫婦）や娘（夫婦）と同居する」という回答は先程の設問とダブルが、ここでの回答は114人（11.9パーセント）であった。設問18は家族の在り方として選択肢を考え、高齢者になった時の生活ビジョン全体を考えて選択したものとする⁽⁶⁾。

(5) 介護に関する不安

家族に要介護者が生じた場合に危惧されることを質問した。複数回答で質問したが、これに対して最も多かったのは、図－28に示すように、「ストレスを感じるようになる」ことへの不安である⁽⁷⁾。523人（54.4パーセント）が選択している。実際の介護経験から、あるいは様々な機会を通じた学習をとおして、「介護疲れ」への不安が非常に強いのである。

ほぼ同数で、「経済的な支出が増大する」が520人（54.1パーセント）の回答があった。4月からの介護保険制度のスタート時点では負担が一定猶予されても、やがては大きく家計を圧迫してくるもの、という認識からくるものと考えられる。

「仕事に何かと支障が生じる」ことに不安を感じている人も多い。503人（52.3パーセント）が選択している。家族に要介護者が生じるということは、今日ではだれかが仕事を休んだり辞めたり、あるいは就労条件を大きく変える（その場合多くは職場を変えるということになる）という対応を迫られることが多い。それは経済的な問題にも直結してくる。社会的なサービスが整備されてきたとはいえ、現状では半数以上の人がかうした不安をいだくのも当然であろう。また、半ば諦めないし覚悟している、といった印象を受ける。



図－29 学習活動について

次いで、「買い物や通院その他の用事があっても外出しにくくなる」という回答が393人（40.9パーセント）である。先程の「ストレスを感じるようになる」とことと同様、実際に介護する中では、要介護者の状態によるが、なかなか用事があっても要介護者を一人にできない、ということになる。関連して、「自分の時間が持てなくなる・好きなことができなくなる」ことを危惧している人も363人（37.8パーセント）になっている。買い物等の日常生活を維持することのほか、学習要求や文化的な要求の実現も大きく制約されることにならざるを得ない。そうしたことへの不安も大きい。「家族の団らん・レジャーの時間がとれなくなる」を選択した人も226人（23.5パーセント）いるが、これは家族構成・状況によって大きく条件が異なるものであるが、基本的にはそれまでの家族生活の内容が大きく制約されることへの不安である。

さらに、介護する側が病気になってしまう場合も有り得る。「介護をすることで腰痛その他健康に支障が生じてくる」ことを選択した人は385人（40.1パーセント）になっている。

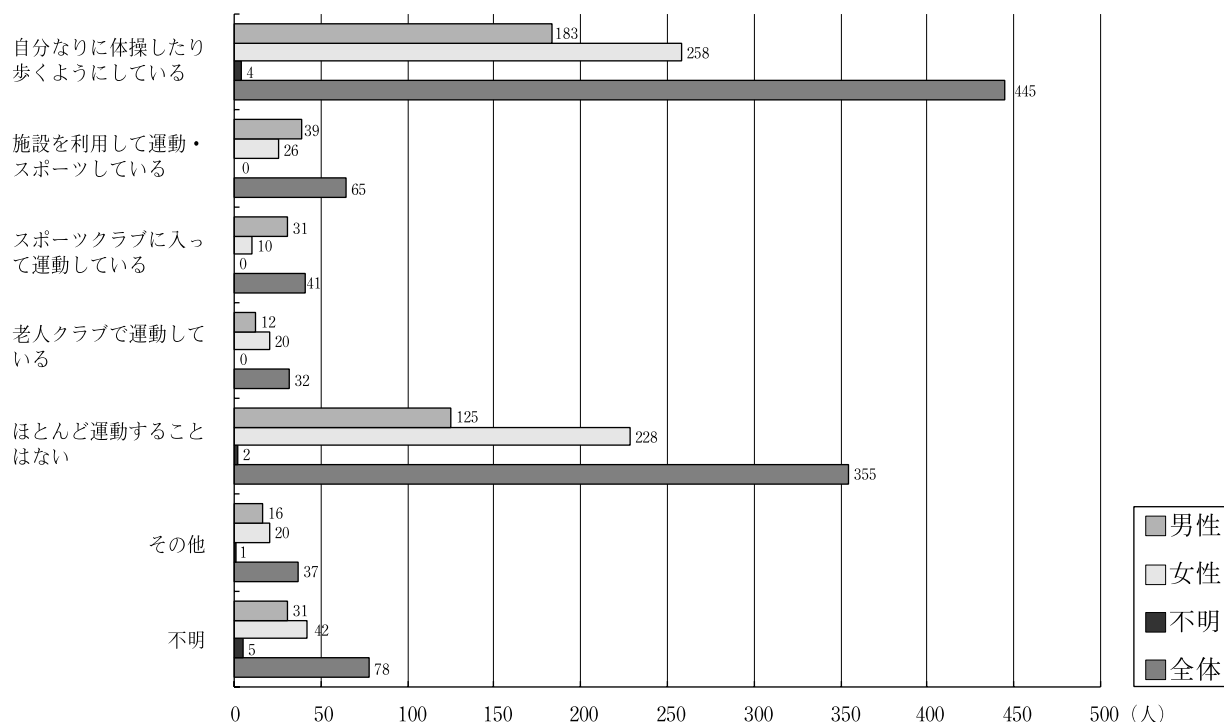
このほか、「介護を行う上で家族の協力が十分得られないかもしれない」という不安を感じている人も多く、235人（24.5パーセント）が回答している。

一方、「介護保険・行政のサービスが十分得られないかもしれない」という不安をいっている人が226人（23.5パーセント）もいることは軽視できない。

6. 日頃の生活状況

(1) 日常生活について

設問23は日頃の学習活動について尋ねたものである。厳密な意味で学習活動をどのよう



図－30 運動・スポーツ活動

に定義するのかという問題はあるが、ここでは回答者の判断にゆだねながら、複数回答で回答を求めた。

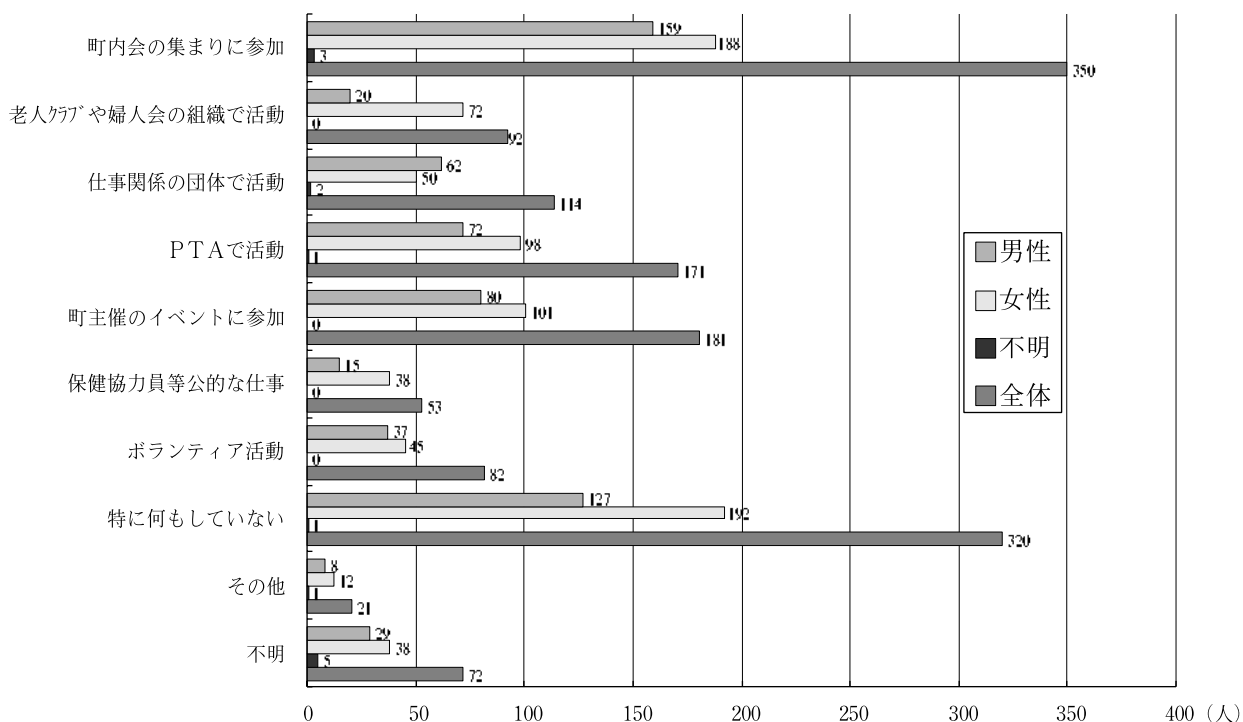
図－29に示すように、最も多かったのは、「テレビのニュースを意識的にみるようにしている」で572人（59.5パーセント）であった。次いで、「興味関心のあることは、新聞やテレビをみたり、意識的に学習しようとしている」で、450人（46.8パーセント）であった。この選択肢の設定は、「テレビのニュースをみる」だけでなく、さらに主体的に学習しようとする姿勢がある場合を想定した選択肢ではあるが、回答者がどこまで意識しているかは必ずしも明確ではない。とは言え、この選択肢の設定の中では最も学習に積極的な姿勢を示したものである。それが半数近いことは注目される。

次に、「なるべく新聞はじっくり読むようにしている」と回答している人が413人（43.0パーセント）である。テレビも新聞も一般的なマスコミであり、この比重が大きい。

また、「興味関心のあることは、友人や知り合いから意識的にきくようにしている」という人も多く、338人（35.2パーセント）になっている。「友人や知り合い」がどのような人なのかということも問題であるが、職場・地域などで形成された普段の人間関係の中で情報収集しているものが中心ではないか、と考える。

これに対して、「役場や公民館の事業に参加するようにしている」という人は153人（15.9パーセント）と比較的少なく、「図書館や博物館などを利用するようにしている」はわずかに42人（4.4パーセント）でしかない。さらに、「特別学習活動はしていない」という人が137人（14.3パーセント）になっている。

この設問だけから多くのことを語ることはできないが、これらの地域では、都市部のよ



図－31 地域活動

うに民間教育産業が事業展開しているわけではなく、行政が果たすべき役割は今後いっそう大きくなるものと考ええる。

(2) 日頃の運動・スポーツ活動

設問 24 は、日頃の運動・スポーツ活動について尋ねたものである。複数回答で回答を求めた。

図－30 に示すように、最も多かったのは、「自分なりに体操をしたり歩くようにしている」で 445 人（46.3 パーセント）であった。

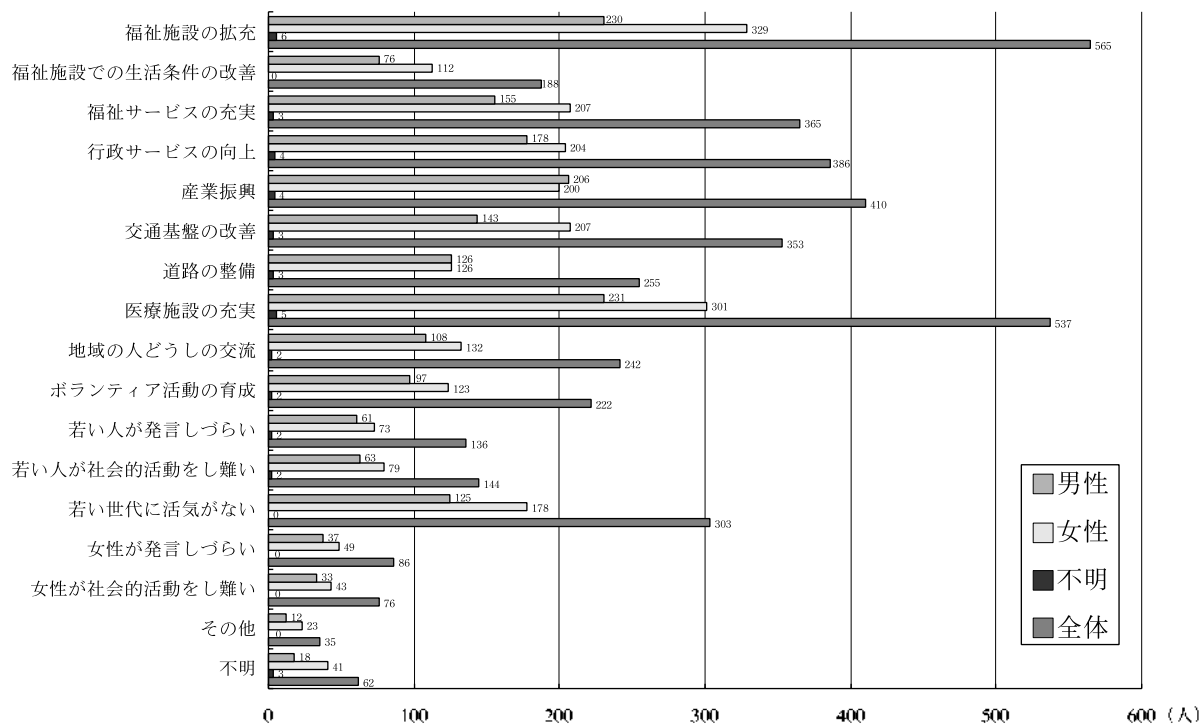
一方、「ほとんど運動・スポーツをすることはない」という人も 355 人（36.9 パーセント）と多かった。

同じ設問ではないので単純に比較することはできないが、設問 21 では「運動やスポーツ等をして健康増進につとめる」とした人が 331（34.4 パーセント）であるのに対して「介護が必要とならないように自分の食生活に気を付け、健康管理を図る」とした人が 599 人（52.3 パーセント）であったことを考えると、運動・スポーツをとおした健康づくりが意識されているが必ずしも実践は十分されていない、と言えるのではないだろうか。

(3) 地域活動について

日頃の地域活動について質問したところ、図－31 に示すように、最も多かったのは「町内会の集まり等には参加する」で、350 人（36.4 パーセント）であった。

次いで「特に何もしていない」が 320 人（33.3 パーセント）であった。



図－32 地域の課題

そのほかでは、「町主催の行事や多くの団体が共催するイベントなどに参加している」が181人（18.8パーセント）と「PTAで活動している（したことがある）」が171人（17.8パーセント）で比較的多かった。

概して地域活動への参加は活発だとは言いがたいが、その中で「ボランティア活動を行っている」という人が82人（8.5パーセント）いたことが注目される。これも町内会や地域婦人会の事業の一環として行ったものが含まれている可能性はあるが、今後地域福祉の在り方を考えるうえでも注目したい。

（4）住みやすい町づくりに関して

最後の設問として、住んでいる地域・町をより住みやすくするために必要だと思うことを複数回答で尋ねた。

図－32に示すように、最も多かったのは、「特別養護老人ホームやグループ・ホームなど福祉施設の拡充が必要である」で565人（58.8パーセント）の回答があった。このアンケートが介護問題に関したものであり、これまで介護・福祉関係の質問が多かったため誘導的な選択肢になっていることも否定できないが、切実な問題になっていると考えられる。

次いで、「医療施設の充実が図られるべきである」という人が537人（55.9パーセント）と多かった。これは先の設問15で「通院している」と回答した人が30パーセントを超えていることと無関係ではない、と考えられる⁽⁸⁾。

さらに、「地域の産業振興が必要である」とする人が410人（42.7パーセント）になっている。地域づくり・地域発展の基本に産業振興が考えられている。

また、「行政のサービス向上が必要である」と、行政に期待する人も多く、386人（40.2パーセント）が回答している。

このほか、福祉施設の整備とならんで「ホームヘルプ、ショートステイ等の福祉サービスの充実が必要である」とする人が365人（38.0パーセント）、「特別養護老人ホームやグループ・ホームなど福祉施設での生活条件を改善する」ことを求める人も188人（19.6パーセント）いることも見逃せない。

また、「交通基盤（JR・バス）の便をよくする必要がある」といったインフラ整備を求める人も353人（36.7パーセント）と多い。

若い人に対する注文も「若い世代に活気がない」という人が303人（31.5パーセント）いる一方で、「若い世代の人が社会的活動をしにくい雰囲気がある」という回答が144人（15.0パーセント）あり、同様に「若い世代の人が発言しづらい雰囲気がある」という回答が136人（14.2パーセント）あることにも注目したい。

関連して、「地域の人どうしの交流が図られるべきである」とする人が242人（25.2パーセント）いることも、今後の地域づくり・地域福祉発展にとって重要だと考える。

また、「ボランティア活動の育成が図られるべきである」という考えも222人（23.1パーセント）から指摘されている。

IV 介護問題と生涯学習

1. 介護問題に即した学習課題として

介護保険法の施行にともなう新たな条件（サービスを受けるにあたっての認定手続きの仕方・サービスの内容と受ける際の条件や負担すべき費用など）、介護を行ううえでの知識・技能の習得等々が学習課題として設定される必要がある。「いろいろ耳にするがわからないことが多い」が比較的多いことに注目する必要がある。

今後、実際に保険制度がスタートし、家族あるいは本人の介護をめぐる、費用負担や受けられるサービスの内容が具体的に明らかになるにつれ、そうした条件のなかでいかに充実した介護を行うか、介護を受けながら生活していくか、ということが問われてくることになる。そこでは自己のアイデンティティの確立や地域づくり・地域福祉の推進、地域産業振興などとも関連して、真に主体的に生活していくことが問われることになる。

関連すると思われることだが、将来の不安として、「自分が痴呆になりたくない」という人が多かった。このことは、一面でエイジズム（高齢者差別）につながる感覚であり、あるいは高齢者発達に関する誤解・不正確な認識（必要以上に痴呆が怖いという感覚になっている）が基礎にある、と考える。高齢者の疾病・怪我とその予防について正確な、医学的な知識が欠如している側面を否定できない。それはまた教育課題として設定し得る。

また、通院している人が多いということは、その病名までは質問していないので明らかではないものの、かなりの部分が生活習慣病ではないか、と推測される。普段の生活習慣とりわけ食生活に関しては、生涯学習の視点から課題設定しなければならないと考える。

2. 生涯学習の推進

テレビのニュースや新聞記事から学習情報を入手しているのがほとんどで、必ずしも体

系的な学習活動の展開はなされていないのではないかと考える。

介護保険について「いろいろ耳にしているがよくわからないことが多い」がほぼ半数になっていることが注目される。さらに、主体的に学習しているという人は少ないのではないかと。また、「ほとんど知らない」と答えるグループの中に男女差が多少あることにも注目する必要がある。

介護の内容に即して、「だれが担うべきか」、という設問に対する回答状況についてみると、「男性が担うべきだ」、逆に「女性が担うべきだ」、という意識において顕著な違いが見られた。「両方」や「一概にいけない」という回答も多いが、これからの介護の在り方をめぐって教育課題と設定し得ると考える。こうした意識は、現在家庭内で行われている家事の分業の実態を反映していると考えられる。

また、将来へのそなえとして、食生活を基本に健康管理を考える、というのが60パーセント以上であった。このことは、問題の認識として健康は食生活から、ということが広まっていることを示す。とりわけ生活習慣病を意識してのことと考えられる。もっともこれまでの調査からは、その内容は高血圧にかたよっているようにも考えられるのだが。

3. 地域福祉の推進について

社会的なサービスを活用しながら介護を行うにしても、これからは保険にもとづく民間企業のサービスを受けながら、ということになる。しかし、そこでは、福祉施設・サービスの充実も必要だが、個人の家庭における介護と民間企業のサービスの利用だけではカバーしきれない内容が生じてくる。そのために、ボランティア活動を含め、地域的に支援ネットワークの構築が必要となってくる。それは地域づくりという視点から、社会教育・生涯学習の課題として設定されるべきものである。総合的な地域づくりとして、産業振興や生活基盤（道路などを含む）の整備、組織（町内会・地域婦人会・老人クラブその他の組織との連携）活動の活発化などが追求されなければならない。

V ま と め

今回、調査項目を精査する過程で、川内町・田子町・深浦町3町の担当者（主として保健婦）からも貴重なご意見をいただいた。また、センター長佐藤三三先生および専任教官の高嶋一敏先生との共同討議にもとづいて調査項目の検討をすすめたが、原稿執筆にあたっては、時間の関係もあり、筆者（藤田昇治）の責任においてとりまとめた。

なお、この小論は科研費の研究補助（基盤研究（c）（2）、課題番号10610225、研究課題「高齢化社会における介護問題と地域生涯学習の課題」）を受けて実施したアンケート調査の概報としてまとめたものであり、より詳細な分析については別の機会に行う予定である。

最後に、末尾ながら、調査の実施にあたって、対象の無作為抽出を行う上で多大な協力をいただいた3町の担当職員の方々、そして煩雑な調査にも関わらず協力していただいた町民の方々に心から深く感謝申し上げる次第です。

<注>

(1) 高嶋一敏・藤田昇治・佐藤三三「現代の福祉・医療問題と生涯学習の課題－「介護」の方法・在り方を中心に（青森県内3町における実態調査）－」を参照されたい。なお、第1報が『弘前大学生涯学習教育研究センター年報』（1998年）に、第2報が第2号（1999年）にそれぞれ収録されている。

(2) 前掲。介護者に対する調査で、代替して欲しいと希望しているものでは「入浴の介助」が23.5パーセントで最も多かった。

(3) ホームヘルパーが身体介護を行う場合、従来は女性が多かったものの、近年男性も増加してきている。しかし、要介護者の意識、ヘルパーの意識の中には、まだ、性に関する特別な感情を抱く人が多くみられるようである。

一方、家事援助や身体介護が女性であれば普段家事を担っているのだからだれでも担うことができる、という感覚があるのではないかと考える。あるいは、女性が介護を一義的に担い、女性がやりきれない部分を男性が手伝えばよい、という感覚が支配的なのではないかと考える。

ところで、老夫婦2人だけで生活している場合、老々介護の可能性も否定できない。女性が要介護状態になったときにはじめて介護・家事を経験するというのでは、様々な問題を生じる可能性も高い。また、配偶者が先だった場合、その後いかに自立を図るか、ということが大きな問題になる。自立して生活することの意義を生涯学習の視点から課題設定することが必要である。

(4) 特別養護老人ホームの居住環境が、介護保険制度のスタートにあわせ次第に改善されてきている、といった情報も大きいと考えられる。例えば、朝日新聞の記事（平成11年11月日付）参照。

(5) 介護保険でホームヘルプサービスの規準単価が問題となっている。当初、家事援助を行う場合と身体介護を行う場合との、2種類の時間単価が示されていた。その後、中間的なサービスもあるということであらたに時間単価が設定された。いずれにしても家事援助と身体介護の基本的な規準が異なり、サービスの内容で大きく単価が異なっていることに変わりはない。民間企業の中には家事援助の規準単価の低さを指摘するむきもある（朝日新聞の平成12年1月22日付記事）。それはまた介護サービスを担うヘルパーの社会的な位置づけ・評価にも関わるものである。

(6) 設問18では、息子または娘との同居を希望している人は268人（27.9パーセント）であった。また、設問18では「施設等への入所」を選択した人は158人（16.5パーセント）であったが、ここでは「介護が必要になったら特別養護老人ホームなどに入所する」という人が337人（35.1パーセント）になっているのは、当面は子どもとの同居を望みながらも、状態が悪化した場合には特別養護老人ホームなどに入所せざるを得ない、と考えている人が多く、それが3分の1以上の数値としてあらわれている、と考えられる。

(7) 注（1）参照。高嶋によれば、76.5パーセントの人が「ストレスを感じる」と回答している。

(8) これまでの聞き取り調査で、近隣の町・市まで通院している場合も多い、ということが町の保健・医療担当者から確認されている。

介護に関するアンケート調査のお願い

これまで弘前大学生涯学習教育研究センターでは、「少子・高齢化社会」の教育・学習課題を研究するため、介護を中心とした調査を田子町で実施してきました。実際に介護されている方のお宅を訪問して介護されている方・介護を受けている方にお話をうかがってきました。また、保健協力員の方にアンケート調査をとおして町の保健行政の在り方等についてご意見をうかがったりしてきました。

さて、平成12年4月からは「介護保健法」も施行されるところであり、介護の在り方をめぐって地域住民の方々がどのように考えていらっしゃるのか、アンケートでおたずねしたい、と考えております。この調査結果は今後の介護問題を実践的に究明する上で貴重なデータとなりますので、率直なご意見等をお教え下さい。

調査は、川内町健康管理センターのご協力の下に、20才以上の方10パーセントを無作為抽出し、郵送でお願いしているところです。アンケートについて何かご不明の点がありましたら、川内町健康管理センターにお尋ね下さい。

記入後は、お手数ですが、同封の封筒に入れ、2月13日（日曜日）まで投函して下さい。ようをお願いいたします。

なお、この調査は学術調査であり、調査結果の公表等には決して個人のプライバシーを侵害することはありません。

平成12年1月

弘前大学生涯学習教育研究センター
(協力) 田子町健康管理センター

介護に関するアンケート調査

〈あなたの職業等についておたずねします。年齢等は1月1日現在で答えて下さい。〉

【1】あなたの`職業についておたずねします。現在の職業は次の中のどれですか。あてはまるものに○をつけて下さい。複数にあてはまる場合は主なもの1つを選んで下さい

- ①無職
- ②主婦・家事手伝い
- ③農業
- ④漁業
- ⑤商工業自営
- ⑥会社員
- ⑦教員（幼稚園・小中学校・高校を含めて）
- ⑧公務員
- ⑨パート・フリーター・日雇い
- ⑩その他（ ）

【2】あなたの年齢は次のどれですか。あてはまるものに○をつけて下さい。

- ① 20代 ② 30代 ③ 40代 ④ 50代
- ⑤ 60代 ⑥ 70代 ⑦ 80代以上

【3】あなたの性別をおたずねします。あてはまるものに○をつけて下さい。

- ①男性 ②女性

【4】あなたが現在住んでいるのは次のどれですか。あてはまるものに○をつけて下さい。

- ①持ち家 ②借家 ③アパート・間借り
- ④公宅・町営住宅 ⑤その他

【5】60才以上の方におたずねします。20代から50代まであなたはどんな職業についていましたか。主なものに○をつけて下さい。

- ①無職
- ②主婦・家事手伝い
- ③農業
- ④漁業
- ⑤商工業自営・日雇い
- ⑥会社員
- ⑦教員（幼稚園・小中学校・高校を含めて）
- ⑧公務員
- ⑨パート・フリーター
- ⑩その他（ ）

以下の設問については、すべての方におたずねします。

〈平成12年度から実施される介護保険制度についておたずねします〉

【6】介護保険についてあなたはどのように感じていますか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- ①非常に関心がある
- ②多少関心がある
- ③あまり関心がない
- ④まったく関心がない

【7】あなたは介護保険制度の内容をご存じですか。つぎの中からあてはまるものを1つ選んで下さい。

- ①自分なりに調べたのでよく知っている
- ②人から聞いてそれなりに知っている
- ③新聞やテレビ等でそれなりに知っている
- ④いろいろ耳にしているがよくわからないことが多い
- ⑤ほとんど知らない
- ⑥その他

【8】介護保険法の施行に関連して、あなたは不安がありますか。当面、65才以上の人等の場合には保険料を半年間徴収せずその後1年間は半額にするなどの手だてがとられますが、長期的に考えた場合あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ①保険料をあらたに負担することになるので経済的に苦しくなるのではないかな不安
- ②サービスを受けると1割自己負担することになるが、その負担が大きくなるのではないかな不安
- ③介護必要の認定によっては（自立可能と判断されたりすることで）自分が受けたいと思うサービスを受けることができないのではないかな不安
- ④民間の事業所などによるサービスが期待できないので、必要なサービスが確保出来るかな不安
- ⑤とくに不安はない
- ⑥よくわからない
- ⑦その他の不安がある（具体的に記入して下さい）

【9】「これまで一部にば 行政の世話になりたくない」という気持ちから、介護が必要な状況にあっても役場に申請しない人がいたが、保険ということになれば積極的に申請するようにな

る」という意見がありますが、あなたはどう思いますか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- ①そう思う
- ②そう思わない
- ③一概に言えない
- ④わからない

【10】現在介護を必要とする家族がいる方（同居・別居の両方）におたずねします。介護保険制度が始まることで不安なことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ①現在受けているサービスが介護の認定によっては受けられなくなるのではないかな不安
- ②受けるサービスの1割負担が大きいのので、サービスの内容を変えたり減らすことを考えなければならないのではないかな不安
- ③介護を必要としている人の状態が悪化した場合、適切なサービスを認定してもらえるかどうか不安
- ④介護を必要としている人の状態が悪化した場合、サービスの1割負担が大きくなるのではないかな不安
- ⑤介護している人の健康状態が悪化したり体力が低下して、十分介護できなくなるのではないかな不安
- ⑥その他（具体的に記入して下さい）

〈介護についての基本的な考えをおたずねします〉

【11】介護の在り方についてどのように考えていますか。あてはまるものを1つえらんで下さい。

- ①家族が介護するのが当然である
- ②家族介護を基本にし、補足的に公的サービス・民間のサービスを利用する
- ③公的・民間サービスを中心にし、家族はできる範囲で介護する
- ④公的・民間サービスを大いに活用する
- ⑤一概にいえない
- ⑥その他

【12】家族の中に介護を必要とする人が生じた場合、以下の介護については家族の中で誰が担うべきだと考えますか。それぞれの項目について（ ）内に○をつけて下さい。介護を必要とする人の状況や性別によって異なると思う場合には（状況）のところに○をつけて下さい。

（男性）（女性）（両方）（状況）

- ①買い物や役場の用事等を
代行する・代読等を行う （ ）（ ）（ ）（ ）

(男性)(女性)(両方)(状況)

②食事の用意・食事の介助・

後片づけを行う () () () ()

③入浴の介助を行う () () () ()

④身体を拭く () () () ()

⑤ヒゲをそる・散髪を行う・

洗顔を介助する () () () ()

⑥掃除・洗濯を行う () () () ()

⑦排便の介助を行う () () () ()

⑧排便の後始末を行う () () () ()

⑨体位交換を行う () () () ()

【13】介護サービスの内容の中で、家族に介護を必要とする人が生じた場合に利用したいと思うサービスについて、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。なお、費用負担については「無料」を前提として下さい。

- ①特別養護老人ホーム等への入所
- ②ショートステイ
- ③デイサービス
- ④ホームヘルプ
- ⑤訪問入浴
- ⑥訪問看護
- ⑦訪問診療

【14】自分が介護を必要となった場合にはどのようなサービスを利用したいですか。利用したいと思うサービスについて、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。なお、費用負担については「無料」を前提として下さい。

- ①特別養護老人ホーム等への入所
- ②ショートステイ
- ③デイサービス
- ④ホームヘルプ
- ⑤訪問入浴
- ⑥訪問看護
- ⑦訪問診療
- ⑧その他（具体的に記入して下さい）

〈あなた自身やご家族の現在の健康状態についておたずねします〉

【15】あなた自身は健康ですか。あてはまるものを1つだけえらんで下さい。

- ①健康で通院の必要もなく、不安もない
- ②健康だがときどき不安になることがある
- ③健康診断を受けると、再検査を必要としたり要注意といわれる項目があったりする
- ④通院している
- ⑤通院はしていないが、ときどき薬を買って飲む

【16】近々家族の中に介護を必要とする人が生じることが予想されますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ①同居している家族にいる
- ②同居している家族にいない
- ③別居している家族にいる
- ④別居している家族にいない
- ⑤現在のところ健康だが、いつどのように介護が必要になるかわからない

【17】現在の家族状況についておたずねします。あてはまるものに1つ○をつけて下さい。

- ①独身で家族と同居している
- ②独身で家族と別居している
- ③夫婦2人だけでくらしている
- ④夫婦で子どもと一緒にくらしている
- ⑤夫婦で（両）親と子どもと一緒にくらしている
- ⑥その他

〈将来介護が必要になるような場合にそなえどのように準備しようと考えていますか〉

【18】高齢者になった時点で、どのような生活をしたいと考えていますか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- ①息子（夫婦）との同居
- ②娘（夫婦）との同居
- ③夫婦だけで生活する
- ④夫婦だけで生活しても近所に息子（夫婦）または娘（夫婦）に住んでほしい
- ⑤施設等への入所
- ⑥その他

【19】自分が高齢者になり、介護が必要な状態になった場合に、あなたは現在の場所で生活を続けたいと思いますか。あてはまるものに1つ○をつけて下さい。

- ①現在の場所で生活を続ける
- ②現在の場所で生活し続けたいが、やむを得ない場合には引っ越す
- ③現在の場所は不便な点もあるので、町内で便利なところに引っ越す
- ④生活に便利な町外に引っ越す
- ⑤家族と同居するために引っ越す
- ⑥その他

【20】自分や家族の将来（高齢者になり、介護が必要な状態になった場合）に不安を感じていますか。あてはまるものすべてに○をして下さい。

- ①経済的な基盤が十分ではないので不安であ

- る
- ②家族の介護や援助が期待できない（したくない）
- ③配偶者が先立った場合のことが不安である
- ④自分が痴呆（ぼけ）や介護が必要な状態になりたくない
- ⑤配偶者が痴呆や介護が必要な状態になったら困る
- ⑥特に不安はない
- ⑦その他（具体的に記入して下さい）

【21】自分や家族の将来（高齢者になり、介護が必要な状態になった場合）について考えていることをおたずねします。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ①介護しやすいように住宅を改造する
- ②介護できるように研修や講習を受け、知識や技能を身につける
- ③経済的な基盤をつくるため個人年金に加入したり、蓄えを多くする
- ④介護が必要になったら息子（夫婦）や娘（夫婦）と同居する
- ⑤介護が必要になったら特別養護老人ホームなどに入所する
- ⑥介護が必要になったら介護保険のサービスを利用して、家族と一緒にくらす
- ⑦介護が必要とならないように自分の食生活に気を付け、健康管理を図る
- ⑧運動やスポーツ等をして健康増進につとめる
- ⑨家の中にとじこもらないように心がける
- ⑩社会的な活動に参加したり趣味を持つようにする
- ⑪とくに考えていない
- ⑫その他（具体的に記入して下さい）

【22】家族の中に介護を必要する人が生じた場合どのようなことが心配ですか。自分と家族にあてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ①介護をすることで腰痛その他健康に支障が生じてくる
- ②家事や育児・子どもの養育を十分やりきれなくなる
- ③仕事に何かと支障が生じる
- ④買い物や通院その他の用事があっても外出しにくくなる
- ⑤自分の時間が持てなくなる・好きなことができなくなる
- ⑥ストレスを感じるようになる
- ⑦家族の団らん・レジャーの時間がとれなくなる

- なる
- ⑧介護を行う上で家族の協力が十分得られないかもしれない
- ⑨介護を行う上で親族の協力が十分得られないかもしれない
- ⑩介護保険・行政のサービスが十分得られないかもしれない
- ⑪経済的な支出が増大する
- ⑫近所の人とうわさ話のタネにされる
- ⑬とくにない
- ⑭その他（具体的に記入して下さい）

＜日頃の生活・活動についておたずねします＞

【23】日頃の学習活動についておたずねします。あなたはどのように学習活動を行っていますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ①興味関心のあることは、新聞やテレビをみたり、意識的に学習しようとしている
- ②なるべく新聞はじっくり読むようにしている
- ③テレビのニュースを意識的にみるようにしている
- ④役場や公民館の事業に参加するようにしている
- ⑤図書館や博物館などを利用するようにしている
- ⑥興味関心のあることは、友人や知り合いから意識的にきくようにしている
- ⑦特別学習活動はしていない
- ⑧その他（具体的に記入して下さい）

【24】日頃の運動・スポーツ活動についておたずねします。あなたはどのように運動・スポーツ活動を行っていますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ①自分なりに体操をしたり歩くようにしている
- ②施設を利用して運動・スポーツをするようにしている
- ③スポーツクラブ等に入って活動している
- ④老人クラブでゲートボールをしたり、グラウンドゴルフをするようにしている
- ⑤ほとんど運動・スポーツをすることはない
- ⑥その他（具体的に記入して下さい）

【25】日頃の地域活動についておたずねします。あなたはどのように地域活動を行っていますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ①町内会の集まり等には参加する
- ②老人クラブや地域婦人会等の組織で活動し

ている

- ③農協や漁協・商工会等、仕事の関係の団体で活動している
- ④PTAで活動している（したことがある）
- ⑤町主催の行事や多くの団体が共催するイベントなどに参加している
- ⑥保健協力員や民生委員等の公的な仕事をしている
- ⑦ボランティア活動を行っている
- ⑧特に何もしていない
- ⑨その他

〈今後住みやすい町にするためには、どのような問題・課題があると思いますか〉

【26】自分が住んでいる地域・町をより住みやすくするために、どのような問題・課題があると思いますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ①特別養護老人ホームやグループ・ホームなど福祉施設の拡充が必要である
- ②特別養護老人ホームやグループ・ホームなど福祉施設での生活条件を改善する

- ③ホームヘルプ、ショートステイ等の福祉サービスの充実が必要である
- ④行政のサービス向上が必要である
- ⑤地域の産業振興が必要である
- ⑥交通基盤（JR・バス）の便をよくする必要がある
- ⑦道路の整備が必要である
- ⑧医療施設の充実が図られるべきである
- ⑨地域の人どうしの交流が図られるべきである
- ⑩ボランティア活動の育成が図られるべきである
- ⑪若い世代の人が発言しづらい雰囲気がある
- ⑫若い世代の人が社会的活動をしにくい雰囲気がある
- ⑬若い世代に活気がない
- ⑭女性が発言しづらい雰囲気がある
- ⑮女性が社会的活動をしにくい雰囲気がある
- ⑯その他（具体的に記入して下さい）

御協力ありがとうございます。お手数ですが、同封の封筒に入れ、投函して下さい。

弘前大学生涯学習教育研究センター

「地域に開かれた大学」づくりを目指して

－弘前市民へのアンケート調査から－

藤田 昇治・高嶋 一敏 ・佐藤 三三

I はじめに

生涯学習教育研究センターが弘前大学に設置されたのが平成8年5月で、ほぼ4年を経過した。この間、大学をめぐる新しい議論として「任期制」や「独立行政法人化」といった問題が生じているが、21世紀にむけて大学がどのような機能を拡充し、社会においてどのような役割を果たすべきなのか、どのような大学像を構築していくのか、ということが問われてきていることは確かである。

国立大学に限定しても、生涯学習教育研究センターという名称の共同利用施設を設置することが、毎年いくつかの大学でなされてきている。その中には、教育大学系で「生き残り」を強く志向している場合もあるが、基本的には地域生涯学習の推進に大学が積極的に関与しようという方向は共通していると、考える。

これまで、大学開放という場合、公開講座の開催をはじめ、社会人入学制度の充実や科目等履修生制度の活用、図書館などの施設の開放、等々のことがいわれてきた。大学が地域生涯学習の推進にどのように関わっていくべきなのか、さらには生涯学習時代の大学はどのような姿になるべきなのか、ということを探求していく必要がある、と考える。

ところで、弘前大学は、青森県内では唯一の国立の総合大学である、という特徴を持っている。そして、弘前市民にとっては、子弟を自宅から通学させ得る大学であり、また、仕事の関連で調査研究の成果の還元を大いに期待し得る大学であり、文化振興や社会教育・生涯学習では人的資源を蓄積している大学である。

こうした視点から、弘前大学として、また、生涯学習教育研究センターとしての今後の事業展開・方向性を探る上で参考資料とすべく、弘前市民に対するアンケート調査を実施することになった。郵送によるアンケート調査のため基本的な制約もあるが、市民の評価・要望を真摯に受けとめていきたい、と考えている。

なお、今後青森県内で、他の自治体住民を対象とした同様のアンケート調査を実施する予定である。また、弘前大学内部では、教職員を対象としたアンケート調査を実際したいと考えている。

II 調査概要

1. 調査地域の概況

弘前市は古くから津軽藩の城下町として栄え、明治以降も青森県の中では中核的な都市としての位置を占めてきた。市町村合併を経て、約274平方キロメートルの面積があり、広い農村部も有している。産業基盤は、農業では稲作とリンゴに代表され、桜とねぶたに象徴される観光都市でもある。県内では大学・短大の集中する学園都市で、文化的蓄積も

豊かである。人口はおよそ 18 万人である。

2 調査対象

弘前市在住の 20 才以上の男女それぞれ 1 パーセントを無作為抽出し、郵送によるアンケート調査として实际した。郵送数は、男性 640 人、女性 770 人で、合計 1,410 人である。男女の比率は、男性 45.4%、女性 54.6%で、女性が 9.2 ポイント高くなっている。

アンケート用紙は 2 月上旬に発送し、2 月末日を回収日とした。回答があったのは、男性 203 人、女性 286 人、性別不明 5 人、合計 494 人である。回収率は、男性が 31.7%、女性が 37.1%で、女性が 5.4 ポイント高く、全体では 35.0%となっている。

3. 調査項目

調査項目は大枠で 3 部構成になっている。即ち(1)はフェースシートで、年齢（10 才きざみの年代で回答を求めた）、性別、学歴（卒業学校で回答を求めた）、弘前市における居住期間、職業、という項目で構成されている。(2)は日常的な学習要求・学習活動に関する事で、弘前市についての感想、自由時間の使い方、過去 1 年間の学習活動、希望する学習内容、である。(3)は弘前大学の事業に対する評価と期待で、大学が主催する市民向けの事業・制度等に関する認識度合、開催希望の公開講座等、地域における大学の役割（調査研究・人材育成など）に対する評価と期待、等で構成されている。

なお、アンケートの調査項目については、この小論の末尾に資料として収録しているので参照されたい（紙幅の関係で 2 段組みにしている）。

Ⅲ 調 査 結 果

1. フェースシート

(1) 年齢（年代）

回答者を年齢（10 才きざみの年代で選択肢を設定している）別にみると、20 代が 49 人（9.9%）、30 代が 72 人（14.6%）、40 代が 108 人（21.9%）、50 代が 89 人（18.0%）、60 代が 86 人（17.4%）、70 代が 66 人（13.4%）、80 代以上が 23 人（4.7%）、不明 1 人（0.2%）という構成になる。最も多かったのは 40 代であった（図－1）。

(2) 性 別

性別をみると、男性が 203 人（41.1%）で女性が 286 人（57.9%）、不明が 5 人（1.0%）で、女性の方が男性より 16.8 ポイント多くなっている。実数では女性が 63 人多く、1.41 倍の回答があった（表－1）。

(3) 学 歴

学歴については卒業（在学）学校について選択肢を設定したが、尋常小学校卒業が 26 人（5.3%）、中学校卒業（高等小学校を含む）が 76 人（15.4%）、高校卒業（旧制中学・師範学校・高等女学校を含む）が 233 人（47.2%）、短大・大学卒業（旧制高等学校・専門学校・高等専門学校を含む）153 人（31.0%）、大学院修了（旧制大学を含む）が 5 人（1.0%）、

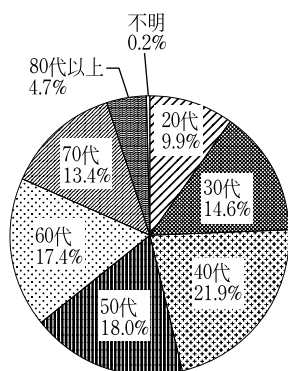


図-1 回答者の年齢別内訳

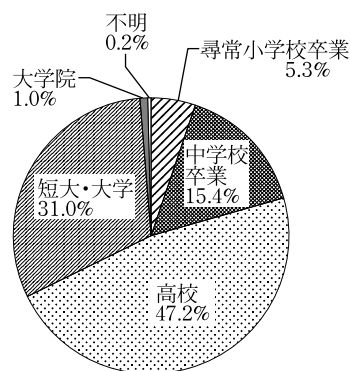


図-2 卒業（在学）学校内訳

表-1 回答者の性別内訳

	実 数	構成比
男 性	203	41.1
女 性	286	57.9
不 明	5	1.0
全 体	494	100.0

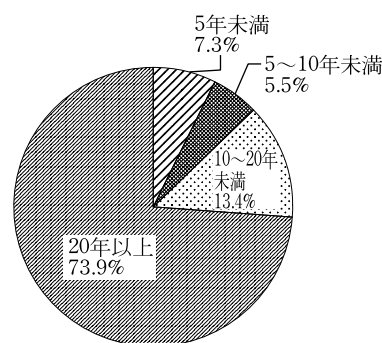


図-3 弘前市における居住期間別内訳

不明1人（0.2%）、という内訳になった（図-2）。

高校卒業が最も多くおよそ半数となり、短大・大学・大学院の高等教育機関卒業者は合計で158人（32.0%）で、およそ三分の一を占めている。

この短大・大学卒業がおよそ三分の一を占めるという比率は、現在（平成10年度）の青森県の短大・大学への進学率が29.3%であることと比較しても、県内における「学園都市」という性格がある弘前市の相対的な学歴の高さを示している、と考える。

（4）弘前市における居住期間

設問4は弘前市における居住期間を尋ねたものである。「5年未満」の人は36人（7.3%）で、「5年～10年未満」が27人（6.5%）、「10年～20年未満」が66人（13.4%）、「20年以上」が365人（73.9%）で、20年以上という人が圧倒的に多くなっている。こうした居住期間が長い人は、その多くが弘前市ないし近郊の生まれで弘前市育ちである、と考えられる（図-3）。

表－２ 職業別内訳

	実 数	構成比
農林漁業	43	8.7
自営業	40	8.1
会社員・団体職員	111	22.5
教 員	22	4.5
公務員	36	7.3
主婦（パートを含む）	98	19.8
日雇い・フリーター	3	0.6
学 生	17	3.4
無 職	104	21.1
その他	10	2.0
不 明	10	2.0
全 体	494	100.0

表－３ 弘前市という地域に感じていること

	20年以上弘前市に居住 している人		それ以外の人		全 体	
	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
住みやすいところである	236	64.7	77	59.7	313	63.4
文化的な地域である	128	35.1	42	32.6	170	34.4
人情味がある	122	33.4	23	17.8	145	29.4
観光資源が豊かである	140	38.4	38	29.5	178	36.0
豊かな農業基盤がある	85	23.3	20	15.5	105	21.3
医療施設がととのっている	164	44.9	40	31.0	204	41.3
産業基盤が弱い	163	44.7	56	43.4	219	44.3
閉鎖的な感じがする	70	19.2	39	30.2	109	22.1
何かと生活しづらい	15	4.1	15	11.6	30	6.1
教育条件が悪い	24	6.6	18	14.0	42	8.5
その他	18	4.9	9	7.0	27	5.5
不 明	38	10.4	8	6.2	46	9.3
計	365	329.6	129	270.1	494	321.5

（注 1）比率は回答者に対する割合であり、複数回答なので合計は 100%を超える

（5）職業

職業の内訳をみると、「会社員・団体職員」が 111 人（22.5%）、「無職」が 104 人（21.1%）、「主婦（パートを含む）」が 98 人（19.8%）、「農林漁業」43 人（8.7%）、「自営業」40 人（8.1%）、「公務員」が 36 人（7.3%）などとなっている。なお、教員と公務員の合計は 58 人（11.7%）と、1 割を若干超える割合となる。学生は 17 人（3.4%）である（表－2）。

2 日常的な学習要求・学習活動

(1) 弘前市という地域について感じていること

設問6は、弘前市という地域について感じていることを、複数回答で尋ねたものである。

表－3は、これに対する回答を全体集計するとともに、弘前市における居住期間が20年以上の人とそうでない人に分けて集計したものである。

まず、全体の傾向から確認しよう。最も多かったのは「住みやすいところである」が313人(63.4%)であった。

次いで、「産業基盤が弱い」という回答が219人(44.3%)であった。第一次産業の占める比重が比較的高い反面、工業生産や従業員数の多い企業が少ない、観光に依存する度合いが高い、といった意識が底流にあるように思われる。

「医療施設がととのっている」と回答した人も204人(41.3%)と4割を超えているが、大学附属病院をはじめ総合病院が県内では比較的多いこと、個人病院の数も比較的多いこと、を反映していると考えられる。

このほか、「観光資源が豊かである」が178人(36.0%)、「文化的な地域である」が170人(34.4%)でそれぞれ3割を超え、「人情味がある」も145人(29.4%)と比較的回答が多くなっている。

一方、「閉鎖的な感じがする」という人も109人(22.9%)で2割を超えているが、「教育条件が悪い」という人42人(8.5%)や「何かと生活しづらい」という人は30人(6.1%)で、比較的少なかった。

次に、弘前市に居住して20年以上の人とそうでない人についてみると、「住みやすいところである」、「人情味がある」、「観光資源が豊かである」、「医療施設が整っている」といった肯定的な項目では長年居住している人の方がポイントが高く、逆に「閉鎖的である」、「生活しづらい」、「教育条件が悪い」といった否定的な項目では、居住期間が短い人の方が高い回答を示している。

(2) 自由時間の使い方

設問7は自由時間の使い方を複数回答で尋ねたものである。

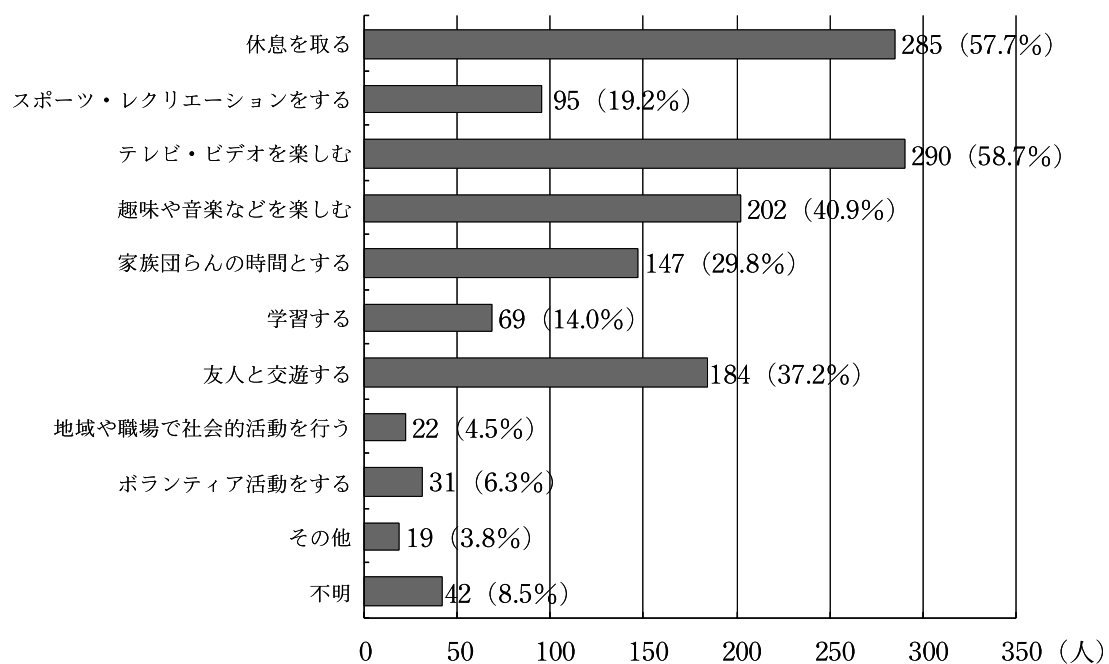
図－4に示すように、最も多かった回答は「テレビ・ビデオを楽しむ」で、290人(58.7%)を占めた。次いで、ほぼ同数の「休息を取る」が285人(57.7%)で多かった。

そのほか、「趣味や音楽などを楽しむ」という人は202人(40.9%)、「友人と交遊する」が184人(37.2%)、「家族団らんの時間とする」が147人(29.8%)で比較的多くの回答があった。

「学習する」と回答した人は69人(14.0%)である。

また、「地域や職場で社会的活動を行う」人は31人(6.3%)、「ボランティア活動をする」人は19人(3.8%)であった。

なお、ここで「学習する」と回答した人について卒業学校をみたのが表－4である。「学習する」と回答した人の中で「短大・大学」の卒業者の比率が53.6パーセントで、それ以外の人(「学習する」と回答しなかった人)の「短大・大学」卒業者比率27.3パーセントと比較すると倍近くになっていることが注目される。



図－４ 自由時間の使い方

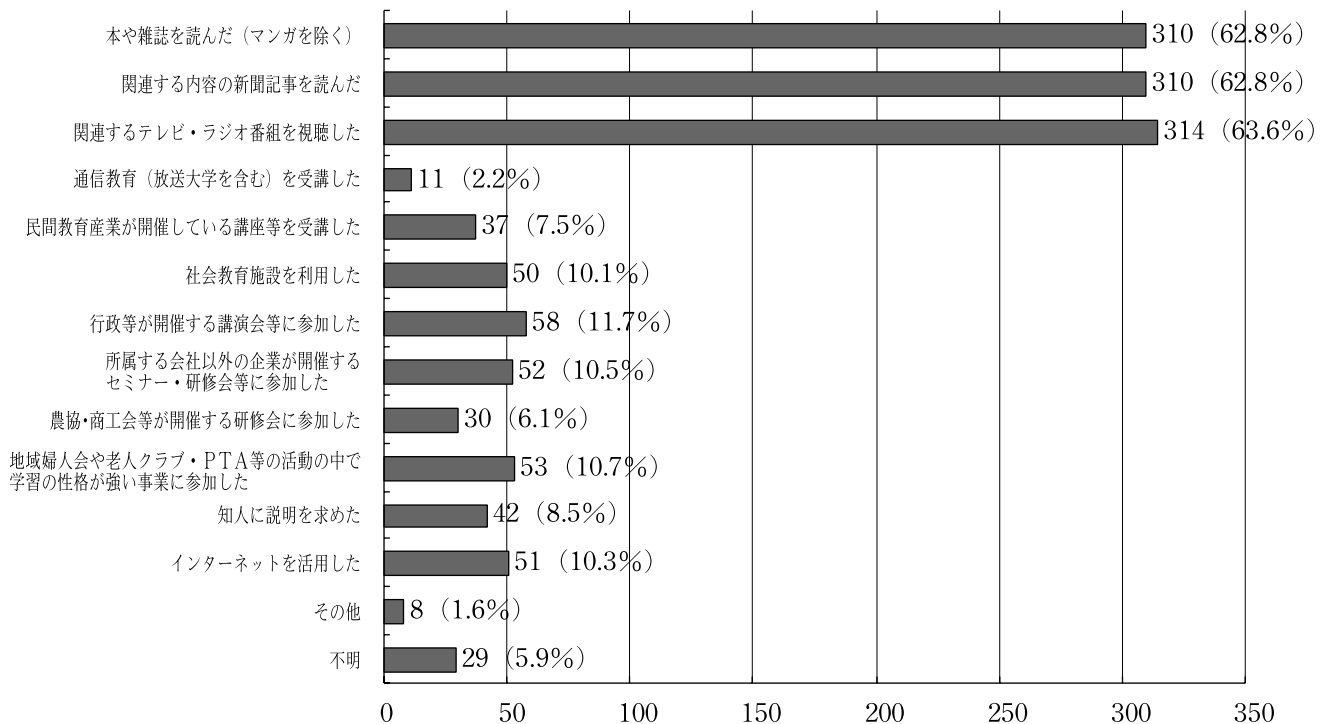
表－４ 自由時間に「学習する」と回答した人の卒業学校

	自由時間に「学習する」と回答した人		それ以外の人		全 体	
	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
尋常小学校卒業	0	0.0	26	6.1	26	5.3
中学校卒業	3	4.3	73	17.2	76	15.4
高 校	28	40.6	205	48.2	233	47.2
短大・大学	37	53.6	116	27.3	153	31.0
大学院	1	1.4	4	0.9	5	1.0
不 明	0	0.0	1	0.2	1	0.2
全 体	69	100.0	425	100.0	494	100.0

(3) 1年間の学習活動

設問8はこの1年間における学習活動について質問したものである。ここで一応の定義を試み、「興味関心があるテーマについて意識的に調べたり情報を集めようとする、あるいは何らかの疑問を解決しようとする行為」としたが、回答者によってその判断にはかなり幅があるものとする。

図－5に示すように、最も多かった回答は「関連するテレビ・ラジオ番組を視聴した」で314人(64.6%)であったが、「本や雑誌を読んだ(マンガを除く)」と「関連する内容の新聞記事を読んだ」という人もそれぞれ310人(62.8%)であり、ほぼ同数であった。



図－５ １年間の学習活動

マスコミを通じた情報収集と学習活動や、あるいは本を読むという、個人的に行う学習スタイルが基本となっている。

以上の３項目に集中する傾向が強く、他の項目では「行政等が開催する講演会等に参加した」が58人（11.7%）になっているにすぎない。

一方、社会的な学習機関を利用したり社会的な組織の事業活動の中で学習を行ったとする人も10～11パーセントいることも注目される。先にも示した「行政等が開催する講演会等に参加した」が58人（11.7%）で、「地域婦人会や老人クラブ・PTA等の活動の中で学習の性格が強い事業に参加した」人が53人（10.7%）、「所属する会社以外の企業が開催するセミナー・研修会等に参加した」人が52人（10.5%）、「社会教育施設を利用した」人50人（10.1%）となっている。

近年急速に普及してきているインターネットの利用については、「インターネットを活用した」とする人が51人（10.3%）となっている。

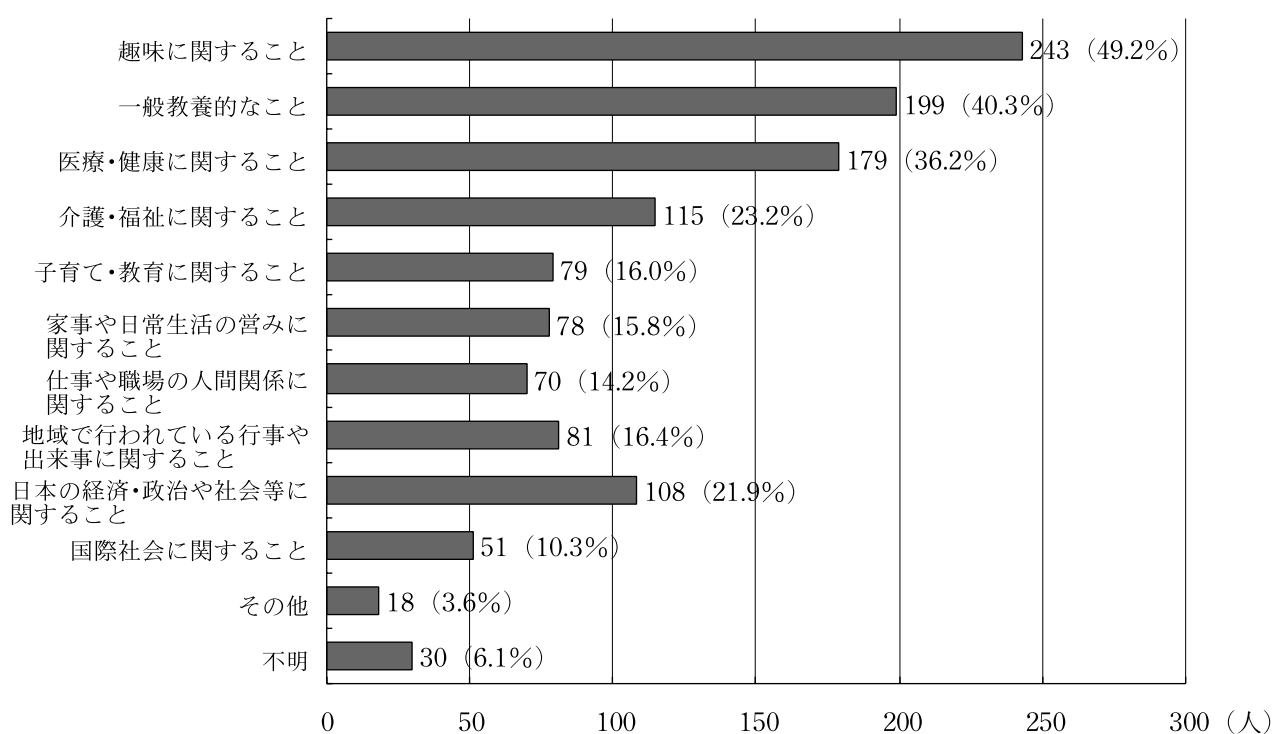
「民間教育産業が開講している講座等を受講した」とする人は37人（7.5%）であった。

なお、ここで卒業学校との相関をみたのが表－５である。「短大・大学・大学院の卒業（修了）者」とそうでない人とをグループ分けしてみると、「関連するテレビ・ラジオ番組を視聴した」という項目では殆ど同数の回答であるが、「本や雑誌を読んだ」や「関連する新聞記事を読んだ」、「インターネットを活用した」といった項目では大きな差が表れていることが注目される。もっとも、回答者の絶対数が多くはないので、どこまで信頼できる数値なのか、という点では問題もあるが。

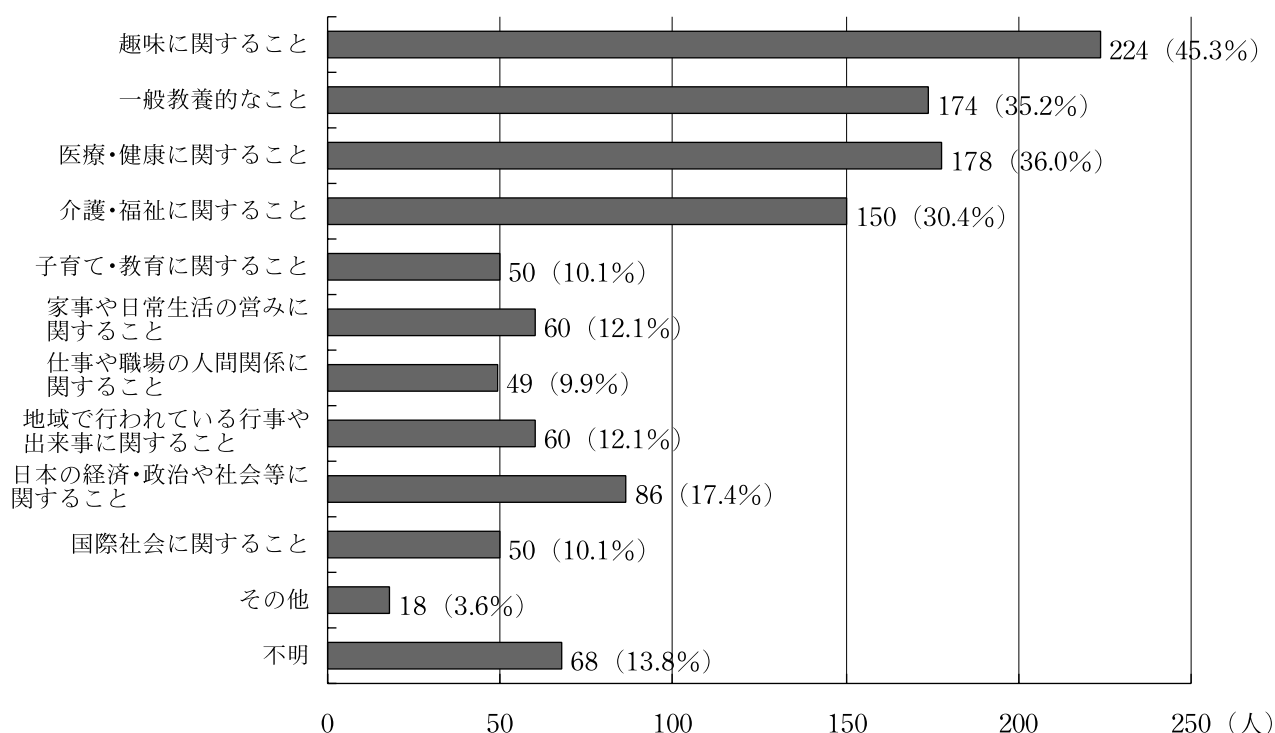
表－５ 卒業学校と学習活動

	短大・大学・大学院 卒業生		それ以外の人		全 体	
	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
本や雑誌を読んだ（マンガを除く）	121	76.6	189	56.4	310	62.8
関連する内容の新聞記事を読んだ	115	72.8	195	58.2	310	62.8
関連するテレビ・ラジオ番組を視聴した	104	65.8	210	62.7	314	63.6
通信教育(放送大学を含む)を受講した	3	1.9	8	2.4	11	2.2
民間教育産業が開講している講座等を受講した	17	10.8	20	6.0	37	7.5
社会教育施設を利用した	20	12.7	30	9.0	50	10.1
行政等が開催する講演会等に参加した	28	17.7	30	9.0	58	11.7
所属する会社以外の企業が開催するセミナー・研修会等に参加した	29	18.4	23	6.9	52	10.5
農協・商工会等が開催する研修会に参加した	8	5.1	22	6.6	30	6.1
地域婦人会や老人クラブ・PTA等の活動の中で学習の性格が強い事業に参加した	13	8.2	40	11.9	53	10.7
知人に説明を求めた	23	14.6	19	5.7	42	8.5
インターネットを活用した	39	24.7	12	3.6	51	10.3
その他	1	0.6	7	2.1	8	1.6
不 明	5	3.2	23	6.9	29	5.9
計	158	332.9	335	247.2	494	274.3

（注 1）複数回答なので計は 100%を超える



図－６ 学習活動の内容



図－7 希望する学習の内容

(4) 学習内容

設問9では前問を受け、学習活動を行ったとする人にその内容を尋ねた。

図－6に示すように、最も多かったのは「趣味に関すること」で243人(49.2%)とほぼ半数になっている。次いで、「一般教養的なこと」が199人(40.3%)、「医療・健康に関すること」179人(36.2%)になっている。

「医療・健康に関すること」を挙げた人が比較的多いということは、近年生活習慣病等が取りざたされる中で、比較的深刻な問題として感じている人が多いことを示すのではないだろうか。

「介護・福祉に関すること」と回答した人が115人(23.3%)となっているのも、「少子高齢化社会」と言われる中で4月から介護保険法が施行されるにあたり、自分自身ないし近親者に要介護状態になっている人がいる、あるいは可能性がある・予想される人がいる、といった人が多いことを反映したものと考えられる。

「日本の経済・政治や社会等に関すること」も108人(21.9%)と、2割を超えている。

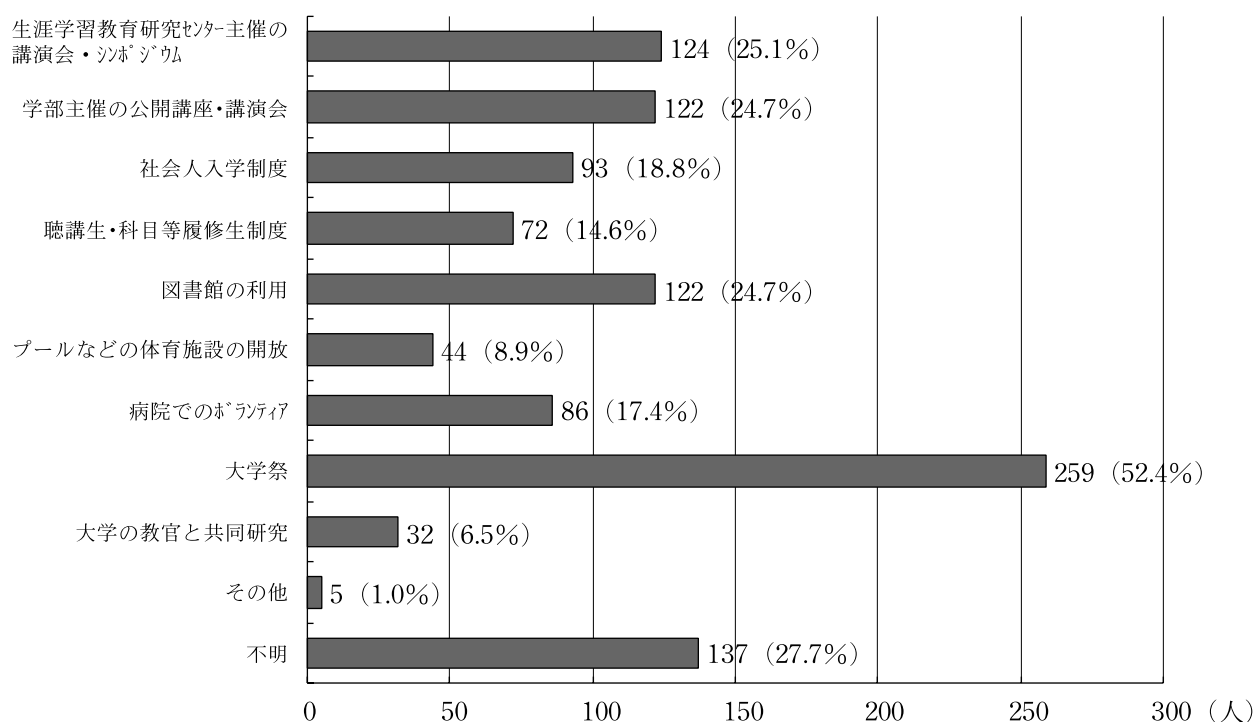
この他では、「子育て・教育に関すること」、「家事や日常生活の営みに関すること」、「仕事や職場の人間関係に関すること」、「地域で行われている行事や出来事に関すること」が14～16パーセントを占めている。

(5) 学習したいと思っていること

設問10では現在学習したいと思っていることについて尋ねた。前問と同じ選択肢を設定したが、ほぼ同様の項目が高い比率で回答されている。図－7に示すように、「趣味に関すること」が最も多く、224人(45.3%)が選択している。次いで「医療・健康に関するこ

表－6 弘前大学の学習事業について

	実 数	構成比
よく知っている	41	8.3
少し知っている	227	46.0
知らなかった	181	36.6
不 明	45	9.1
合 計	494	100.0



図－8 弘前大学の事業・施設で知っているもの

表－7 便利だと思う会場

	実 数	比 率
文京町キャンパスの施設	120	24.3
医学部コミュニケーションセンター	105	21.3
学園町グラウンド	29	5.9
弘前市文化センター	336	68.0
地区公民館	179	36.2
その他	21	4.3
不 明	31	6.3
合 計	494	166.2

(注1) 複数回答なので合計は100%を超えている

と」が178人(36.0%)、「一般教養的なこと」が174人(35.2%)となっている。前問に比較すると、第2位と第3位の項目が入れ替わっているが、さほど大きな差異とは考えにくい。

過去に学習したとする項目と現在学習したいとする項目を比較すると全体的に回答者数は減少しているのだが、「介護・福祉に関すること」だけは回答者数が115人(23.3%)から150人(30.4%)へと35人、7.1ポイント増加している。一概にいうことはできないが、アンケートを実施したのが2月で、介護保険法がいよいよ施行される直前という時期だけに、切実に感じている人が多い、ということを示すものと考ええる。

3. 弘前大学の事業に対する評価と期待

以下では、弘前大学の事業等が地域住民にどのように評価され、また、今後どのような事業などを行うことが期待されているのか、ということを探った。

(1) 弘前大学の事業などについて

設問11では、「あなたはこれまで弘前大学が公開講座や講演会・シンポジウムなどを開催していることを知っていますか」と尋ねた。表-6に示すように、「よく知っている」は41人(8.3%)で、「少し知っている」が227人(46.0%)であった。この2つの合計は268人で54.3パーセントとなり、過半数をこえている。「知らなかった」とする回答が181人(36.5%)にも及ぶことは重視する必要があるのではないだろうか。

(2) 知っている事業

設問12では、市民向けの事業や市民が利用できる制度・施設などについて具体的に例示し、知っているものの回答を求めた。

図-8に示すように、この中で最も多かったのは「大学祭」で、259人(52.4%)であった。多くの市民にとって最も親しみ深いもの、と言うことができよう。

次いで「生涯学習教育研究センター主催の講演会・シンポジウム」と回答した人が124人(25.1%)、そしてほぼ同数で「学部主催の公開講座・講演会」が122人(24.7%)である。果たして生涯学習教育研究センター主催のものと学部主催のものの区別が十分なされているのかどうかは判然としないが、いずれにしても大学が市民向けの公開講座・講演会・シンポジウムなどを開催しているという理解がある人が、およそ四分の一いるということは確認できると考える。

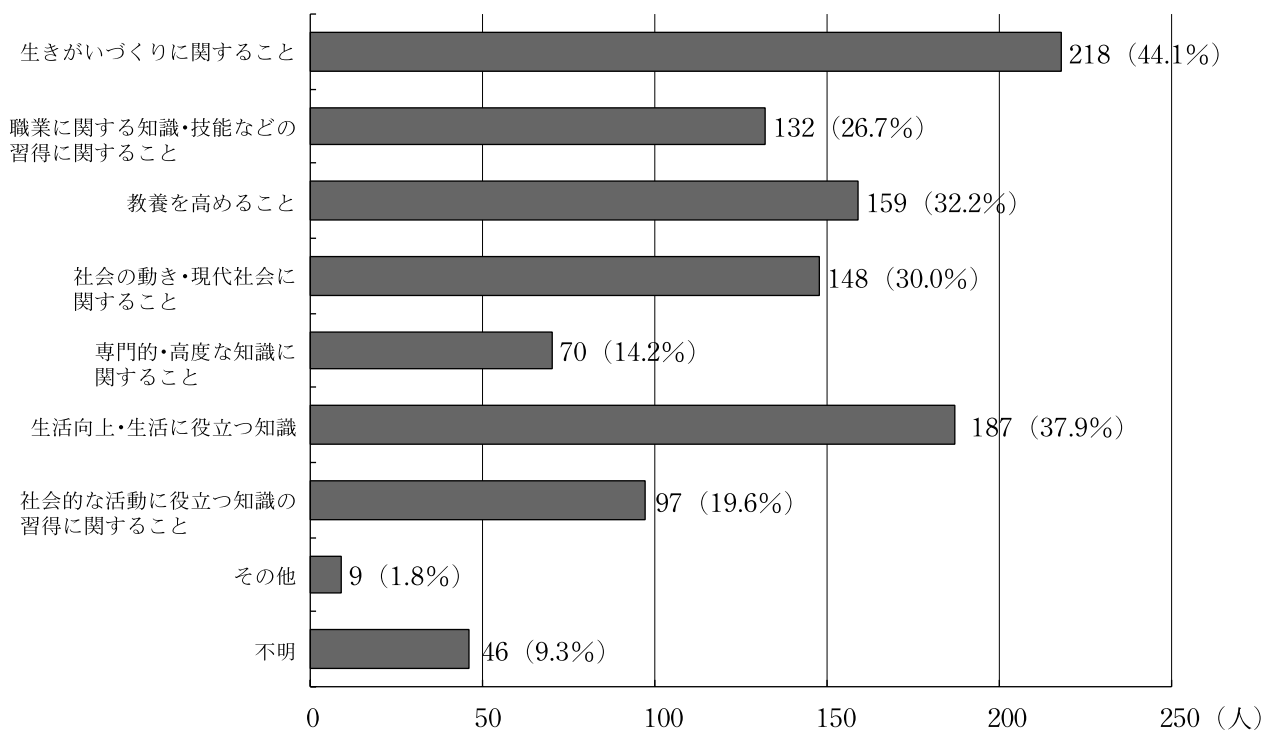
また、施設については、一般市民も図書館の利用ができる、ということを知っている人が122人(24.7%)であった。

近年、「大学開放」で頻繁に取りざたされる「社会人入学制度」や「聴講生・科目等履修生制度」については、それぞれ93人(18.8%)、72人(14.6%)であった。この2つの制度に関する認知度の違いは、市民の興味関心の度合いを反映したものと考えられる。

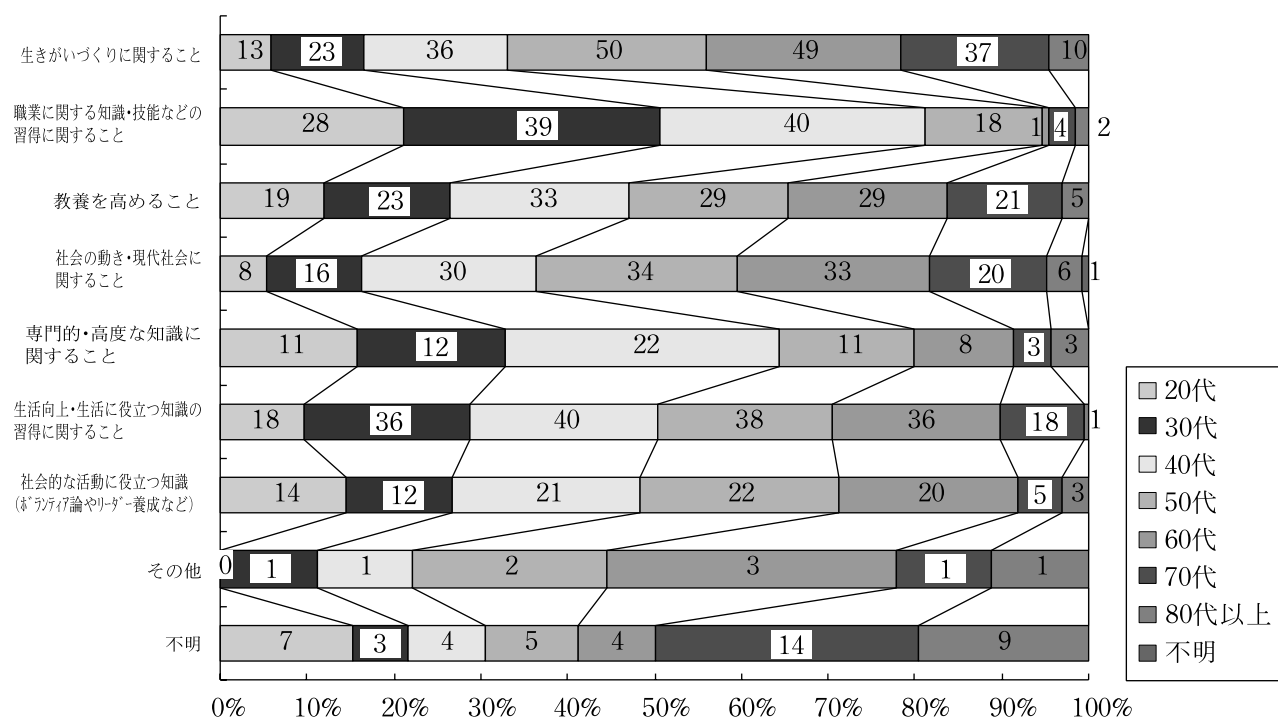
「プールなどの体育施設の開放」については44人(8.9%)であった。

「大学の教官との共同研究」については32人(6.5%)であった。

一方、「病院でのボランティア」について回答した人が65人(17.4%)と、公開講座の開催や図書館開放・社会人入学制度に次いで多かったのは、大学附属病院を利用する人の



図－９ 開催してほしい公開講座



図－１０ 開催してほしい公開講座（年代別）

多さを反映しているのと考えられる。

(3) 事業の会場について

設問 13 は、公開講座などの事業を開催する場合に、便利だとおもわれる会場について尋ねたものである。

表－7 に示すように、最も多かった回答は「弘前市文化センター」で、336 人（68.0%）であった。また、「地区公民館」という人も 179 人（36.2%）と、大学の外の施設を希望する人が多かった。

大学の施設では「文京町キャンパスの施設」が 120 人（24.3%）が最も多く、「医学部コミュニケーションセンター（本町・附属病院となり）」と回答した人は 105 人（21.3%）であった。「学園町グラウンド」は 29 人（5.9%）であった。

このように、一般市民からすれば弘前市の所管で、比較的交通の便もよく駐車スペースもあり、様々な事業の会場となっている弘前市文化センターが利用しやすい、ということであろう。回答者がどこに居住し、どこに職場があるのかといった事情にもよることなので一概にはいえないが。また、地区公民館も、市内には 12 ヶ所あるが、比較的距離的には近い存在である。

大学の施設中では、文京町キャンパスの施設が多くなっていて、生涯学習教育研究センターが主催する講演会等の会場として使用している医学部コミュニケーションセンターは、文京町キャンパスと回答した人に比較して 3 ポイント低い。これは、同施設に駐車スペースがないこと、平成 8 年に完成した比較的新しい施設で、市民に十分存在が認識されていないこと、等の理由が考えられる。

(4) 希望する公開講座の内容

今後開催して欲しい公開講座の内容を尋ねたところ、図－9 に示すように、最も多かったのは「生きがいづくりに関すること」という回答で、218 人（44.1%）であった。これは、先の質問で、学習したいとするものが趣味や一般教養等に関することが多かったことと関連する、と考えられる。

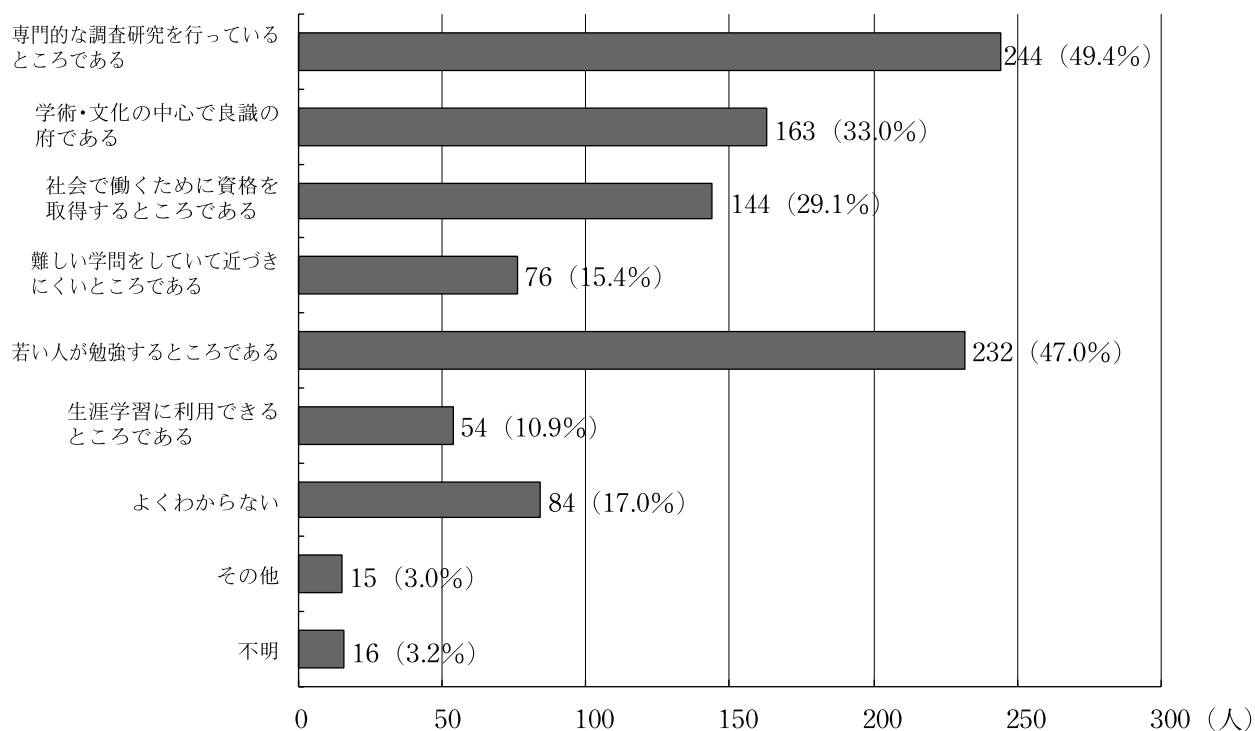
次いで、「生活向上・生活に役立つ知識の習得に関すること」と、187 人（37.9%）が回答している。

そして、「教養を高めること」と「社会の動き・現代社会に関すること」が、それぞれ 159 人（32.2%）、159 人（30.2%）と、ほぼ同数になっている。

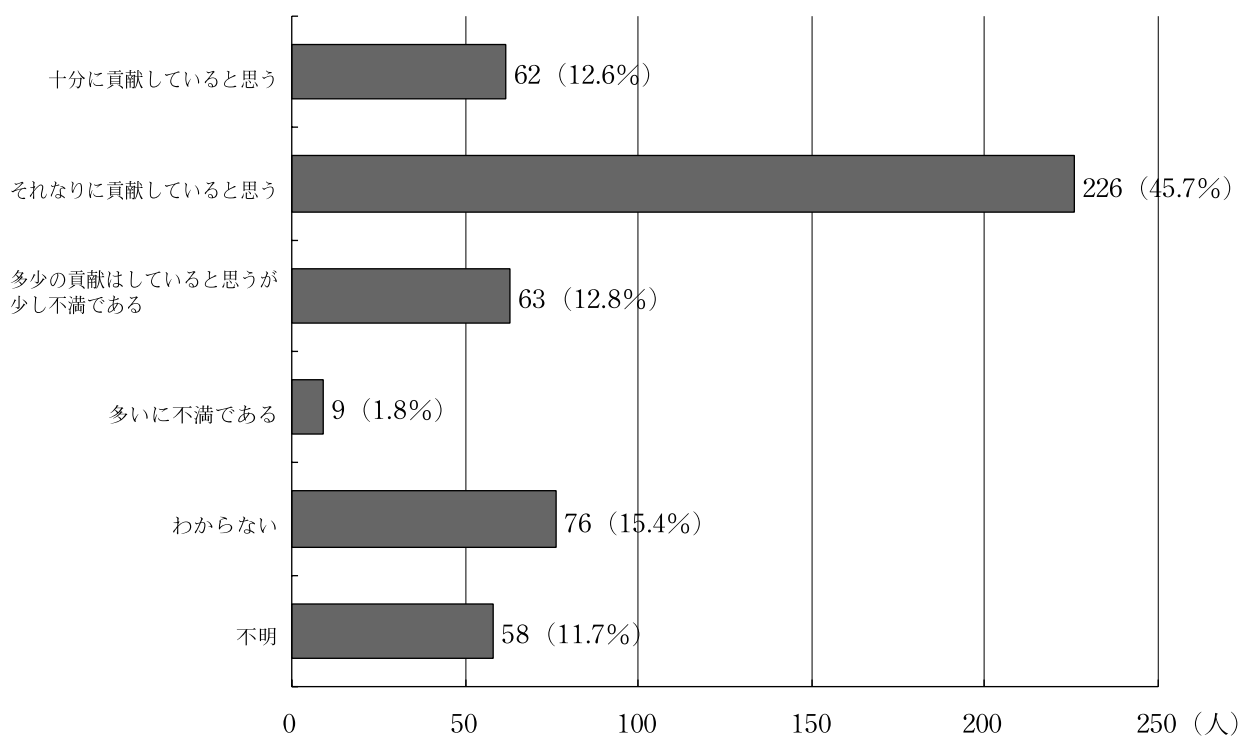
「職業に関する知識・技能などの習得に関すること」も 132 人（26.7%）の回答があった。

このほか、「社会的な活動に役立つ知識（ボランティア論やリーダー養成など）」や「専門的・高度な知識に関すること」が、それぞれ 97 人（19.6%）、70 人（14.2%）を占めた。

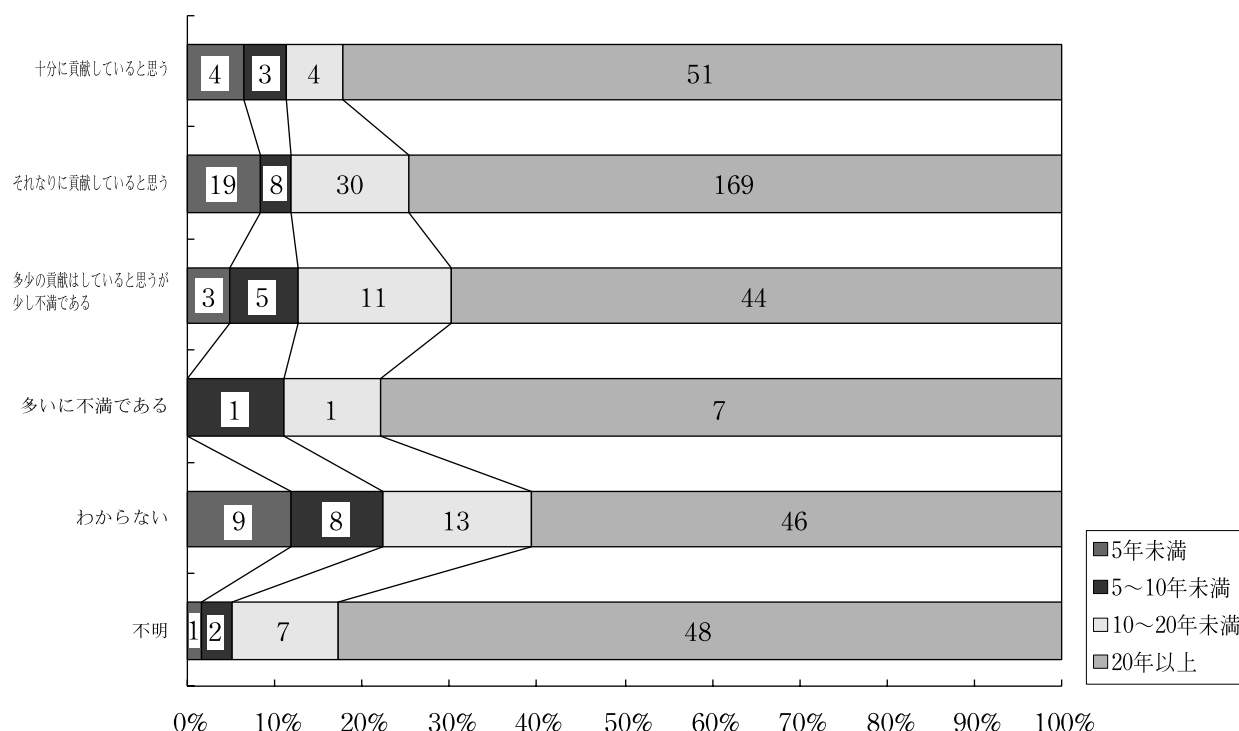
ここで年代による公開講座の内容についてどのような傾向があるのかみたのが図－10 である。40 代までの世代が強く関心を持っているものは、「職業に関する知識・技能などの習得に関すること」と「専門的・高度な知識に関すること」への関心度はきわめて高い。こうした点は今後公開講座を開催する上でも、さらにリカレント教育や「大学開放」を考える上でも考慮する必要があるものと考えられる。



図－11 弘前大学のイメージ



図－12 弘前大学の地域への貢献について



図－13 弘前大学の地域への貢献について（年代別）

(5) 弘前大学についてのイメージ

次に、「開かれた大学」づくりを考える前提条件として、市民が弘前大学に対してどのようなイメージをいっているのか、ということを複数回答で尋ねた。

図－11 に示すように、最も回答が多かったのは、「専門的な調査研究を行なっているところである」というもので、244 人（49.4%）が回答している。

ついで、「若い人が勉強するところである」というものが 232 人（47.0%）になっているが、その差はさほど大きくはない、と考える。

「学術・文化の中心で、良識の府である」という回答も 163 人（33.0%）と、約三分の一を占めた。

このほか、「社会で働くために資格を取得するところである」とする人が 144 人（29.1%）で、約 3 割の人が回答している。

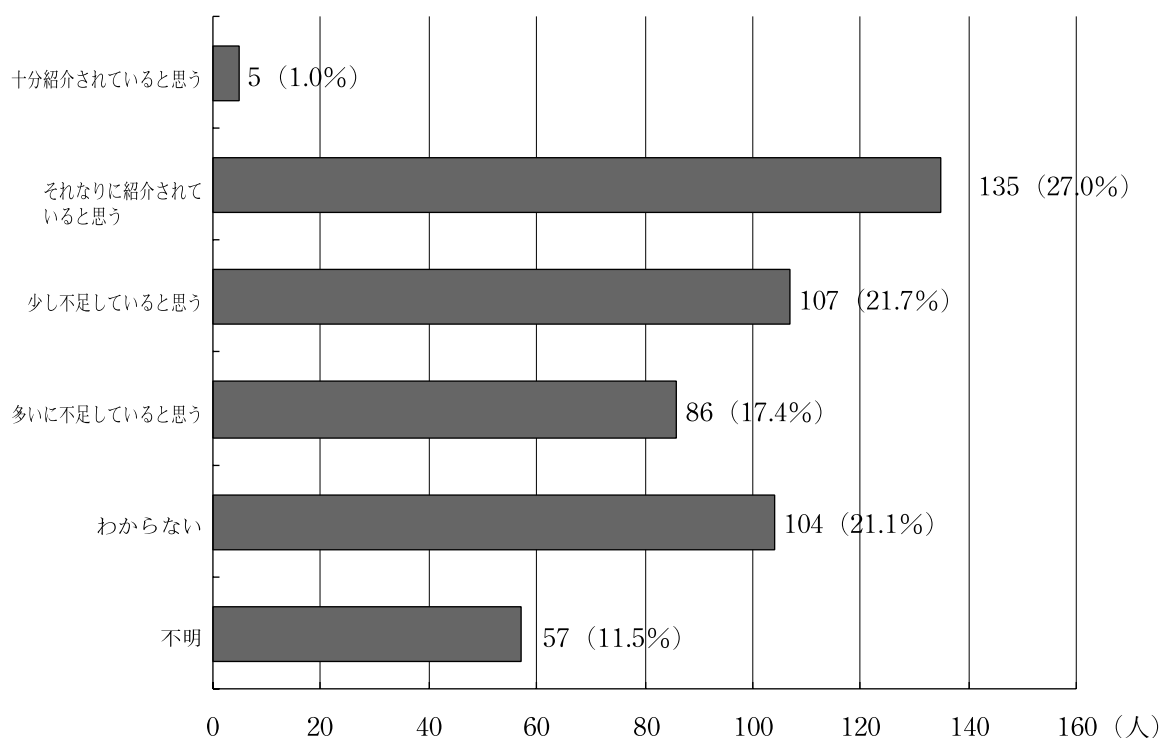
一方、「よくわからない」と回答した人や「難しい学問をしていて近づきにくいところである」と回答した人は、それぞれ 84 人（17.0%）、76 人（15.4%）となっているが、「生涯学習に利用できるところである」と認識している人も 54 人（10.9%）と少なかった。

総じて、まだ十分大学が地域社会に開かれた存在になっていない、ということを示すものとする。

(6) 地域への貢献について

次に、どの程度大学が地域に貢献していると思うか、とその評価を尋ねた。

図－12 に示すように、総体としての評価は「それなりに貢献していると思う」という人が最も多く、226 人（45.7%）であった。これに「十分に貢献していると思う」という人



図－14 調査研究の成果の紹介に対する評価

の62人(12.6%)を合計すると288人(58.3%)となる。

一方、「大いに不満である」とする人は9人(1.8%)で、「多少の貢献はしていると思うが少し不満である」という人63人(12.8%)と合計しても、72人(14.5%)であり、約6割の市民は肯定的に評価しているものと言える。

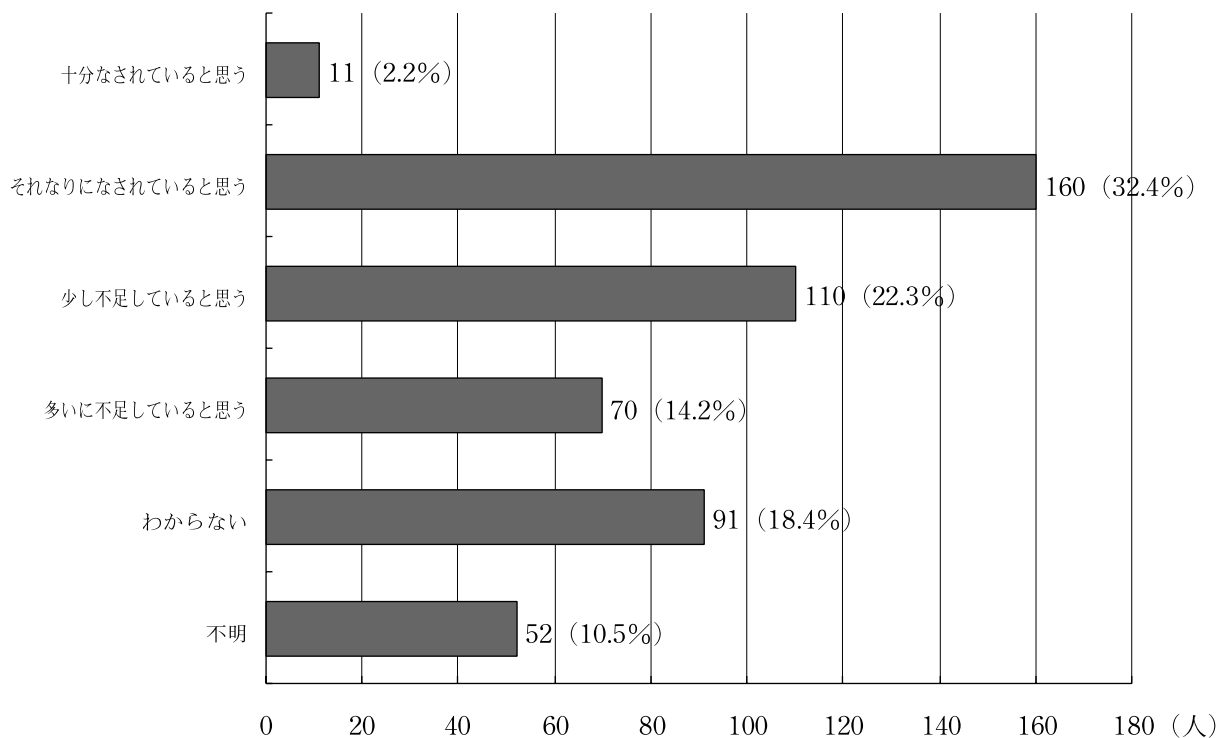
もっとも、「わからない」という人が76人(15.4%)いたが、身近な存在ではない人にとっては、肯定も否定も積極的に評価しにくい、という側面はあるものと考えられる。

なお、図－13は同じ設問について年代別に示したものである。20年以上と居住年数が長い人の方が概ね「弘前大学が地域に貢献している」と肯定的に評価しているようである。

(7) 調査研究の成果について

「調査研究の成果が十分市民に紹介されていると思いますか」という設問に対しては、図－14に示すように、「それなりに紹介されていると思う」という人が135人(27.3%)で最も多かったものの、「十分な紹介されていると思う」という人5人(1.0%)をあわせても3割に達していない。

逆に、「少し不足していると思う」人が107人(21.7%)で、「大いに不足していると思う」と回答している86人(17.4%)との合計は193人(39.1%)で約4割が不足がちな、と評価している。



図－15 人材の育成に対する評価

(8) 人材育成について

設問 18 は「地域にとって必要な人材が十分なされていると思いますか」という設問である。

これに対して最も多かったのは、図－15 に示すように、「それなりになされていると思う」という人で、160 人（32.4%）であった。

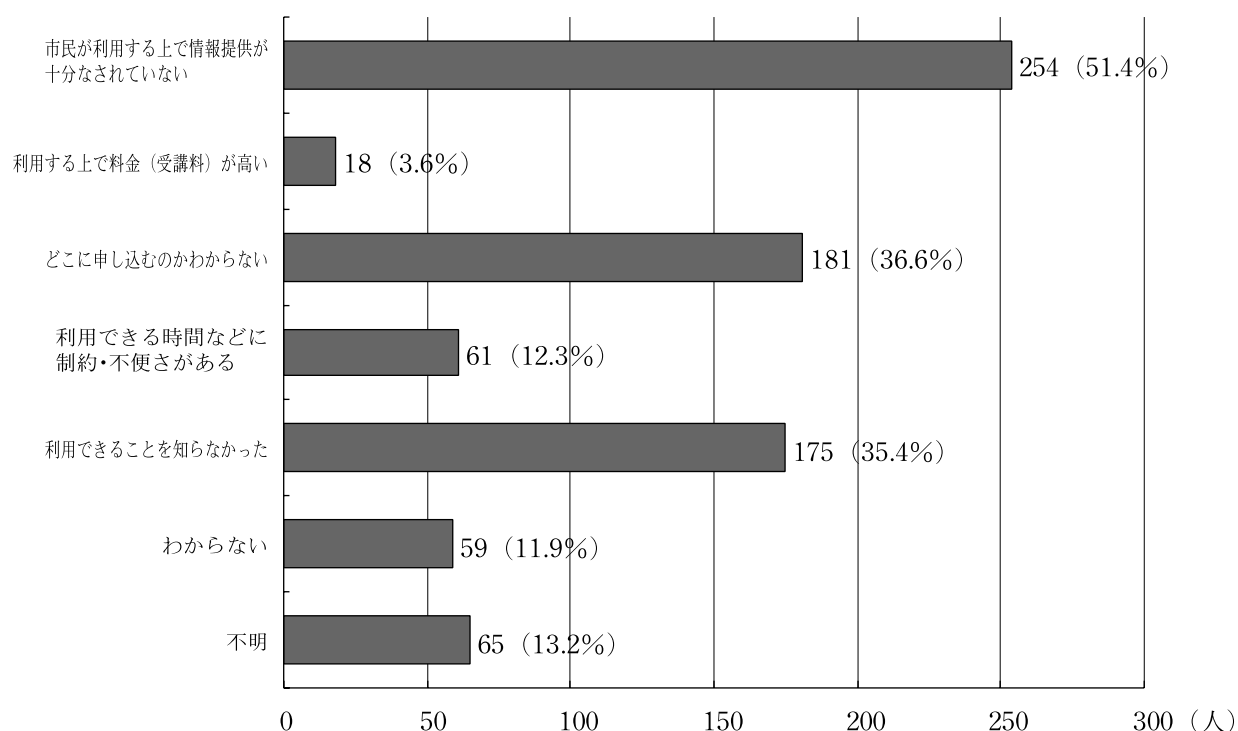
しかし、「それなりになされていると思う」と「十分なされていると思う」という人 11 人（2.2%）の合計も 171 人で、34.6 パーセントにとどまり、調査研究の成果が紹介されていると回答した人に比較して若干多くはなっているものの、「少し不足していると思う」という人 110 人（22.3%）と「大いに不足していると思う」という人 70 人（14.2%）の合計の方が 180 人（36.4%）と、1.8 ポイント上回っている。

評価が半々にわかれている、と言う見方も成立し得るところであり、また、どのような根拠にもとづくのか掘り下げる必要もあり、様々な要素が考えられるところである。いずれにせよ、少なくとも市民にとって人材の育成に対する要望が多い、ということは確認できよう。

(9) 施設・設備の利用状況

設問 19 は、「施設・設備（グラウンド・図書館・教室など）を住民が利用したり、学習する上で改善すべきだと思うことがありますか」というもので、複数回答を求めた。

図－16 に示すように、最も多かったのは「市民が利用する上で情報提供が十分なされて



図－16 学習する上で改善すべきところ

表－8 改善すべきところ（短大・大学・大学院卒との比較）

	短大・大学・大学院 卒業の人		その他の人		全 体	
	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
情報提供が不十分	109	69.0	145	43.3	254	51.4
料金が低い	12	7.6	6	1.8	18	3.6
どこに申し込むか分からない	77	48.7	104	31.0	181	36.6
時間に制約・不便さがある	20	12.7	41	12.2	61	12.3
利用できることを知らなかった	51	32.3	124	37.0	175	35.4
わからない	11	7.0	48	14.3	59	11.9
不 明	16	10.1	48	14.3	65	13.2
計	158	187.3	335	154.0	494	164.6

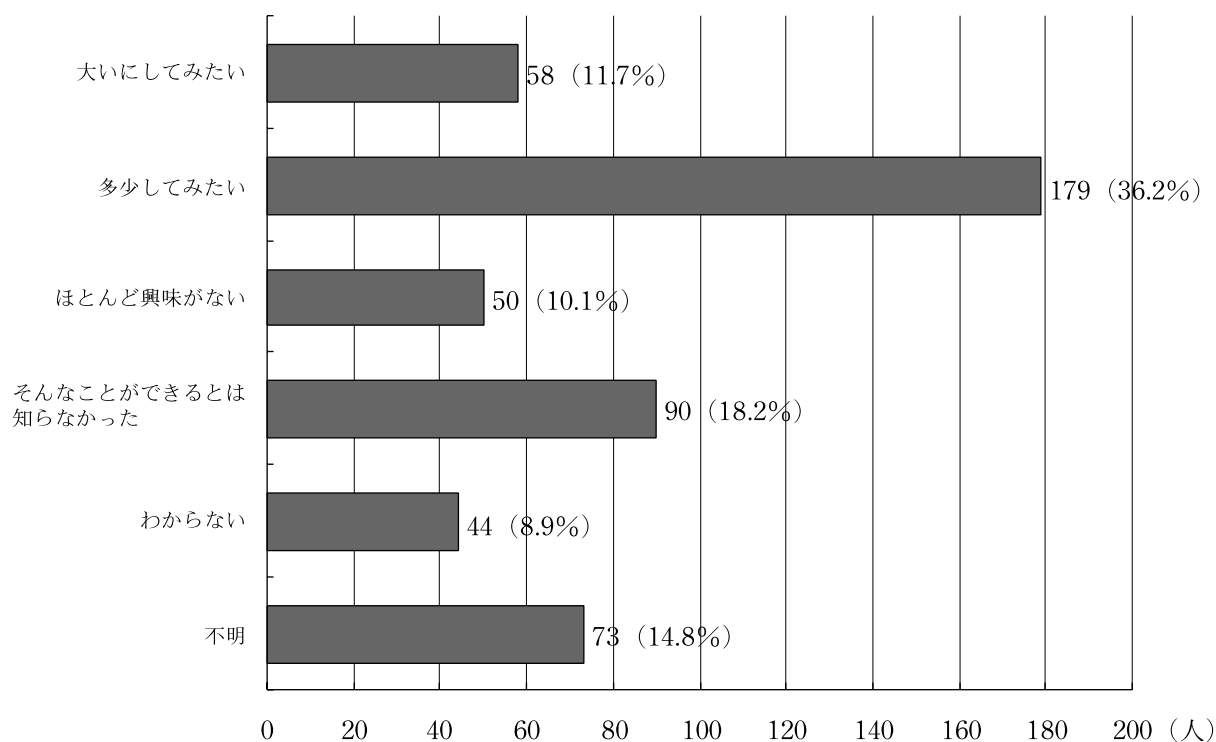
（注1）複数回答なので合計は100%を超えている

いない」というもので、254人（51.4%）と、過半数を占めた。

ついで、「どこに申し込むのかわからない」という人が181人（36.6%）であった。「利用できることを知らなかった」という人も175人（35.4%）と、それぞれ三分の一以上を占めた。

「利用できる時間などに制約・不便さがある」という人は51人（12.3%）であった。

「利用する上で料金（受講料）が高い」という人は18人（3.6%）で、利用するうえでの



図－17 弘前大学での講義や指導への希望

問題を指摘する人は比較的少なかった。

なによりも、市民が自己の学習活動、文化活動、スポーツ活動に活用し得る、という情報自体が十分提供されていない、ということの指摘が多かった。

表－8は、「短大・大学・大学院卒業（修了）者」とそうでない人とを比較したものである。これをみると、「短大・大学・大学院卒業（修了）者」の場合、「市民が利用する上で情報提供が十分なされていない」、「利用する上で料金（受講料）が高い」、「どこに申し込むのかわからない」といった項目で回答が多いことが注目される。

(10) 講義の受講・研究指導に対する要望

設問 20では、「弘前大学で講義を聴いたり、研究の指導を受けてみたいと思いますか」と尋ねた。

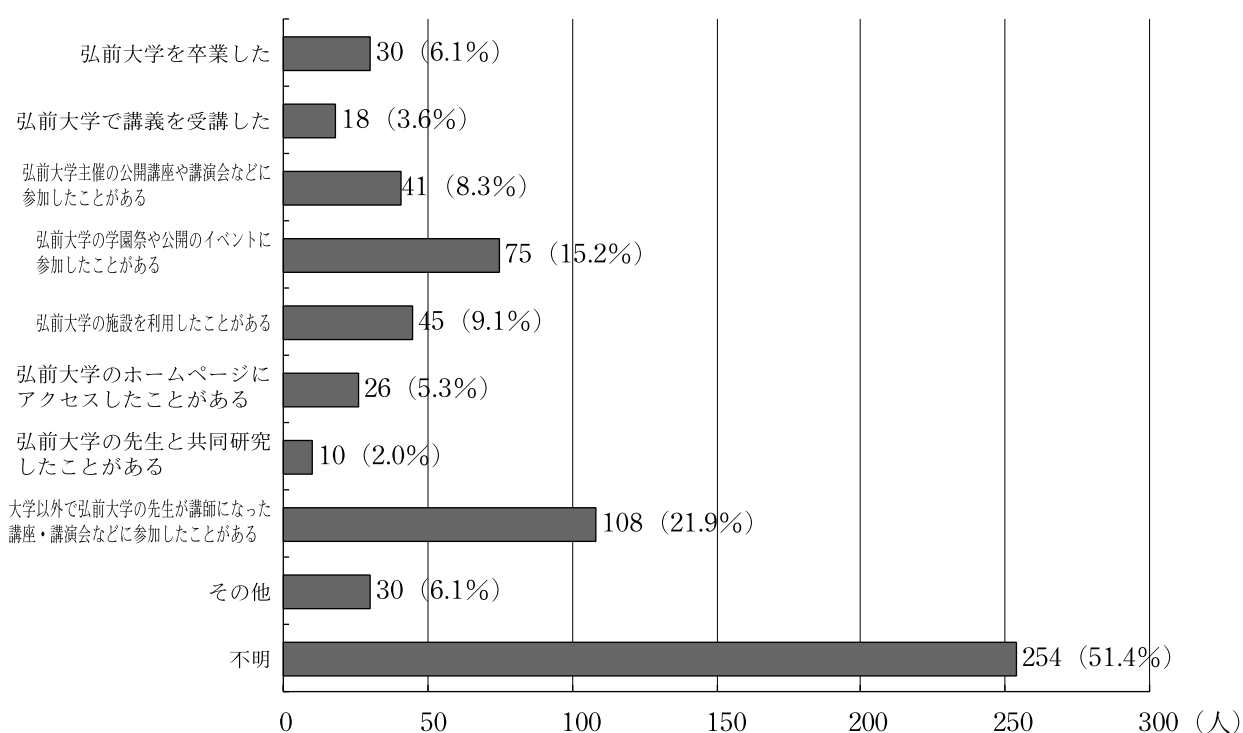
これに対して最も多かったのは、図－17に示すように「多少してみたい」で179人（36.2%）であった。「大いにしてみたい」とする人は58人（11.7%）で、この両者の合計は237人（48.0%）と、およそ半数であった。

「そんなことができるとは知らなかった」という回答も90人（18.2%）からあったが、「ほとんど興味がない」という人は50人（10.1%）であった。

このように、弘前大学で講義を聴いたり、研究の指導を受けてみたいとする人が約半数におよぶことは、今後「開かれた大学づくり」を考える上で重視しなければならない、と考える。

表－９ 抗議の受講・研究指導に対する要望（卒業学校別）

	短大・大学・大学院 卒業生		それ以外の人		全 体	
	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
大いにしてみたい	25	15.8	33	9.9	58	11.7
多少してみたい	75	47.5	104	31.0	179	36.2
ほとんど興味がない	12	7.6	38	11.3	50	10.1
できることを知らなかった	19	12.0	71	21.2	90	18.2
わからない	8	5.1	36	10.7	44	8.9
不 明	19	12.0	53	15.8	73	14.8
計	158	100.0	335	100.0	494	100.0



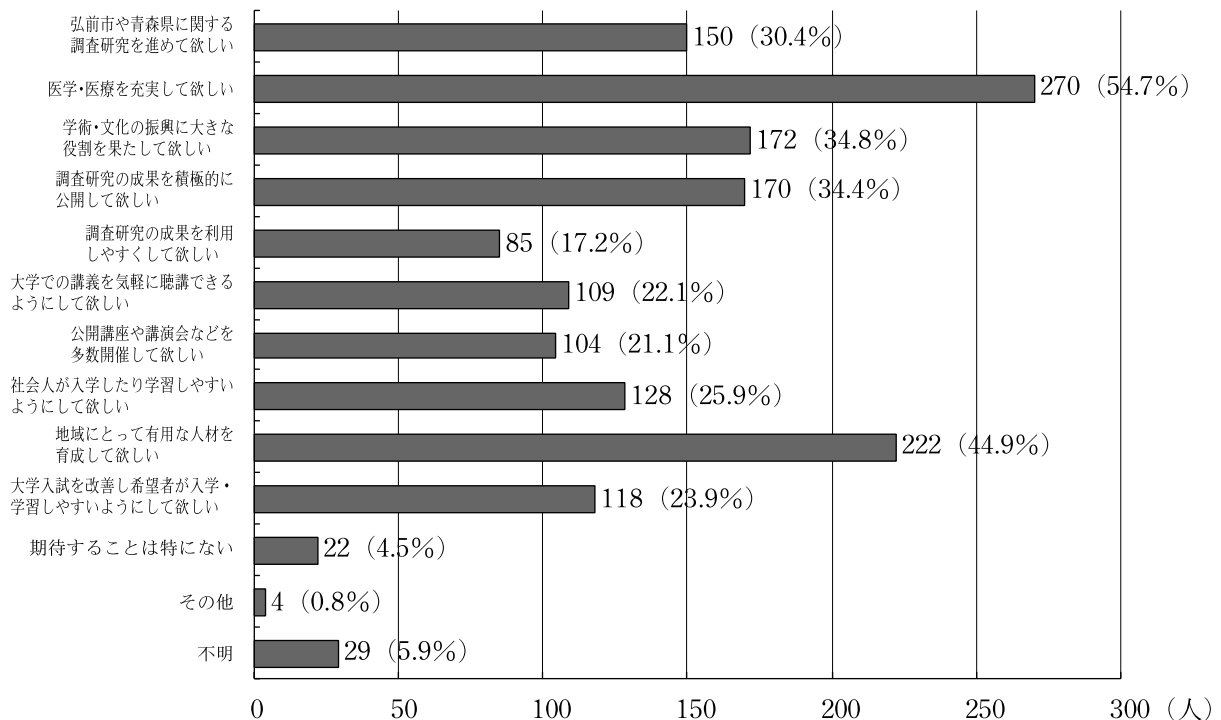
図－18 弘前大学主催の事業への参加状況

また、この設問に対する回答を「短大・大学・大学院卒業（修了）者」についてみると、表－9に示すように、「大いにしてみたい」が15.8パーセントで、「多少してみたい」が47.5パーセントであり、合計すると63.3パーセントにもなることが注目される。

(11) 事業への参加状況

設問21では、「あなたはこれまで弘前大学が主催する事業などにどれだけ参加していますか」と、事業への参加状況を複数回答で尋ねた。

これに対して最も多かったのは図－18に示すように「回答無し」すなわちいずれにも○を付けなかった人で、254人（51.4%）と、過半数をこえていた。設問の選択肢に「参加



図－19 弘前大学への期待

したものはない」を設定するべきであった。

選択肢の中では、「大学以外で弘前大学の先生が講師になった講座・講演会などに参加したことがある」が108人(21.9%)と、2割以上を占めた。これには、弘前市教育委員会など公的な機関が開催する事業・学習機会もあれば、いわゆるカルチャーセンターのような民間教育産業が主催する事業などもあると考えられるが、いずれにせよ地域住民の多様な教育学習要求に対して、弘前大学の教官が講師となってその要求実現に一定の役割を果たしている、ということは確認することができよう。

次いで「弘前大学の学園祭や公開のイベントに参加したことがある」が75人(15.2%)であった。先の設問12で「弘前大学が主催する市民向けの事業および市民が利用できる制度・施設などで、あなたが知っているもの」として「大学祭」が52.4パーセントを占めたこととのギャップは大きいですが、他の選択肢に比較すると高い比率となっている。

以下、「弘前大学の施設（グラウンド、テニスコート、図書館など）を利用したことがある」が45人(9.1%)、「弘前大学主催の公開講座や講演会などに参加したことがある」が41人(8.3%)、「弘前大学を卒業した」が30人(6.1%)、「弘前大学のホームページにアクセスしたことがある」26人(5.3%)、「弘前大学で講義を受講した（科目等履修生・聴講生・研究生など）ことがある」が18人(3.6%)、「弘前大学の先生と共同研究したことがある」が10人(2.0%)であった。

(12) 今後の期待

最後に、「あなたはこれからの弘前大学にどのようなことを期待していますか」と尋ね、複

数で回答を求めた。

この設問に対して最も多かった回答は、図－19に示すように「医学・医療を充実して欲しい」で270人（54.7%）であった。その意図する内容には様々なものがあると考えられるが、主として医学の研究と附属病院における医療の充実を求めたものと考えられる。

次いで、「地域にとって有用な人材を育成して欲しい」が222人（44.9%）であった。先の設問18では「人材の育成」に対して不十分だとする意見が36.4パーセントあったが、それ以上に大きな期待が寄せられている、ということの意味していると考ええる。

そのほか、「学術・文化の振興に大きな役割を果たして欲しい」が172人（34.8%）と「調査研究の成果を積極的に公開して欲しい」が170人（34.4%）でほぼ同数であった。「弘前市や青森県に関する調査研究を進めて欲しい」という人も150人（30.4%）で3割を超えていた。いずれも大学が持つ社会的な機能の基本に関わるものである。

また、「社会人が入学したり、学習しやすいようにして欲しい」が128人（25.9%）、「大学での講義を気軽に聴講できるようにして欲しい」が109人（22.1%）、「公開講座や講演会などを多数開催して欲しい」が104人（21.1%）となっていて、生涯学習の一環として大学開放を期待するものが2割以上を占めた。

大学の在り方として「大学入試を改善し、希望者が入学・学習しやすいようにして欲しい」という人も118人（23.9%）で、受験制度とも関連して今後の大学の在り方が問われている、と考える。

「調査研究の成果を利用しやすくして欲しい」という人が85人（17.2%）いるが、今後具体的に方法を考えていく必要がある、と考える。

IV 結 び

多岐にわたる質問にも関わらず、全部で494人から貴重なご意見をうかがうことができた。従来実施してきた公開講座や社会人入学制度などの「大学開放」の事業も、必ずしも十分市民に認知されているとはいいがたい面もあるが、生涯学習時代を迎え、市民から多様な期待がよせられていることを明らかにすることができた、と考える。

今回の調査のとりまとめは、紙幅と時間的な制約があり、基本的には単純集計におわっている。一部の質問項目では可能な限りクロス集計などをこころみているが、決して十分なものではない。しかしその中でも、設問によっては年代や弘前市での居住期間、卒業学校などで傾向の違いがある（階層によって意見・要望が異なる）ことは明らかになり、きめの細かい配慮・事業計画が必要とされていることを確認することができた。

機会を改めて、様々な項目をクロス集計するなどして今回の調査結果をより詳細に分析していきたい、と考えている。

このアンケート調査を実施するにあたり、調査項目を精査する過程で、センターの運営委員の方々からも貴重なご意見をいただいた。また、センター長佐藤三三先生ならびに専任教官の高嶋一敏先生との共同討議にもとづいて調査項目の検討をすすめたが、原稿執筆にあたっては時間の関係もあり、筆者（藤田昇治）の責任においてとりまとめた。

なお、この小論はアンケート調査の概報としてまとめたものであり、より詳細な分析については別の機会に行う予定である。

最後に、末尾ながら、調査対象者の無作為抽出を行う上で多大な協力をいただいた弘前市教育委員会ならびに市の担当職員、そして煩雑な調査にも関わらず協力して下さった市民の方々に、心から深く感謝申し上げる次第です。

〈市民の学習要求と弘前大学の在り方に関するアンケート調査のお願い〉

皆様にはますますご清栄のことと存じます。

これまで弘前大学生涯学習教育研究センターでは、平成8年5月の設立以来、地域の生涯学習を推進するため、各種の公開講座・講演会などの事業を実施するほか、調査研究活動などを行ってきました。

また、弘前大学として、社会人入学制度を取り入れたり、図書館・プールなどの施設を市民が利用できるようにしてきました。生涯学習の時代といわれるなか、今後いっそう市民に開かれた大学づくりをめざしていきたい、と考えています。

そこで、地域住民の方々がどのような学習要求を持ち、また、弘前大学にどのようなことを期待しているのかおたずねしようと、アンケート調査を実施することになりました。ご多忙のところ恐縮ですが、率直なご意見等をお教え下さるようお願いいたします。

この調査は、弘前市教育委員会生涯学習課のご協力の下に、20才以上の方を1パーセント（約1,400人）無作為抽出し、郵送でお願いしているところです。

記入後は、お手数ですが、同封の返信用封筒に入れ、2月29日（火曜日）まで投函して下さいようお願いいたします。

なお、この調査は学術調査であり、調査結果の公表等に際しては決して個人のプライバシーを侵害することはありません。この調査に関するお問い合わせは、弘前大学生涯学習教育研究センター（電話 39－3148）までお願いいたします。

平成12年2月

弘前大学生涯学習教育研究センター

市民の学習要求と弘前大学の在り方に関するアンケート調査

〈あなたご自身のことをおたずねします。〉

【1】あなたの年齢は次のどれですか。あてはまるものに○をつけて下さい。なお、平成12年2月1日現在でお答え下さい。

- ①20代 ②30代 ③40代 ④50代
⑤60代 ⑥70代 ⑦80代以上

【2】あなたの性別をお答え下さい。

- ①男性 ②女性

【3】あなたの卒業（在学）学校は次のどれになりますか。あてはまるものに○をつけて下さい。

- ①尋常小学校卒業
②中学校卒業（高等小学校を含む）
③高校（旧制中学・師範学校・高等女学校を含む）
④短大・大学（旧制高等学校・専門学校・高等専門学校を含む）
⑤大学院（旧制大学を含む）

【4】弘前市に住むようになってどれくらいになりますか。次の中から選んで下さい。他出たことがある人は、合計の年数でお答え下さい。

- ①5年未満 ②5年～10年未満

- ③ 10 年～ 20 年未満 ④ 20 年以上

【5】あなたの職業についておたずねします。次の中から選んで下さい。2 つ以上あてはまる場合は、主なものに 1 つ○をつけて下さい。

- ① 農林漁業
- ② 自営業
- ③ 会社員・団体職員
- ④ 教員(幼稚園、小中学校、高校、大学を含む)
- ⑤ 公務員
- ⑥ 主婦(パートを含む)
- ⑦ 日雇い・フリーター
- ⑧ 学生(短大・専門学校・大学院を含む)
- ⑨ 無職
- ⑩ その他

〈日頃感じていることについておたずねします。〉

【6】弘前市という地域についてどのように感じていますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ① 住みやすいところである
- ② 文化的な地域である
- ③ 人情味がある
- ④ 観光資源が豊かである
- ⑤ 豊かな農業基盤がある
- ⑥ 医療施設がととのっている
- ⑦ 産業基盤が弱い
- ⑧ 閉鎖的な感じがする
- ⑨ 何かと生活しづらい
- ⑩ 教育条件が悪い
- ⑪ その他(具体的に記入して下さい)

【7】自由時間を主にどのように使っていますか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ① 休息を取る
- ② スポーツ・レクリエーションをする
- ③ テレビ・ビデオを楽しむ
- ④ 趣味や音楽などを楽しむ
- ⑤ 家族団らんの時間とする
- ⑥ 学習する
- ⑦ 友人と交遊する
- ⑧ 地域や職場で社会的活動を行う
- ⑨ ボランティア活動をする
- ⑩ その他(具体的に記入して下さい)

〈日頃の学習活動についておたずねします。〉

【8】あなたはこの 1 年間に次のような学習活動をしましたか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

ここでは学習を、「興味関心があるテーマについて意識的に調べたり情報を集めようとする行為」と考えています。

- ① 本や雑誌を読んだ(マンガを除く)
- ② 関連する内容の新聞記事を読んだ
- ③ 関連するテレビ・ラジオ番組を視聴した
- ④ 通信教育(放送大学を含む)を受講した
- ⑤ 民間教育産業が開講している講座等を受講した
- ⑥ 社会教育施設を利用した
- ⑦ 行政等が開催する講演会等に参加した
- ⑧ 所属する会社以外の企業が開催するセミナー・研修会等に参加した
- ⑨ 農協・商工会等が開催する研修会に参加した
- ⑩ 地域婦人会や老人クラブ・PTA等の活動の中で学習の性格が強い事業に参加した
- ⑪ 知人に説明を求めた
- ⑫ インターネットを活用した
- ⑬ その他(具体的に記入して下さい)

【9】前問で 1 つ以上○をつけた方におたずねします。その学習活動はどのような内容に関連するものですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ① 趣味に関すること
- ② 一般教養的なこと
- ③ 医療・健康に関すること
- ④ 介護・福祉に関すること
- ⑤ 子育て・教育に関すること
- ⑥ 家事や日常生活の営みに関すること
- ⑦ 仕事や職場の人間関係に関すること
- ⑧ 地域で行われている行事や出来事に関すること
- ⑨ 日本の経済・政治や社会等に関すること
- ⑩ 国際社会に関すること
- ⑪ その他(具体的に記入して下さい)

【10】すべての方におたずねします。現在学習したいと思っているテーマはありますか。以下の中からあてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ① 趣味に関すること
- ② 一般教養的なこと
- ③ 医療・健康に関すること
- ④ 介護・福祉に関すること
- ⑤ 子育て・教育に関すること
- ⑥ 家事や日常生活の営みに関すること
- ⑦ 仕事や職場の人間関係に関すること

- ⑧地域で行われている行事や出来事に関する
こと
- ⑨日本の経済・政治や社会等に関すること
- ⑩国際社会に関すること
- ⑪その他（具体的に記入して下さい）

〈弘前大学主催（協賛）の学習事業についておたずねします。〉

【11】あなたはこれまで弘前大学が公開講座や講演会・シンポジウムなどを開催していることを知っていますか。

- ①よく知っている ②少し知っている
- ③知らなかった

【12】弘前大学が主催する市民向けの事業および市民が利用できる制度・施設などで、あなたが知っているものすべてに○をつけて下さい。

- ①生涯学習教育研究センター主催の講演会・シンポジウム
- ②学部主催の公開講座・講演会
- ③社会人入学制度
- ④聴講生・科目等履修生制度
- ⑤図書館の利用
- ⑥プールなどの体育施設の開放
- ⑦病院でのボランティア
- ⑧大学祭
- ⑨大学の教官との共同研究
- ⑩その他（具体的に記入して下さい）

【13】公開講座などを開催する会場として、あなたに便利だと思われるものすべてに○をつけて下さい。

- ①文京町キャンパスの施設
- ②医学部コミュニケーションセンター(本町・附属病院となり)
- ③学園町グラウンド
- ④弘前市文化センター
- ⑤地区公民館
- ⑥その他（具体的に記入して下さい）

【14】今後開催して欲しい公開講座の内容についての希望をおたずねします。次の中からあてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ①生きがいづくりに関すること
- ②職業に関する知識・技能などの習得に関すること
- ③教養を高めること
- ④社会の動き・現代社会に関すること
- ⑤専門的・高度な知識に関すること
- ⑥生活向上・生活に役立つ知識の習得に関すること

- ること
- ⑦社会的な活動に役立つ知識（ボランティア論やリーダー養成など）
- ⑧その他（具体的に記入して下さい）

〈開かれた大学としての弘前大学の在り方についておたずねします。〉

【15】あなたはこれまで弘前大学についてどのようなイメージを持っていますか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ①専門的な調査研究を行なっているところである
- ②学術・文化の中心で、良識の府である
- ③社会で働くために資格を取得するところである
- ④難しい学問をしていて近づきにくいところである
- ⑤若い人が勉強するところである
- ⑥生涯学習に利用できるところである
- ⑦よくわからない
- ⑧その他（具体的に記入して下さい）

【16】あなたは弘前大学が弘前市や青森県に貢献していると思いますか。次の中からあてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- ①十分に貢献していると思う
- ②それなりに貢献していると思う
- ③多少の貢献はしていると思うが少し不満である
- ④大いに不満である
- ⑤わからない

【17】調査研究の成果が十分市民に紹介されていると思いますか。

- ①十分紹介されていると思う
- ②それなりに紹介されていると思う
- ③少し不足していると思う
- ④大いに不足していると思う
- ⑤わからない

【18】地域にとって必要な人材の育成が十分なされていると思いますか。

- ①十分なされていると思う
- ②それなりになされていると思う
- ③少し不足していると思う
- ④大いに不足していると思う
- ⑤わからない

【19】施設・設備（グラウンド・図書館・教室など）を住民が利用したり、学習する上で改善す

べきだと思うことがありますか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ①市民が利用する上で情報提供が十分なされていない
- ②利用する上で料金（受講料）が高い
- ③どこに申し込むのかわからない
- ④利用できる時間などに制約・不便さがある
- ⑤利用できることを知らなかった
- ⑥わからない

【20】弘前大学で講義を聴いたり、研究の指導を受けてみたいと思いますか。

- ①大いにしてみたい
- ②多少してみたい
- ③ほとんど興味が無い
- ④そんなことができるとは知らなかった
- ⑤わからない

【21】あなたはこれまで弘前大学が主催する事業などにどれだけ参加していますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ①弘前大学を卒業した
- ②弘前大学で講義を受講した（科目等履修生・聴講生・研究生など）ことがある
- ③弘前大学主催の公開講座や講演会などに参加したことがある
- ④弘前大学の学園祭や公開のイベントに参加したことがある
- ⑤弘前大学の施設（グラウンド、テニスコート、図書館など）を利用したことがある
- ⑥弘前大学のホームページにアクセスしたことがある
- ⑦弘前大学の先生と共同研究したことがある
- ⑧大学以外で弘前大学の先生が講師になった講座・講演会などに参加したことがある

⑨その他（具体的に記入して下さい）

【22】あなたはこれからの弘前大学にどのようなことを期待していますか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ①弘前市や青森県に関する調査研究を進めて欲しい
- ②医学・医療を充実して欲しい
- ③学術・文化の振興に大きな役割を果たして欲しい
- ④調査研究の成果を積極的に公開して欲しい
- ⑤調査研究の成果を利用しやすくして欲しい
- ⑥大学での講義を気軽に聴講できるようにして欲しい
- ⑦公開講座や講演会などを多数開催して欲しい
- ⑧社会人が入学したり、学習しやすいようにして欲しい
- ⑨地域にとって有用な人材を育成して欲しい
- ⑩大学入試を改善し、希望者が入学・学習しやすいようにして欲しい
- ⑪期待することは特にない
- ⑫その他（具体的に記入して下さい）

【23】その他、弘前大学への要望がありましたら、自由に記入して下さい。

御協力ありがとうございます。記入後は同封の封筒に入れ、投函して下さい。

弘前大学生涯学習教育研究センター

社会教育におけるNPOとの関わりを探る

—社会教育行政との関係を中心として—

青森県総合社会教育センター **青 木 裕 次**

はじめに

これまでの日本の社会教育行政において、直接市民と関わりを持ちながら社会教育の現場を大きく支えて来たものに、社会教育関係団体があり、今後もこれら社会教育関係団体が担う役割は大きいであろう。そして、それと同時にNPO活動の社会教育に対する影響も大きくなることが、容易に予測される。なぜならば、NPOが持っているミッションは、現代社会における様々な課題を発見し、その解決に向かって活動しようとする志向を基本としており、その地域に根ざした自発的な活動は、市民の多様な価値観と社会の変化に柔軟に対応しなければならない社会教育にとっても、多くの意義を含んでいるからである。そこで、今後、社会教育を一層推進するためには、NPOとどのように関わって行くかが、重要なポイントとなってくるであろう。しかし、社会教育を推進する側が、今までの社会教育関係団体と同様な捉え方でNPOと関わって行くとするならば、NPOの機能を十分に活用できないばかりか、社会教育行政とNPOとのよりよい協働を構築することもできないであろう。そこで、今までの社会教育関係団体と今盛んに立ち上がっているNPOとの相違点を明確に把握し、これからの社会教育を推進する上での社会教育行政におけるNPOとの関わり方を探っていきたいと思う。

I 社会教育関係団体とは

社会教育行政との関係から社会教育関係団体を考えてみる。今日の社会教育関係団体を考える時、好むと好まざるとに関わらず、戦前から繋がっている日本社会教育の伝統的特質を抜きにしては語れない。その特質とは、「民衆教化性」「非施設・団体中心性」「農村中心性」「青年中心性」として整理することができると、国生寿氏は述べて¹⁾ おり、社会教育関係団体の事業は、上からの教化事業が中心で、行政としても組織的動員力を期待することが大であった。戦後「社会教育法」が施行されるに至り団体の自主性を重んじる方向性（ノーサポート・ノーコントロール）を打ち出したが、交通網の発達、高度情報化、国際化、少子高齢化等々により社会が激変している今日においても未だに、社会教育関係者が、「民衆教化性」と言うイメージを払拭できずにいるのも事実であろう。

社会教育法第三章第十条では、「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」と社会教育関係団体が定義されている。この法律を制定するに当たり、様々に検討されたが、1948年12月の社会教育法草案に至って、現行法とほぼ同じ定義で「社会教育関係団体」が述べられている。ここでは、青年団等の地域団体を想定しており、公民館が単に諸団体の連絡調整を行うのではなく、この社会教育関係団体を動かして社会教育をすすめるという趣旨であり²⁾、現社

社会教育法における「社会教育関係団体」の概念が示されている。しかし、1949年に制定された「社会教育法」では、戦前の考え方とは変わり、社会教育関係団体を、権力によって統制したり、支配・干渉したりせずに団体の自主的な活動を保証しようとし、「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し補助金を与えてはならない。」³⁾としたのである。しかし、団体活動の促進を図るためにも、団体に対する補助金の必要性を考え、1959年に「国及び地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部大臣が政令で定める審議会（後に「生涯学習審議会」となる）の、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。」と改正されている。

現社会教育法において第三章第十条から第十四条までが社会教育関係団体に関する条項であり、前記した第十条におけるキーワードは、「公の支配に属しない団体」である。以下第十一条「文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。2 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。」第十二条「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。」第十三条（前記）、第十四条「文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。」と続く。ここで注目したいのは第十一条の「専門的技術的指導又は助言を与えることができる。」と第十四条「指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。」（傍点は筆者；「指導資料」であって「活動資料」ではない）であり、社会教育関係団体の立場を表しているとともに、社会教育行政に携わる者（社会教育主事、社会教育行政担当者）の社会教育関係団体についての認識も、この枠を越えないことが多いと考える。

1971年（昭和46年）4月30日の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」では、「社会教育に関する団体」を次の3つの型に分類している。

- ① 構成員の学習・向上を主とする団体（例えば、子ども会、地域青年団、地域婦人会、PTA等）
- ② 構成員の学習・向上とともに対外的な社会教育事業を行う団体（例えば、地域的・有志的な団体等）
- ③ もっぱら対外的な社会教育事業を行う団体（例えば、小さな「親切運動」等）

そして、この他に社会教育的要素を備えている団体として、社会教育に関する目的以外の目的を持つが、それらの目的を達成するために学習的要素が重視され、あるいは、その活動の成果が何らかの意味で教育的影響力を持つ団体もあることを述べている。

なお、1996年（平成8年）4月24日に提出された生涯学習審議会の答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」においては、民間との連携強化を提言し、その中で「民間教育事業者」と社会教育の連携が有効であるとし、現在では「民間営利社会教育事業者・団体」も広い意味で社会教育関係団体・機関に含むという考え方が定着してきている。

1998年9月の生涯学習審議会の答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り

方について」の第3章第3節3民間の諸活動との連携(2)社会教育関係団体との連携の項において、「これまで、社会教育行政は、社会教育関係団体の活動を重視し、奨励すべき活動に対して補助金を交付して支援する等、連携をとってきた。その結果、団体側も行政の支援を前提とした事業展開となり、本来の自立的な意識が希薄となったとの指摘もある。」と述べられているが、これも今日の社会教育関係団体の特徴を示しているのではないだろうか。

II NPO (Nonprofit Organization) とは

今日、様々な視点からNPOの定義がなされているが、本稿では、特定非営利活動促進法と以下の6つ定義及び概念の内容を統合整理して、今日の日本におけるNPOの状況を考えに入れて、NPOの特徴をまとめてみることにした（ア～ヌの記号を付したものは、各定義のキーワードである）。

1 特定非営利活動促進法における目的・定義

（目的）第一章第一条

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）第一章第二条

この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

別表 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

二 社会教育の推進を図る活動

三 まちづくりの推進を図る活動

四 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

五 環境の保全を図る活動

六 災害救援活動

七 地域安全活動

八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

九 国際協力の活動

十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

十一 子どもの健全育成を図る活動

十二 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

この法律の第一条の（目的）の項では、特定非営利活動を「市民が行う自由な社会貢献活動」と述べ「自主的な市民活動」として捉えている。更に、第二条（定義）の項では、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」として特に「公益性」を強調し特定非

営利活動の条件としており、本法律における「特定非営利団体」とは、「公益性」「自主的でかつ自立した」（第一条の文中にある「健全な発展」の中には、「自立した団体」との考えが含まれると考えて良いだろう。）「市民活動」という条件を備えたものとしている。

2 トーマス・ウォルフの定義⁴⁾

法的に組織された非政府（民間）の組織であり、州法の下で慈善団体または非営利の団体として法人化されたものであって、一定の公共目的のために設立され、内国歳入庁（IRS）から免税措置を受けている団体

この定義における、キーワードは下記の4点と考える。

- ア 法人化
- イ 非政府
- ウ 非営利（または慈善）団体
- エ 一定の公共目的

特に法人化を、その条件に入れているところが、以下の5つの定義や概念と異なる。

3 レスター・サラモンの定義⁴⁾

(ICNPO ; The International Classification of NPO)

- ①公式に設立されたもの ②民間（非政府機関という意味） ③利益分配をしない
- ④自主管理 ⑤有志によるもの（ボランタリー） ⑥公益のためのもの

この定義は、アメリカのジョンズ・ホプキンズ大学政策研究所長レスター・サラモンが中心となって、国際的に通用する基準を作ったものである。この定義のキーワードを、下記の6点と考える。

- オ 公式に設立（公式とは、法人格の有無をさすのではなく、規則や定例的な会議、活動の継続性、組織的な整備がされていることをさす）
- カ 民間
- キ 利益分配なし
- ク 自主管理
- ケ 有志
- コ 公益

4 日本NPOセンターの定義⁵⁾

医療・福祉、環境・エコロジー、文化・芸術、地域・まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育・学習、スポーツ、あるいは今後新たに発生すると思われる、あらゆる分野における市民活動団体などの非営利組織を指しており、民間の立場で活動するものであれば、法人格の有無や種類を問わない。

この定義では、今後発生すると思われるあらゆるものも含めた多様な分野での活動の可能性をNPOに認め、あえて法人格の有無を問わない。この定義のキーワードを次の4点

と考える。

- サ 多様な活動
- シ 非営利組織
- ス 民間の立場（市民活動団体）
- セ 法人格の有無を問わず

5 多摩市における定義⁶⁾

法制度に基づく法人格の有無や活動の分野に関わらず、市内で活動する市民団体を行政と共に地域社会を支える担い手として位置づけ、該当団体の活動に公益性があり、地域社会の課題に対して市民参加の方法で取り組むとともに営利を目的としていない自主・自立した運営を行っている団体を非営利団体と定義する。

この定義は、行政サイドとしての多摩市が定義しているところが注目され、同市における行政のパートナーとしての団体に必要な条件を定義しているもので、地域を限定している分、より具体的である。キーワードを次の6点と考える。

- ソ 法人格の有無を問わず
- タ 活動分野を問わず
- チ 公益性
- ツ 市民参加
- テ 営利を目的としない
- ト 自主・自立

6 仙台NPO研究会における定義⁷⁾

社会的使命を実現したいという、個人の思いや志を社会的に変える仕組みであり、市場では提供できない社会サービスを民間で供給する仕掛けないし事業体。

ミッションや個人の思いを第一に捉え、それを実現する事業体と考えている。キーワードを以下の3点と考える。

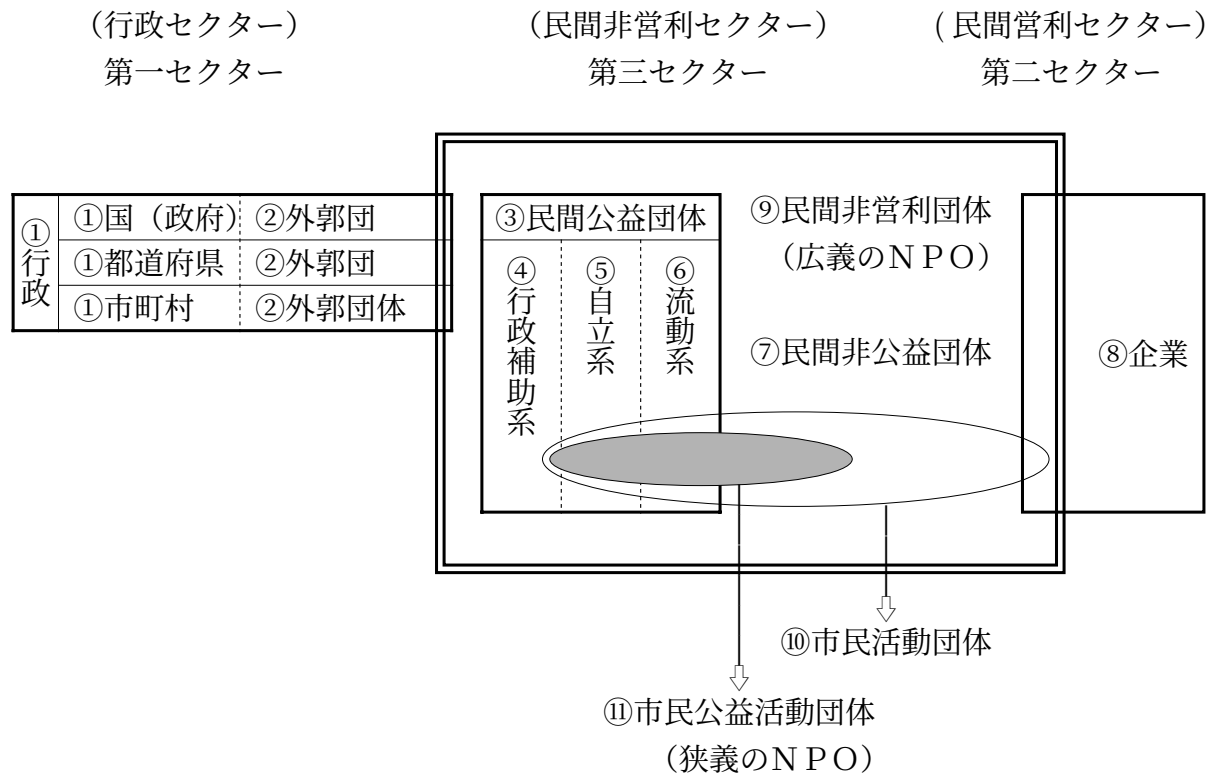
- ナ 社会的使命を実現する仕組み（事業体）
- ニ 市場では提供できない社会サービス
- ヌ 民間

7 総合研究開発機構「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」^{8),9)} による概念

日本におけるNPOの位置づけを考える時、市民活動団体とともに財団法人、社団法人、社会福祉法人などの公益法人組織を抜きにして話を進められないとして、これらを総合的に整理するとともに、次に示すNPO等の市民活動の6つの原則を明示している。

- A 「市民個人による参加・活動の原則」
- B 「市民決定の原則」
- C 「市民出資の原則」
- D 「共通利益の原則」

各セクター及びNPOの概念図



E「活動多様性の原理」

F「収益不分配の原則」

定義

③民間公益団体

不特定多数の利益に寄与する活動を行う団体で、④～⑥の3種類に分けられる。

④行政補助系（民間公益団体）

民間公益団体のうち、行政による認知や支援が強い団体。

⑤自立系（民間公益団体）

民間公益団体のうち、確立した基盤を持ち、行政からの独立性が強い団体。

⑥流動系

民間公益団体のうち、自立を指向しているものの、社会的には不安定な状態にある団体。

⑨民間非営利団体

民間公益団体と、共益団体など一部の者の利益に寄与する民間非公益団体に分けられる。

⑩市民活動団体

市民の自主的な参加と支援による活動を行う団体で、⑤～⑦及び一部の⑧企業活動を含む。

⑪市民公益活動団体

市民活動団体の一部で、その中でも特に公益的な活動を行っている団体。

（NIRA「市民公益活動基盤整備に関する研究調査」に（財）東京市町村自治調査会が加筆したもの）

このNPOの概念では、広義のNPO（民間非営利団体）と狭義のNPO（市民公益活動団体）と分けて考えているが、本稿では、特定非営利活動促進法でも強調されている「公益性」を重視する考えから、狭義のNPOで考えることとした。ただし、このNPOの概念で述べられている6つの原則（A～F）は、次に記すようにNPOの特徴のそれぞれに対応するものと考えられる。

以上、5つNPOの定義から得たキーワード（イ～ヌ）と総合研究開発機構「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」の原則（A～F）は、次の5つの特徴にまとめられると考える。そこで、次の5つの特徴を持った活動団体を本稿におけるNPOとする。

NPOの特徴

特 徴		関連するキーワード	
1	市 民 活 動	イ カ ス ツ ヌ	A B C E
2	非 営 利	ウ キ シ テ ニ	F
3	公 益 性	エ コ チ ニ ナ	D
4	自 主 ・ 自 立	ク ケ ト	A B C
5	公式に設立された事業体 （ここでは、法人格の有無を問題とせず、規約や定例的な会議、活動の持続性、組織的な整備がされている事業体とする。）	オ セ ソ ナ	

（活動の分野については、ここでは考察していない。）

III 社会教育関係団体とNPOの比較

社会教育関係団体とNPOの各々の特徴を考えてきたが、このことを基に各団体の形や活動等を参考として、両者の相違点を各項目別に比較検討したものを表にまとめてみた。

社会教育関係団体とNPOの違いを明確にするための比較を表にまとめてみた。相違点の曖昧な部分があることも否めないが、重要な相違点は学習的・教育的な考え方に立った活動かどうかという点である。当然、社会教育関係団体の活動の目的や前提として、学習的要素、教育的影響を求めるが、NPO活動は結果として、そのような要素や影響があったとしても、活動目的や前提に必ずしも、それらが入っているとは限らない。

また、どちらも、市民の立場で行う活動であるが、NPO活動は自らの手で、地域社会をよりよく変えて行こうとする市民活動であり、社会教育関係団体は、学習や教育を行う団体活動（市民という意識は薄い）である。

両者とも営利を前面に打ち出した活動ではない（民間営利社会教育事業者を除く）が、社会教育関係団体では、活動に対する対価を求めることがほとんどないのに比べ、NPOは自立した活動を行うためにも対価を求め、活動資金獲得のために多様な事業を積極的に行っている。

表における比較項目の受益者の違いは、NPOの特徴としてあげた「公益性」に関係す

社会教育関係団体とNPOの比較

項 目	社会教育関係団体	N P O
団 体 間 の ネ ッ ト	・全国的な組織の下部組織があるものが多い（ピラミッド形組織） ・他団体とのネットは余りない	・団体同士の対等なネット ・目的に応じ多くの団体とのネットを望む
グループ・サークル	・含む	・含まない
行 政 と の 関 わ り (意識)	・目指していない ・行政は要望に応じてくれるところ ・指導してくれるところ	・パートナー ・対等な関係
行政との協働	・目指していない	・多くは目指す
学 習 的 影 響	・大前提にあり	・結果的にあったとしても前提にはない
教 育 的 影 響	・重んじ求める	・求めない (活動分野によっては求めることもある)
事 業 性	・ものによっては	・重要な要素
団 体 区 分	・多くは地域団体 (目的団体もある)	・目的団体 (目的によって地域を限定することもある)
受 益 者	・会員、メンバー（互助）	・一般市民
入 会 条 件	・限定されることが多い	・限定されることが少ない
市 民 活 動	・結びつかないこともある	・市民活動そのもの
対 価 (対価：財産・労力などを人に与えまたは利用させる報酬として受け取る利益)	・求めない (民間営利社会教育事業者もある)	・求める (活動資金として)
営 利	・民間営利社会教育事業者だけは、目的とする	・目的とはしない

る部分である。社会教育関係団体は、会員のための活動が大きなウエイトを占め、会員以外の一般市民の利益を目的とした活動は少なく、「公益性」にはとらわれない。しかしNPOは、特定非営利活動促進法の第二条で言うところの「不特定かつ多数のものの利益」つまり「公益性」が活動の根底にある。

IV これからの社会教育におけるNPOとの関わり方

1998年9月の生涯教育審議会の答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」の第3章第3節3民間の諸活動との連携(2)社会教育関係団体との連携の項において、「今後、社会教育関係団体は、それぞれの設置の趣旨・目的に沿った一層自立した活動の展開が求められる。社会教育行政は、社会教育第十一条及び第十二条の規定の趣旨を踏まえ、社会教育関係団体、ボランティア団体をはじめとするNPO、さらには町内会等の地縁による団体をも含め、これらとの新たなパートナーシップ(対等な立場から相互に連携・協力しあう関係)を形成していくことが大切である。」と述べられている。この中で特に注目したいことは、「自立した活動の展開」、「社会教育行政との新たなパートナーシップ」の2点であり、これからの社会教育行政は、積極的にNPO等の市民活動団体と関わって行かなければならないことを示唆している。

行政が与えようとする教育を、住民がありがたく受けると言う時代は既に終わっていることを認識し、市民とのコラボレーション(協働)によって社会教育を推進する姿勢が、これからの社会教育行政にとって最も必要なことである。

そこで、先に述べた社会教育関係団体とNPOの相違点を踏まえた上で、これからの社会教育行政とNPOとの関わりを探ってみたい。

1 学習的要素、教育的影响

NPOは、学習的要素や教育的要素を本来の目的としたり、それを意識して活動しているとは限らない。しかし、市民活動として多くの人達と一緒に公的な活動を展開して行く中には、結果として学習的要素や教育的影响を多く含むことが容易に想像できる。また、多くの人達のコンセンサスを得ながら実践される活動だけに多くの困難が伴い、机上の学習よりも社会に直結したシリアス・スタディとなり得る。NPO活動をしている人達が、自分達でも気づかないそれぞれの活動の中に存在する学習的要素や教育的要素を的確に把握し、それをどのように社会教育と繋いで行くかが、これからの社会教育を推進する者に求められる任務であろう。

時としては、活動の中の学習的要素や教育的影响について、NPO活動を行っている人達に知ってもらうことも大切であろうし、今後そのための研修も必要となってくると考えられるとともに、それによって社会教育関係としてのNPO活動の充実も期待される。

2 社会教育行政とNPOとの協働(よきパートナーとして)

市民セクターとしてのNPOは、行政、企業と対等な立場に立ちながら、それらを協働する相手(パートナー)として捉えられている。特にNPOは、行政に対して要望に応えてくれるところ、指導してくれるところと言う考えを持っていない。NPOは、行政、企業と一緒に、よりよい社会を築いて行こうとしているのである。

社会教育行政は今までも、各団体で活動する人達を、パネラーや事例発表者またはコーディネーター等として活用し、住民のパワーや考え方を取り入れながら学習の場と機会の提供に努めてきた。しかし、これらのことは、あくまでも市民にとっては行政側から与えられる限られた場と機会でしかなく、行政サイドだけの発想による企画のワクを出ていな

かった。企画委員会とか協議会等というものもあったが、行政がほとんどお膳立てをして少しご意見を承ると言う、どちらかと言えば形式的な、もっと言うならばアリバイ的なものでしかなかった。また、委員の方々も自らを受身的な立場として捉えていたところもあっただろう。しかし、これでは、住民の方々の柔軟な発想や多様な価値観という社会教育として最も重要な条件を満たした学習機会を構築することは難しい。市民の力は成熟しているのである。市民も社会教育事業を企画し運営する力を持っていることを認識するべきである。そして、公的な教育活動は、行政だけが行うものではなく、市民的公共性から考えれば、市民セクターにもその権利と責任があることにも心するべきである。

3 活動資金の援助について

今日行われている社会教育関係団体に対する補助金についての問題もある。社会教育法第十条において、社会教育関係団体は、「公の支配に属しない団体」と明記されており、憲法第八十九条では、「公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対して公金を支出してはならない」とされているが、実際には、多くの社会教育関係団体に補助金が交付されている。社会教育法やその他の法律等を様々に解釈し、この矛盾を説明しようと試みられているが、どれを見ても十分な納得が得られない。しかし、このことについて、ここでは論じる趣旨ではなく、問題は特定の社会教育関係団体が、公的な補助金の既得権を持った団体として定着していることであろう（傍点は著者）。

千葉県我孫子市では、「過去からの補助金は既得権として継続されていることが多いのに、新しい活動は補助金を受けにくいのが実態です。白紙に戻し、すべて同じスタートラインで審査します。」として町づくりの新たな担い手としてのNPO等の市民活動にも補助金を受けるチャンスが与えられた。社会教育関係団体よりもNPOがよいと言っているのではない。それぞれの団体が社会的な役割を果たすためには、同じ条件で各団体の活動を評価し、活動資金を援助することが求められていることを論ずるのである。

また、公金の市民への還元の方法としての補助金交付というやり方も再検討する必要がある。というのは補助金は制約が多く、協働のパートナーとして団体が行政と対等な立場になりにくいからである。団体の自主性、自立性、独自性等から考えると、契約行為という対等性が確保できる委託金の方が望ましいと思う。そこで今後は、今ある社会教育事業の中で委託できるものを洗い出す（ほとんどの事業は協働が可能であり、協働するべきであると考えているが）とともに、新たな事業に関しても委託可能かどうかの検討も行い、その委託先としてNPOを捉えることも大切であろう。

4 教育の分担

公益性とは、広く一般の人達の利益となりうるべきものであると同時に、公益的な事業は行政だけに与えられた仕事ではなく、市民も行うべき権利と義務があると考え。行政の原理は、平等や公平などで、時としてマイノリティーに対応できないことや、柔軟に事業を運ぶことが困難なことが多いが、市民セクターの原理は、多様性や先駆性であり、マイノリティーへの対応や試みの事業が可能であり、市民の目から見た柔軟な活動を期待できる特徴を持つ。つまり、行政ではできない公益事業をすることができる組織がNPOなのであり、行政、市民等にそれぞれが担うべき役割分担や特色がある。これは、教育につ

いても同様で、「民間教育事業者」という言葉にも表されているように、教育は行政だけのものではなく、市民のものでもあることをしっかりと押さえ、行政としてどのような社会教育事業がふさわしいのか、また市民として、どのような社会教育事業ができるのかを検討しながら、社会教育行政を行う必要があると思う。

行政が行う社会教育事業は、無料か安価な設定となっているが、このことが、市民活動としてのNPOの事業を圧迫してはならない。NPOは事業性が重要な要素であり、自分達の活動資金は自助努力で賄い、団体の独自性や自主性を確保しようとしているのである。NPO等を過保護にすることはないが、税金という公金を使って、不当にNPOの事業を圧迫しないようにしなければならない。

5 横断的に捉える

特定非営利活動促進法では、NPOの活動を12に分類しているが、実際にNPOとして活動する人々にとって、自分たちの活動分野を狭い範囲に押し込めようとする考えは全くない。NPOの活動を縦割りで見ようとするのは、行政の今までの見方であるが、これからは、横断的に見て行かなければならない。以前、小林文人氏が「総合社会教育」（「社会教育計画と公民館」小林文人 社会教育学会報第9集 1965）の考えの中で「社会教育行政と一般行政との総合、社会教育分野の総合、各種団体・機関の総合」¹⁰⁾と述べていたが、今日の社会教育行政は、再度この視点に立ってNPO活動を捉えながら社会教育の推進に努める必要があるのではないだろうか。

む す び

本稿は、社会教育関係団体というくくりがあるとした考え方で進めてきたが、このレポートを書き進めて行くうちに、これから社会教育を推進するためには、社会教育関係団体とNPOを分けて考えられなくなるのではなかという思いが強くなった。

また、論を進めて行くうちに、社会教育関係団体とは団体や活動の形態よりも活動の種類に重点をおき、NPOとは活動の種類よりも活動形態に重きをおこうとする概念ではないのかと思えた。

ここでの比較は、活動の形態や内容、種類など多岐にわたり、まとまりを欠いたことは否めない。しかし、社会教育はまさに社会と直結した教育であり、市民との直接的な関わりを持つものであり、市民活動そのものが社会教育であると考えれば、社会教育を推進する者が、多種多様の団体活動の趣旨や特色を的確に捉え、それらと有機的に繋がって行くことが望まれるであろう。そのためにも、NPO等の市民団体活動とのパートナーシップによる社会教育行政のあり方が今後一層検討されるべきであると思う。そのためにも、今後NPO等の活動の学習的・教育的な効果について、社会教育の視点に立った検討が必要があるものと思う。

〈注〉

1) 国生寿 『地域社会教育と生涯学習』 溪水社 1999年 p. 74

2) 日本社会教育学会編 『現代社会教育の創造』 東洋館出版社 1989年 p.573

- 3) 今村武俊編著 『新訂 社会教育行政入門』 第一法規 1984年 p.157
- 4) 世古一穂 『市民参加のデザイナー—市民・行政・企業・NPOの行動の時代—』
ぎょうせい 1999年 p.225) 世古 『同上』 p.13
- 6) 多摩市 『多摩市非営利団体との協働に関する基本方針』 p.7
- 7) 仙台NPO研究会編 『公務員のためのNPO読本』 ぎょうせい 1999年 p.4
- 8) 辻山幸宣編著 『住民・行政の協働』 分権時代の自治体職員7
ぎょうせい 1998年 p.13
- 9) 財団法人 東京都市町村自治調査会
『市町村とNPO 市民セクターへのパワーシフト』 1999年 p.13
- 10) 日本社会教育学会編 『同上』 p.508

II. 事 業 報 告

1. 生涯学習教育研究センター主催・共催事業

(1) 公開講座

① 三沢市教育委員会と共催の公開講座

テーマ 世界の中の日本 日本の中の私たち～よりよい国際人となるために～
 期 間 平成 11 年 6 月 17 日～平成 11 年 7 月 29 日
 対 象 一般
 会 場 三沢市公会堂
 受講料 6,500 円
 受講者 44 名

開 催 日	講 義 題 目 及 び 講 師
6 月 17 日 (木)	ネパール・ヒマラヤの民族と文化 人文学部 助教授 今 井 一 郎
6 月 24 日 (木)	東アフリカの遊牧民の生活ーラクダが生みだす絆ー 人文学部 助手 曾 我 亨
7 月 1 日 (木)	現代化中国の行方と日本 人文学部 教授 中屋敷 宏
7 月 8 日 (木)	東アジア（東南アジア）と青森県ー国際競争と価格破壊ー 人文学部 助教授 佐々木 純一郎
7 月 15 日 (木)	国際金融の現状 人文学部 講師 言 美 伊知朗
7 月 22 日 (木)	インド核実験の背景と南アジアの課題 人文学部 助教授 林 明
7 月 29 日 (木)	環境問題の現状ー酸性雨・ダイオキシンを中心にー 理工学部 教授 鶴 見 実

② 青森市教育委員会と共催の公開講座

テーマ いま、地球市民として～環境問題を考える
 期 間 平成 11 年 8 月 31 日～平成 11 年 9 月 16 日
 対 象 一般
 会 場 青森市文化会館

受講料 5,500円
 受講者 41名

開催日	講義題目及び講師
8月31日(火)	地球温暖化防止と21世紀の課題—何が問題か,何を解決すべきか— 理工学部 教授 鶴見 実
9月2日(木)	ゴミを考える—市民に求められる取り組みを中心に— 教育学部 助教授 日景 弥生
9月7日(火)	「環境ホルモン」を考える 理工学部 助教授 糠塚 いそし
9月14日(火)	環境に参加する!? 教育学部 助教授 北原 啓司
9月16日(木)	食糧生産と遺伝子組換え食品—その安全性は?— 農学生命科学部 教授 新関 稔

③ 久慈市教育委員会と共催の公開講座

テーマ 検証 20 世紀—われわれの世紀を科学する
 期間 平成 11 年 9 月 10 日～平成 11 年 10 月 22 日
 対象 一般
 会場 久慈市立中央公民館
 受講料 6,500 円
 受講者 35 名

開催日	講義題目及び講師
9月10日(金)	教育のこれから—子どもが動く,教師も学ぶ新しい学習— 教育学部 助教授 猪瀬 武則
9月24日(金)	マネーは世界を駆け巡る 人文学部 助教授 藤原 浩一
10月1日(金)	夜空の彼方—進化する宇宙を探る— 理工学部 助教授 葛西 真寿

10月8日（金）	ゆるる日本語―時代とともに変化する日本語― 人文学部 教授 藁 科 勝 之
10月15日（金）	食糧増産のための遺伝子工学―その安全性は？― 農学生命科学部 教授 新 関 稔
10月22日（金）	「環境ホルモン」を考える 理工学部 助教授 糠 塚 いそし

(2) 生涯学習講演会・シンポジウム

① 弘前大学生涯学習講演会「明日の教育を考える」

対 象 一般

参加費 無料

後 援 弘前市教育委員会

開催日・講演題目・講師

6月17日（木）「学級崩壊を考える」

新 妻 二 男（岩手大学教育学部・助教授）

参加者67名

6月24日（木）「自閉症児童と学習障害」

菅 原 正 和（岩手大学教育学部・教 授）

参加者50名

7月1日（木）「シュタイナー教育から学ぶ」

遠 藤 孝 夫（弘前大学教育学部・助教授）

参加者62名

7月8日（木）「教育内容編成を考える―総合学習の在り方を中心に―」

祇 園 全 禄（弘前大学教育学部・教 授）

参加者62名

時 間 午後6時30分～8時30分

会 場 弘前大学医学部コミュニケーションセンター

7月17日（土）談話会「明日の教育を語る（基調報告）」

藤 田 昇 治（弘前大学生涯学習教育研究センター・助教授）

参加者21名

時 間 午後1時30分～4時00分

会 場 弘前大学大学会館

② 弘前大学生涯学習シンポジウム「ホスピスのはなし」

基 調 講 演 後 明 郁 男（箕面市立病院・麻酔科部長）
 シンポジスト 行政側 三 浦 康 久（青森県健康福祉部・医務薬務課長）
 医師側 佐 藤 哲 観（弘前大学医学部附属病院麻酔科・助手）
 看護側 佐 藤 しのぶ（弘前大学医学部附属病院・副看護婦長）
 施設側 森 達 也（（財）鳴海研究所清明会鳴海病院・院長）
 司 会 対 馬 健 一（弘前大学医学部附属病院第一内科・講師）
 安 田 文 子（弘前大学医学部附属病院・副看護部長）
 期 日 平成12年2月5日（土）午後1時30分～4時00分
 会 場 弘前大学医学部コミュニケーションセンター
 対 象 一般
 参 加 費 無料
 参 加 者 150名

③ 弘前大学生涯学習講演会

講演題目 現代の子どもたちと子育て・教育力の再構築
 ーいま，家庭・学校・地域に求められているものー
 講 師 大 平 滋（浜松短期大学幼児教育科・教授）
 期 日 平成12年2月25日（金）午後6時30分～8時30分
 会 場 弘前大学医学部コミュニケーションセンター
 対 象 一般
 参 加 費 無料
 参 加 者 55名
 後 援 弘前市教育委員会



シンポジウム「ホスピスのはなし」



講演会「現代の子どもたちと子育て・教育力の再構築」

(3) 懇談会「地域に根ざしたセンターをめざして」

弘前大学に生涯学習教育研究センターが発足して3年半ほど経過し、基本的な事業方針・活動スタイルが次第に形成されてきた中で、あらためて外部から提言していただき、今後のセンター運営にいかしていこうと、市民の代表者との懇談会が開催された。

「地域に根ざしたセンターをめざして」と題するこの懇談会は10月28日に開催された。新たに完成して間もない、「弘前大学創立50周年記念会館」の会議室を会場として開催された。

参加者は、学校教育ならびに生涯学習関係者をはじめ、商工会・医師会・福祉協議会の各組織からの代表者、農業試験研究者、民間教育産業関係者、生涯学習教育研究センター主催事業への参加者と、様々な領域から代表者に参集していただいた。

懇談会は、主催者側から素案を提示しそれについて討議いただくという形式ではなく、まったく自由な意見交換の場として設定した。普段は業務の第一線で活躍されている方々で、自分の日常業務と「大学開放」とのかかわりや、一市民として大学に期待すること、外部からみた弘前大学像など、様々な角度から自由な発言が相次いだ。

センターとしては来年度以降もこの懇談会を開催し、センターの運営や「開かれた大学づくり」に関連して忌憚のない提言をいただきたい、と考えている。



懇談会「地域に根ざしたセンターをめざして」

(4) 共催事業

〈平成11年度生涯学習フェア 大学公開講座まつり〉

場 所 ホテル法華クラブ弘前

対 象 一般

受講料 無料

主 催 あおもり県民カレッジ

開催日・講義題目・講師

10月12日（火）「スポーツに学ぶ楽しい経営学」

	青森中央学院大学	副学長	酒 井 甫
	受講者45名		
10月13日（水）「経済学は面白い」	青森公立大学	助教授	村 尾 傳
	受講者46名		
10月14日（木）「音楽療法入門」	青森明の星短期大学	助教授	原 沢 康 明
	受講者40名		
10月15日（金）「思いっきり健康」	弘前大学教育学部	助教授	戸 塚 学
	受講者51名		
10月26日（火）「スポーツは本当に健康に良いのか？」	青森大学社会学部	教 授	塚 本 新 治
	受講者 47 名		
10月27日（水）「雀の瞳と光合成体操」	弘前学院大学文学部	教 授	佐々木 正 晴
	受講者41名		
10月28日（木）「背骨をデザインする」	八戸大学	教 授	門 脇 朗 示
	受講者45名		
10月29日（金）「肥満の原因は「意志の弱さ」か「体質」か？」	八戸工業大学食品工学研究所	教 授	若 生 豊
	受講者61名		

〈職業人のリカレント講座「身近な環境汚染と人体への影響を考える」〉

場 所 十和田商工会議所

対 象 主として職業を有する社会人

受講料 1 講座 4,000 円

受講者 27 名

主 催 青森県リカレント教育推進検討委員会

開催日・講義題目・講師

11月16日（火）「環境ホルモンを考える」～そのメカニズムと影響～

弘前大学理工学部

助教授 糠 塚 いそし

11月18日（木）「ダイオキシンの基礎知識」

～何を食べたらよいのか，どうすごすべきか～

弘前大学理工学部

教 授 鶴 見 実

11月22日（月）「食品添加物と人体への影響について」

弘前大学

名誉教授 児 玉 睦 夫

11月26日（金）「遺伝子組み換え食品による人体への影響について」

～その安全性は？～

〈弘前大学生涯学習講座〉

場 所 下田町町民交流センター

対 象 一般

受講料 無料

受講者 93名

主 催 下田町・下田町教育委員会・下田町農業協同組合

後 援 下田町商工会

開催日・講義題目・講師

2月1日（火）「遺伝子組み換え食品は安全か」

弘前大学農学生命科学部 教 授 新 関 稔

2月8日（火）「国内外の農業情勢について」

弘前大学農学生命科学部 教 授 神 田 健 策

2月15日（火）「家族協定を考える」

弘前大学教育学部 助教授 日 景 弥 生

2月22日（火）「食品添加物の安全性を考える」

弘前大学 名誉教授 児 玉 睦 夫

2月29日（火）「地域振興・地域づくりを考える」

弘前大学農学生命科学部 助教授 武 田 共 治

2. 学部の主催事業など

(1) 人文学部

〈弘前大学東洋学談話会講演会「中国、南アジアの歴史と文化を考える」〉

対 象 一般、学生

場 所 弘前大学人文学部

参加費 無料

参加者 43名

開催日・講演題目・講師

11月20日（土）「インド思想とガンジー」 助教授 林 明

「中国思想と毛沢東」 教 授 中屋敷 宏

〈公開講座「岩木川～みず・ひと・しぜん」〉

主 催 公開講座「岩木川～みず・ひと・しぜん」運営委員会

対 象 一般

受講料 無料

第1回公開講座（平成11年12月6日（月））

受講者 120名

場 所 弘前大学創立50周年記念会館

テーマ・講師

映像にみる岩木川「岩木川をみる」

瓜 田 英 光（元NHK放送記者）

シンポジウム 「いま、岩木川を語る」

公 開 講 座 「岩木川～みず・ひと・しぜん」運営委員会

司 会 田 中 重 好（弘前大学人文学部・教授）

登 壇 者 澤 田 信 一（弘前大学農学生命科学部・教授）

藤 田 昌 昭（岩木川地区土地改良区連合・副理事長）

成 田 静 雄（岩木川漁業協同組合・理事）

楠 美 達 則（東奥日報社・弘前支社長）

渡 辺 智（陸奥新報社編集局・報道部長）

工 藤 明（弘前大学農学生命科学部・教授）

佐々木 幹 夫（八戸工業大学・教授）

山 下 祐 介（弘前大学人文学部・助教授）

第2回公開講座（平成12年1月11日（火））

受講者 90名

場 所 弘前大学人文学部

テーマ・講師

「岩木川の水の利用と河川環境」

澤 田 信 一（弘前大学農学生命科学部・教授）

成 田 静 雄（岩木川漁業協同組合・理事）

第3回公開講座（平成12年2月4日（金））

受講者 120名

場 所 弘前大学人文学部

テーマ・講師

「津軽平野と岩木川」

佐々木 幹 夫（八戸工業大学・教授）

第4回公開講座（平成12年3月7日（火））

受講者 120名

場 所 弘前大学人文学部

テーマ・講師

「河をめぐる法と権利」

三 浦 昭（東北地建河川部・河川調整課長）

奥 山 実（東北地建青森工事事務所）ほか

（2）教育学部

〈生活を科学する－21世紀に向かって－〉

対 象 一般

場 所 鶴田町役場

受講料 5,500円

受講者 31名

共 催 鶴田町教育委員会

開催日・講義題目・講師

8月28日(土)「壁のない社会と障害を考える」

教 授 安 藤 房 治

「生物として生活する」

助教授 肥田野 豊

9月4日(土)「現代教育改革の課題ー中高一貫教育等をめぐってー」

助教授 大 坪 正 一

「地球史に学ぶ環境変化のしくみ」

教 授 鎌 田 耕太郎

9月11日(土)「生活の援助ー看護の役割ー」

教 授 大 串 靖 子

「糖と健康」

教 授 加 藤 陽 治

〈初・中級者のためのテニス教室(硬式)〉

対 象 一般

場 所 弘前大学テニスコート

受講料 6,500円

受講者 20名

開催日・講師

9月4日(土)～9月21日(土) 教 授 小 山 秀 哉

〈初心者のための親子サッカー教室〉

対 象 一般

場 所 弘前大学第一体育館

受講料 6,500円

受講者 10組(27名)

開催日・講師

9月19日(日)～9月26日(日) 教 授 麓 信 義

〈声楽・発声のための実践講座〉

対 象 一般

場 所 弘前大学教育学部

受講料 5,500円

受講者 31名

開催日・講師

9月25日(土)～9月26日(日) 教 授 渡 邊 一 夫

〈生活を科学する－21世紀に向かって－〉

対 象 一般

場 所 木造町役場

受講料 6,500 円

受講者 40 名

共 催 木造町教育委員会

開催日・講義題目・講師

11月6日（土）「国際コミュニケーションの基礎

－人間コミュニケーションとマスコミ－

外国人教師 A. S. RAUSCH

「郷土の画家たち」

名誉教授 村 上 善 男

11月13日（土）「科学と美術から生活の魅力を創るデザイン」

教 授 比良木 高 幸

「生物として生活する」

助 教 授 肥田野 豊

11月20日（土）「現代教育改革の課題－中高一貫教育等をめぐって－」

助 教 授 大 坪 正 一

「壁のない社会と障害を考える」

教 授 安 藤 房 治

11月27日（土）「生活動作を介護する」

講 師 阿 部 テル子

「地球史に学ぶ環境改変のしくみ」

教 授 鎌 田 耕太郎

(3) 医学部

〈医学・医療の最前線〉

対 象 一般

場 所 弘前大学医学部コミュニケーションセンター

受講料 5,500 円

受講者 60 名

開催日・講義題目・講師

8月20日（金）「医療と麻酔の進歩」

麻酔学講座 教 授 松 木 明 知

8月24日（火）「臓器移植の現状－肝臓癌と肝臓移植－」

外科学第二講座 教 授 佐々木 睦 男

8月27日（金）「頭痛と脳の病気」

脳神経外科学講座 教 授 鈴 木 重 晴

8月31日（火）「生殖医療技術の進歩」

産科婦人科学講座 講 師 藤 井 俊 策

9月3日（金）「アレルギーの治療」
耳鼻咽喉科学講座 講 師 松 原 篤
9月7日（火）「白内障と眼内レンズ」
眼科学講座 講 師 櫻 庭 知 己
9月10日（金）「消化器内視鏡技術の進歩」
内科学第一講座 教 授 棟 方 昭 博

(4) 医学部附属病院

〈救急医学講座〉

対 象 地域関連病院医師等

場 所 弘前大学医学部コミュニケーションセンター

受講料 無料

開催日・講義題目・講師

4月6日（火）「心臓性突然死について」
第二内科 教 授 奥 村 謙
受講者 84 名
5月19日（水）「バイアグラの臨床薬理学」
薬理学講座 教 授 元 村 成
受講者 50 名
6月8日（火）「糖尿病に伴う昏睡」
第三内科 講 師 小 川 吉 司
受講者 65 名
7月23日（金）「種々の突然死について」
法医学講座 教 授 黒 田 直 人
受講者 50 名
8月25日（水）「高齢者の救急疾患」
老年科 教 授 水 島 豊
受講者 45 名
9月14日（火）「救急医療に行われる血液浄化療法のいろいろ」
泌尿器科 講 師 高 橋 信 好
受講者 40 名
10月25日（月）「急性菌性感染症の診断と治療」
歯科口腔外科 講 師 福 井 朗
受講者 35 名
11月19日（金）「救急部・I C Uにおける看護の役割」
看護部 看護婦長 樋 口 三枝子
受講者 35 名
12月9日（木）「脊髄損傷の治療」
整形外科 講 師 植 山 和 正
受講者 45 名

1月27日(木)「動脈瘤性くも膜下出血ー超急性期ー」

脳神経外科 講師 大熊 洋 揮

受講者 45 名

2月22日(火)「心臓手術後の急性腎不全」

第一外科 助手 小野 裕 逸

受講者 50 名

3月31日(火)「航空機による救急患者搬送ー固定翼機か回転翼機かー」

救急部 助教授 滝口 雅 博

受講者 名

(5) 理工学部

〈化学への招待ー夢化学 21 ー〉

対 象 中学生，高校生，一般

場 所 弘前大学理工学部・農学生命科学部・教育学部

参加料 無料

参加者 60 名

共 催 日本化学会東北支部，化学工学会東北支部，夢化学 21 委員会

後 援 青森県教育委員会，弘前市教育委員会，東北ポリマー懇話会

開催日・内容・講師

7月30日(金)

講演：「古紙からできたウッドセラミック」

青森県工業試験場 漆工部長 岡 部 敏 弘

ガラス細工の実演・実習

医学部 技 官 堀 井 智 実

理工学部 助教授 中 束 克 美

実験：「化学発光の世界を覗く」

理工学部 助教授 中 束 克 美

「風邪薬と湿布薬をつくってみよう」

理工学部 助教授 長 岐 正 彦

「金属イオンを色で見つけようー君もあなたも名探偵ー」

理工学部 教 授 大 関 邦 夫

「飲料水中の主要イオン」

理工学部 教 授 鶴 見 実

理工学部 助教授 砂 原 香 織

「光で起こる化学反応ー青写真を作るー」

教育学部 教 授 関 博 之

「果汁・ドリンク剤（市販品）の機器による分離・分析」

農学生命科学部 教 授 奥 野 智 旦

農学生命科学部 助教授 橋 本 勝

「高分子を実感しよう」

ナイロンを作ろう

理工学部

助 手

阿 部 敏 之

理工学部

教 授

後 藤 富 雄

高分子鎖の広がりを実感してみよう

理工学部

教 授

須 藤 新 一

〈夏休みの数学 99〉

対 象 中・高校数学担当教員，一般

場 所 弘前大学理工学部

受講料 無料

受講者 延べ 33 名

開催日・講義題目・講師

8月5日（木）「曲線のお話 P a r t II」

教 授 中 里 博

8月6日（金）「わかる，ならべる，かぞえる」

助教授 丹 原 大 介

8月7日（土）「生態系の微分方程式」

助教授 榊 真

「楽しい科学」・「サイエンスへの招待」を終えて

平成10年度より「理工系分野の魅力を青少年をはじめとして、広く社会に向けて情報発信し、大学の教育・研究活動に対する理解を促進するとともに、科学技術への興味・関心を喚起するために行う」事業が文部省により予算化された。理工学部では、大学祭の時期に合わせて計画し、要求書を提出した。予算の内示が11月になり、やむなく3月20・21日両日に実施したが、時期的、時間的に広報活動が充分できず、入場者も250人にとどまった。しかし、この体験は大きな財産となり、今回の実施にあたり十分生かされることになった。

本年度は、前記の予算に加え、「小中学生及びその保護者を主な対象に、大学が有する研究・実験施設を活用して、日常できないような多彩な体験活動の機会を提供する」ため、教育委員会や地域のマスコミ等と連携して実施するという大学開放事業推進経費が計上された。そこで、理工学部では、(1) 2つの事業を平行して行う、その際、(2) 時期は大学祭の時期に、(3) 例え予算がつかなくても実施する、(4) 小中高や地域への広報等に関する助言を得、また小中高の数学・理科教育の先生方との窓口になっていただくため生涯学習教育研究センターと連携する、などの原則のもとに計画をたてた。

生涯学習教育センターのご協力により、7月16日「楽しい科学懇談会」(メンバは小中高の先生方と主催者側あわせて15名ほど)が発足し、9月30日、11月17日と3回開催された。いずれも正規の勤務を終え6時から8時までという時間にもかかわらず、活発で建設的なご意見をいただいたことは感謝している。

タイトルを中高校生・一般を対象とする「サイエンスへの招待」、小中校生を対象とする「楽しい科学」とし(表1、表2)、「驚き、興味→あなたは、どうしてだと思えるか?→ヒント→もう一度、あなたは どう思いますか→実はこうです→この原理を使うとこんなこと(身近な事象)と結び付きます」というのを基本コンセプトに据えた。

計画段階から当日まで準備をしていただいた事務職員、知恵をしばって出し物を考えていただいた教員、そしてポスター・パンフレット・チラシの作成などにあたっていただいた学務委員の皆さんのおかげで当日を迎えることができた。

当日の反応

実施当日は晴天にも恵まれ、入場者数840、アンケート回収数226という大盛況であった。(○印はアンケートから引用)

○まるであそんでいるようで楽しかった(小学生) ○一日では回りきれないほど楽しいコーナーが多数開かれ、子どもにかえったように楽しい1日をすごすことができました。来年も楽しみにしています。日頃は大学のキャンパス内に入ることはほとんど考えられなかったのですが、これから市民レベルでおたずねしたいことを教えていただけるようなきっかけになりそうです(父母)

中には、受験倍率が気になる昨今、○弘大を受験したいと思った(高校生)、という泣かせるものもあった。また、○難しい事を教授の方や学生さんがわかるように一生懸命説明してくれるのでたいへんいい印象でした。これからは続けてください(父母) ○マンデルブローのフラクタル(学生の出し物)きれいだった。面白かった。金メダル(高校生) ○物理で勉強したことが知識だけでなく実際に体で感じられたことが良かった(父母) ○孫

（小学生）が興味をもって良かった（父母）、等今後の大学祭の在り方（教官も参加）を示唆するような意見もあった。

来年度以降の要望として、○2日間ぐらいにしてほしい。日曜日は都合が悪いときもあるので（父母）○開かれた大学。いいです。来年は3日ぐらいやって欲しい（父母）○小学生を連れてきたかったです。とても良かったです。先生方は大変でしょうが来年も期待しています（小学校教員）、などがあった。

今回、センターのアドバイスで弘前市内の小学生全員（約1万2千）にチラシを配布したが、懇談会の反省会では、中学生にも全員に配布してほしいとの意見も多かった。

今後ともセンターのご協力を得ながら、また小中高の先生方ともさらに連携を密にして、弘前大学の名物行事として定着させていきたい。

理工学部 須 藤 進・倉 坪 茂 彦

表1（楽しい科学）

テ ー マ	備 考
マイクロマウスを作ろう	定員 15 名
ペットボトルロケットを飛ばそう	定員 20 名
さわってみよう、かずとかたち	
温度を体験しよう、－200℃から300℃の世界	
真空を体験しよう	
ロボットと遊ぼう	
腕ロボットを動かそう	
メカワールドへようこそ	

表2（サイエンスへの招待）

テ ー マ	備 考
コンピュータで見る数学の世界	
核磁気共鳴（NMR）スペクトル	
クロマトグラフィーと質量分析	
X線回折と蛍光X線分析	
レーザとラマン分光	
計算機の基本構造と基本処理	
インターネット体験	
CPUの動作	
並列コンピュータLSC	
岩石・鉱物・化石の観察	
気象観察	
水の機器分析システム	
地震と火山のサイエンス	
メカワールドへようこそ	
宇宙開発と科学観測	宇宙開発事業団提供

〈大学と地域の交流を深める化学プラザ〉

対 象 一般，大学関係者

場 所 弘前大学理工学部

参加料 無料

参加者 65 名

開催日・講演題目・講師

11月5日（金）「自然の不思議」 鹿内組 鹿 内 勉

「超臨界流体の特性とその利用技術の動向」

東北工業技術研究所 齋 藤 功 夫

「大気環境の現状と浄化・修復技術」

資源環境技術総合研究所 竹 内 浩 士

(6) 農学生命科学部

〈生命と環境の科学〉

対 象 高校生，一般

場 所 弘前大学農学生命科学部

受講料 無料

受講者 60 名

開催日・講義題目・講師

11月13日（土）

生命と進化

「生物の生殖のしくみー生殖様式と遺伝的多様性ー」

助教授 石 田 幸 子

「サンショウウオの遺伝的多様性と系統関係」

助教授 片 倉 正 樹

「染色体に反映される生物の系統進化」

教 授 小 原 良 孝

総合討論司会

講 師 河 井 聖 司

11月27日（土）

生物科学はどこまで進展したか

「遺伝子科学の進歩」

教 授 武 藤 昱

「ウィルス病の診断と生命科学の寄与」

教 授 杉 山 一 夫

「視覚のしくみ」

教 授 石 黒 誠 一

総合討論司会

教 授 奥 野 智 旦

12月11日（土）

人と自然との関わりー私達の身のまわりの生物ー

「森林と人間との関わり」

教授 原 田 幸 雄
「人の作った環境と野生生物」
助教授 東 信 行
「カラスやカルガモとどう付き合うか？」
助教授 城 田 安 幸
総合討論司会 助教授 佐 野 輝 男
12月11日（土）
地域の環境と科学
「頭首工魚道における魚類の遡上調査とその水理特性」
助教授 泉 完
「水田の浸透と土壌構造」
助教授 佐々木 長 市
「ネパールヒマラヤの災害と貧困」
助教授 檜 垣 大 助
総合討論司会 教 授 牧 田 肇

〈リングを科学する〉

対 象 一般，農業関係者
場 所 藤崎町文化センター
受講料 無料
受講者 147 名
主 催 弘前大学農学生命科学部附属農場
共 催 藤崎町
開催日・講義題目・講師

12月8日（水）
「総合技術リング生産の動向」
弘前大学農学生命科学部 助教授 浅 田 武 典
「リング病害診断の未来」
弘前大学農学生命科学部 助教授 佐 野 輝 男
「害虫の殺虫剤抵抗性」
弘前大学農学生命科学部 教 授 安 藤 喜 一

12月9日（木）
「リング果実着色のなぞ」
弘前大学農学生命科学部 助教授 荒 川 修
「リングと窒素施肥」
弘前大学農学生命科学部 助教授 齊 藤 寛
「葉と果実の意外な関係」
弘前大学農学生命科学部 教 授 元 村 佳 恵

12月10日（金）
「転機に立つリング果汁」

弘前大学農学生命科学部	教 授	宇 野 忠 義
「リンゴ薬剤摘花・果技術の現状と課題」		
岩手大学農学部附属農場	教 授	横 田 清
「リンゴの色々な栽培方式の長所と短所」		
弘前大学農学生命科学部附属農場	助教授	塩 崎 雄之輔

(7) 医療技術短期大学部

〈腰痛とつきあう～パート 2～〉

対 象 一般

場 所 弘前大学医療技術短期大学部

受講料 4,500 円

受講者 28 名

開催日・講義題目・講師

9 月 23 日 (木) 「なぜ人は腰が痛くなることがあるのか

—腰背部の構造と機能—

「そのときに慌てないために—診断と治療—」

教 授 三 浦 孝 雄

「腰の痛みと理学療法

—温める, ひっぱる, 電気をかける・・・—

講 師 金 沢 善 智

「腰を痛めないためには (講義編)」

教 授 對 馬 均

「腰を痛めないためには (実技編)」

講 師 石 川 玲

講 師 尾 田 敦

実習補助

助 手 對 馬 栄 輝

実習補助

助 手 長谷川 至

〈医療における臨床検査の役割〉

対 象 高校生

場 所 弘前大学医療技術短期大学部

受講料 無料

受講者 62 名

開催日・講義題目・講師

10 月 24 日 (日) 「臨床検査とは」「病理検査について」

教 授 佐 藤 達 資

「生化学検査について」

助教授 佐 藤 剛

「細菌検査について」

講 師 佐 藤 征

「臨床検査総論について（検査機器見学を含む）」

講 師	中 野 京 子
助 手	石 川 孝
助 手	三 浦 富 智
助 手	野 坂 大 喜

3. 情報提供

生涯学習教育研究センターが開設しているホームページでは、開催予定の公開講座、講演会、シンポジウムなどの事業を紹介しています。その他、大学開放のシステムや青森県内の関連サイトの紹介などもおこなっています。

センターでは、各学部で主催する公開講座等を網羅した、パンフレットやポスターも作成し、全学的な立場から市民向けの学習情報を提供しています。

平成12年度には、さらに「開かれた大学」として弘前大学が地域住民の生涯学習にどのように活用し得るのか、という視点から小冊子を編集発行する計画です。社会人入学や科目等履修生の制度について紹介したり、図書館・体育施設などの利用の仕方（利用可能時間、必要とする手続き、申込先等々）などを紹介していく予定です。

今日、通信システムの技術革新が進行しインターネットを利用した情報提供は一段とその重要性を高めてきていますので、センターが主催する事業だけでなく、広く地域情報（地域の自然、歴史、社会、文化等に関する情報）を提供していきたい、と考えています。

現在、ホームページ作成に当たって2人の方がボランティアで参加しています。今後より充実した内容にする上で、気軽にボランティアで情報提供を手伝って下さる方を求めています。

なお、センターのURLは次のとおりです。

URL <http://culture.cc.hirosaki-u.ac.jp/sgcenter/>

4. 会議その他の事業日誌

- 平成11年 4月19日 生涯学習推進委員会
6月15日 大学公開講座まつり連絡会議
6月17日 公開講座「世界の中の日本 日本の中の私たち
～よりよい国際人となるために～」～7月29日
6月17日 生涯学習連続講演会「明日の教育を考える」～7月17日
6月21日 生涯学習教育研究センター運営委員会
7月14日 生涯学習教育研究センター運営委員会
8月31日 公開講座「いま、地球市民として～環境問題を考える～」
～9月16日
9月10日 公開講座「検証 20世紀～われわれの世紀を科学する～」
～10月22日
9月20日 生涯学習教育研究センター運営委員会
10月7日 第11回大学開放の在り方に関する研究会
10月8日 第5回生涯学習実務者協議会
10月13日 生涯学習推進委員会
10月28日 懇談会「地域に根ざしたセンターをめざして」
11月4日 平成11年度第21回全国国立大学生涯学習系センター協議会
～11月5日
11月29日 生涯学習教育研究センター運営委員会
平成12年 1月7日 生涯学習推進委員会
1月24日 生涯学習教育研究センター運営委員会
2月5日 生涯学習シンポジウム「ホスピスのはなし」
2月8日 生涯学習推進委員会
2月21日 生涯学習教育研究センター運営委員会
2月25日 生涯学習講演会「現代の子どもたちと子育て・教育力の再構築
ーいま、家庭・学校・地域に求められているものー」
2月28日 生涯学習教育研究センター運営委員会
2月28日 生涯学習推進委員会
3月9日 平成11年度東北地区「大学公開講座連絡会議」
3月27日 生涯学習教育研究センター運営委員会
3月30日 大学公開講座まつり連絡会議

III. センター関連規則等

1. センター関連規則

(1) 弘前大学生涯学習推進委員会規則

(平成7年4月18日)
(規則第19号)

最終改正 平12. 4. 1

(設置)

第1条 弘前大学（医療技術短期大学部を含む。以下「本学」という。）に、生涯学習社会における本学の在り方を総合的に検討し、生涯学習を推進することを目的として、弘前大学生涯学習推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 生涯学習の推進についての基本方針に関すること。
- (2) 生涯学習に係る企画及び立案に関すること。
- (3) 生涯学習教育研究センター（以下「センター」という。）の管理運営の基本方針に関すること。
- (4) センター長及びセンター教官の人事に関すること。
- (5) その他生涯学習の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長（以下「副学長」という。）
 - (2) 各学部長
 - (3) 附属図書館長
 - (4) 附属病院長
 - (5) 医療技術短期大学部部長
 - (6) 事務局長
 - (7) センター長
 - (8) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第6号の委員は、前条第4号の審議には、加わらないものとする。

(委員長、副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選によって選出する。
- 3 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くこと

ができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に専門的事項を調査し、又は企画、立案若しくは実施するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員長は、委員会の審議に加わるものとする。

3 専門委員会の名称、組織及び運営については、委員会の議を経て別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部研究協力課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、生涯学習の推進に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年4月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年5月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(2) 弘前大学生涯学習教育研究センター規則

(平成8年5月11日)
(規則第30号)
最終改正 平11. 4. 1

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前大学学則（昭和40年規則第3号）第9条の規定に基づき、弘前大学生涯学習教育研究センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、学内共同教育研究施設として、生涯学習に関する教育（医学及び保健に関することを含む。）及び研究を行い、地域における生涯学習の振興に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 生涯学習に関する教育内容・方法の研究
- (2) 社会人を対象とする公開講座等の生涯学習事業の実施
- (3) 生涯学習指導者の養成
- (4) 生涯学習に関する情報の収集及び提供
- (5) 生涯学習に関する相談事業
- (6) 生涯学習に関する調査・研究報告書等の刊行
- (7) メディカルコミュニケーションセンターの業務に関すること。
- (8) その他生涯学習に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教官
- (3) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教授をもって充てる。

- 2 センター長候補者の選考は、弘前大学生涯学習推進委員会（以下「推進委員会」という。）の議に基づき、学長が行う。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長は、センターの業務を掌理する。

(専任教官)

第6条 センターの専任教官の選考は、推進委員会の議に基づき、学長が行う。

(センター協力教官)

第7条 センターに、センターが行う事業を円滑に実施するため、センター協力教官を置くことができる。

- 2 センター協力教官の任期は、担当する業務が終了するまでの期間とする。
- 3 センター協力教官は、学長が任命する。

(運営委員会)

第8条 センターの運営に関する具体的事項を審議するため、弘前大学生涯学習教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営については、推進委員会の議を経て学長が別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、当分の間、総務部研究協力課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、推進委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成8年5月11日から施行する。

2 この規則施行後最初に任命されるセンター長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(3) 弘前大学生涯学習教育研究センター運営委員会内規

(平成8年5月11日)
制 定
最終改正 平12. 4. 1

(趣旨)

第1条 この内規は、弘前大学生涯学習教育研究センター規則（平成8年規則第30号）第8条の規定に基づき、弘前大学生涯学習教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 学長が指名する副学長
- (3) センターの専任教官
- (4) 各学部及び医療技術短期大学部から推薦された教官 各1名
- (5) 前各号に定めるもののほか、運営委員会が必要と認めた者 若干名

2 前項第4号及び第5号の委員は、学長が任命する。

(委員の任期)

第3条 前条第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第5号の委員の任期は、運営委員会がその都度定めるものとする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の代理出席)

第6条 委員に事故があるときは、当該委員の指名した者が委員として代理出席することができる。

(委員以外の出席)

第7条 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 運営委員会に専門的事項を調査し、又は企画、立案若しくは実施をするため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の名称、組織及び運営については、運営委員会が別に定める。

(報告)

第9条 運営委員会において審議した事項は、生涯学習推進委員会へ報告するものとする。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、当分の間、総務部研究協力課において処理する。

(その他)

第11条 この内規に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成8年5月11日から施行する。
- 2 この内規施行後最初に任命される第2条第1項第3号の委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、学長が指定する概ね半数の委員については平成9年3月31日までとし、その他の委員については、平成10年3月31日までとする。
- 3 弘前大学生涯学習推進委員会専門委員会内規（平成7年5月15日制定。以下「専門委員会内規」という。）は、廃止する。
- 4 この内規施行の際、専門委員会内規に基づく公開講座運営委員会委員は、前項の規定にかかわらず、当該委員会の業務が運営委員会に引き継がれるまでの間、第2条第1項第4号に規定する運営委員会委員として、引き続きその職務を行うものとする。

附 則

この内規は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

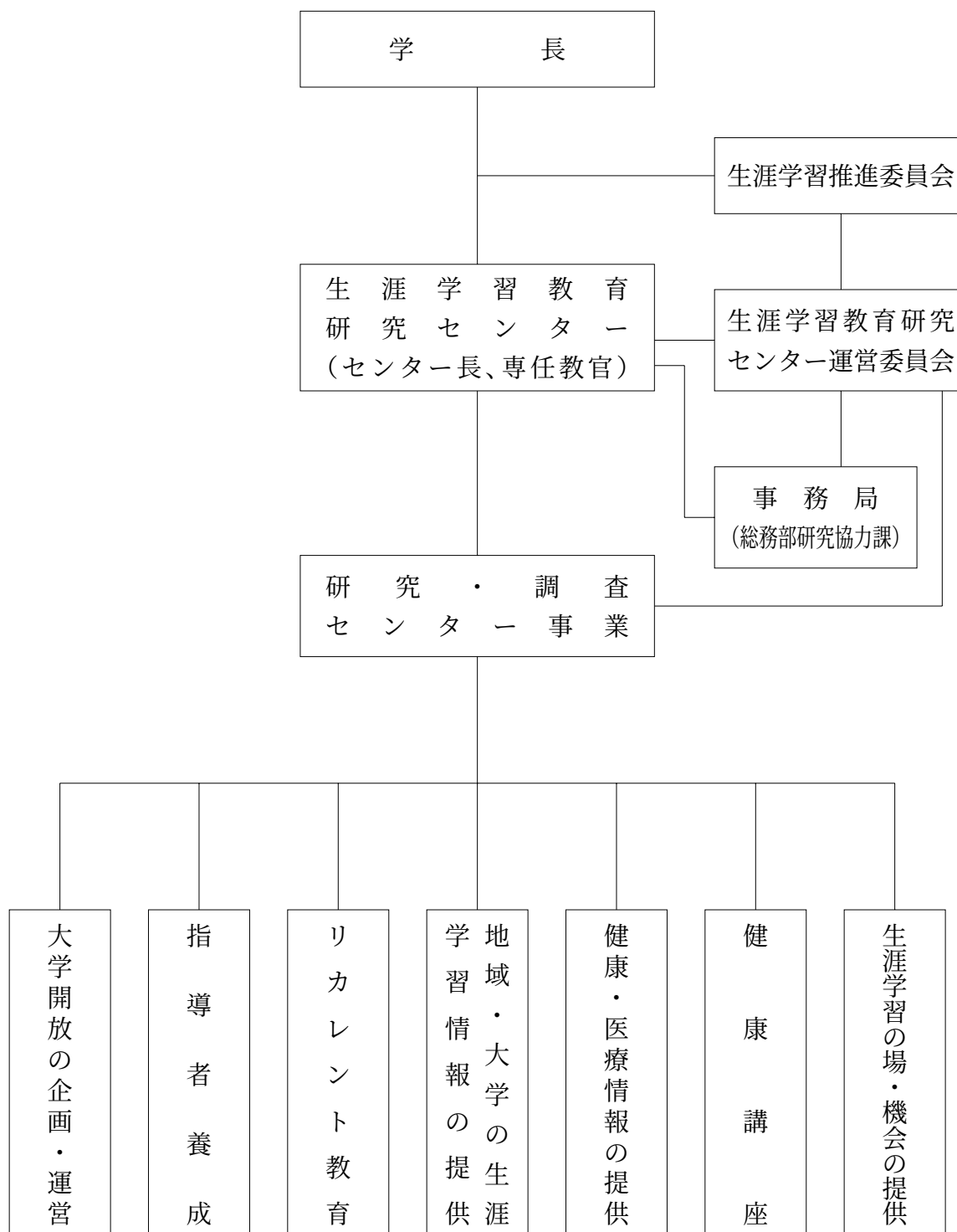
この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

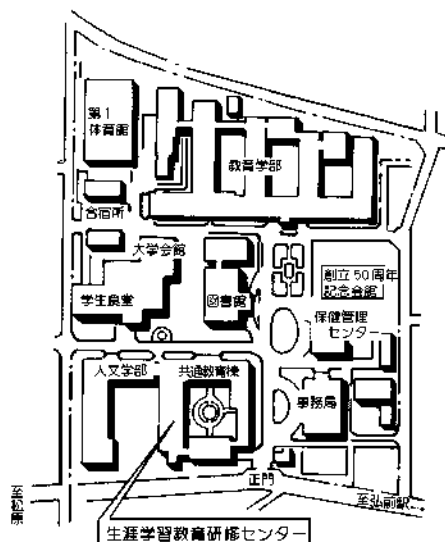
2. 機構・組織図

センターの運営は、「弘前大学生涯学習推進委員会」（学長が指名する副学長（以下「副学長」という。）、各学部長、附属図書館長、附属病院長、医療技術短期大学部部長、事務局長、センター長によって構成）の下、副学長並びに各学部及び医療技術短期大学部から推進された委員とセンター長並びに専任教官が構成員となった「弘前大学生涯学習教育研究センター運営委員会」で、全学的な視点から検討されることになっています。



3. 地図・連絡先

文京町地区

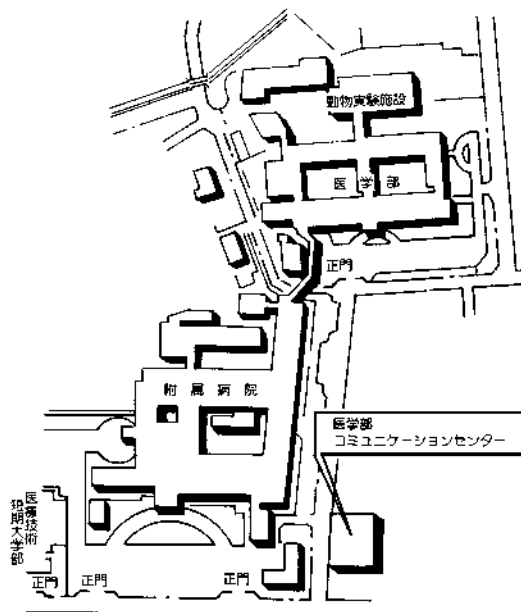


弘前大学生涯学習教育研究センター

〒036-8560 弘前市文京町1番地
TEL (0172) 39-3148〈直通〉
FAX (0172) 39-3148

事務局 総務部研究協力課研究協力係
〒036-8560 弘前市文京町1番地
TEL (0172) 39-3904～5
FAX (0172) 39-3919

本町地区



分室(医学部コミュニケーションセンター)

〒036-8203 弘前市本町40-1
TEL (0172) 39-5240〈直通〉
FAX (0172) 33-4056

編集後記

21世紀という、新しい世紀も間近になりました。20世紀という100年間に人類が経験したこと、発展させてきた科学技術などは、かつてなかったような急激で巨大なものでした。

大学についても、設置数・学生数・研究と教育のシステムなどがこの100年間に大きく様変わりしましたが、おそらく21世紀には想像もつかないような変化を遂げることと思われます。

今回の『年報』では、今日の急速なマルチメディアの発展や、介護保険法施行、NPO法の施行等の条件の下で、生涯学習に関連するテーマの論稿が掲載されています。21世紀をみとおす上で、参考にしていただければ幸いです（S）。

発行 平成12年3月31日

弘前大学生涯学習教育研究センター 年報 第3号

発行 弘前大学生涯学習教育研究センター

〒036-8560 弘前市文京町1番地

☎ (0172) 39-3148

印刷 やまと印刷株式会社

〒036-8061 弘前市神田4丁目4-5

☎ (0172) 34-4111
